

下関市環境基本計画

2017-2026

(中間見直し)

下 関 市



目次

第1部 計画の基本的な考え方と背景

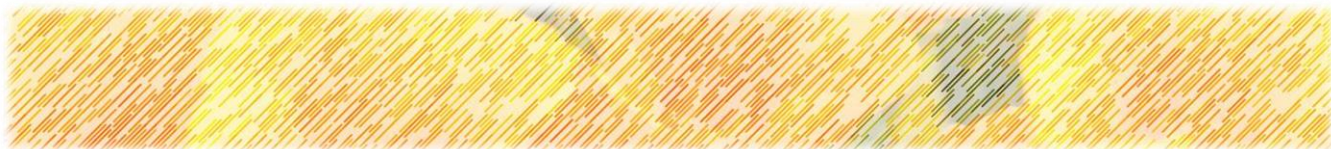
第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定（改定）の背景	1
2 計画改定後の対応	3
3 計画の基本的事項	4
第2章 本市の概況	8
1 自然等概況	8
2 社会的概況	9

第2部 環境基本計画が目指すもの

第1章 望ましい環境像と基本目標	15
1 望ましい環境像	15
2 基本目標	17
第2章 施策の体系	21
1 施策の基本的方針	21
2 施策の体系	22

第3部 分野別の施策展開

第1章 豊かな自然環境の保全とふれあいの推進	23
1 優れた自然環境の保全と活用	23
2 里地・里山・里海の適正な管理	26
3 豊かな生態系の保全	30
4 自然とのふれあいの確保	33
第2章 環境負荷の少ない循環型社会の構築	36
1 公害のない生活環境の確保	36
2 ごみ減量とリサイクル対策の推進	40
第3章 快適な生活空間の確保	47
1 歴史的町並み・文化財の保存整備	47
2 景観の保全と創出	50
3 公園・緑地等の整備	53
第4章 未来につなぐ脱炭素の社会づくり	55
1 地球温暖化対策の推進	55
2 資源・エネルギーの効率的利用の促進	60
3 新たなエネルギー利用の展開	64

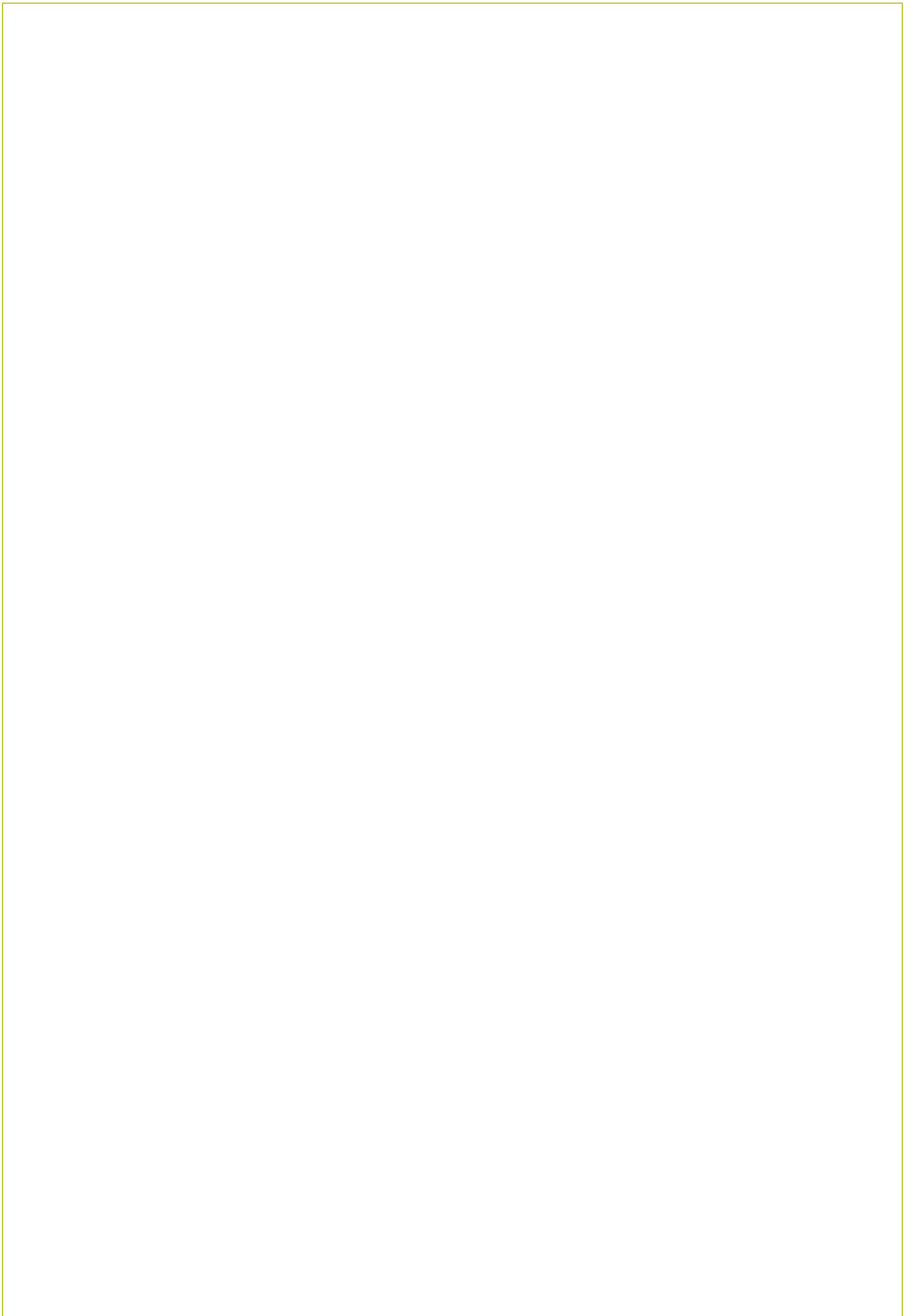


第5章	環境保全の仕組みづくり	66
1	環境に配慮した事業活動の促進	66
2	地域コミュニティの活性化	69
3	持続可能な社会づくりの担い手の育成	72
4	国際協力の推進	76
5	環境影響評価	77
6	周辺自治体との環境広域連携	78
第4部	計画推進に向けて	
第1章	計画の推進体制	79
1	計画の推進体制	79
2	推進組織の概要と役割	80
第2章	計画の進行管理	81
1	進行管理の考え方	81
2	計画の進捗状況の公表	84

資料編

第1部

計画の基本的な考え方と背景



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定（改定）の背景

1-1 下関市を取り巻く社会状況

●国際的な取組の動向

2015（平成27）年にSDGs（エスディーゼズ：Sustainable Development Goalsの略称）が国連で採択されました。SDGsとは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2016（平成28）年から2030（令和12）年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」のことで、先進国、途上国の別なく全ての国が目標として掲げて参画し、環境・経済・社会の課題に対して総合的に取り組む仕組みとなっています。



図 SDGsポスター（出典：国際連合センターWebサイト）

このSDGsの動きと合わせて、従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance：企業統治）に関する取組を投資判断の要素とする「ESG投資」の考え方が普及しつつあり、環境・経済・社会の統合的向上に向けた基盤が整えられてきています。

●地球温暖化をめぐる動向

2015（平成27）年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された「パリ協定」では、事態の緊急性から、これまでの先進国のみであった温室効果ガスの削減主体を全ての締約国に拡大するとともに、今後の気温上昇が2°C未満を保つとともに、1.5°Cに抑える努力を継続することを目標に掲げています。

また、2018（平成30）年10月にIPCC（気候変動に関する政府間パネル）より、世界の平均気温が2017（平成29）年時点で工業化以前と比較して約1°C上昇し、2030（令和12）年から2052（令和34）年までの間に気温上昇が1.5°Cに達する可

能性が高いことと、地球温暖化を 1.5°C に抑えるには、2050（令和 32）年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることが必要との報告書が公表されました。さらに、2021（令和 3）年の報告では、地球温暖化の主な原因について、「人間活動の影響が大気・海洋及び陸域を温暖化させてきたことに疑う余地はない」とあります。

1-2 環境基本計画について

●国の環境基本計画

我が国が抱える環境（温室効果ガスの大幅排出削減、資源の有効活用、生物多様性の保全など）・経済（地域経済の疲弊、新興国との国際競争、AI、IoT 等の技術革新への対応など）・社会（少子高齢化・人口減少、働き方改革、大規模災害への備えなど）の課題を認識・解決するため、2018（平成 30）年 4 月に「第五次環境基本計画」（以下「国計画」という。）が閣議決定されました。

国計画における目指すべき社会の姿として、①地域循環共生圏の創造、②世界の範となる日本の確立、③持続可能な循環共生型の社会の実現が打ち出されています。

また、国計画では、“経済”、“国土”、“地域”、“暮らし”、“技術”、“国際”をそれぞれキーワードとした重点戦略が設定され、様々な施策に横断的に盛り込まれています。これらの重点戦略を支える環境政策として、『気候変動対策』『循環型社会の形成』『生物多様性の確保・自然共生』『環境リスクの管理』『基盤となる施策』『東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発生時の対応』に基づく取組を着実に推進することとしています。

●本市の環境基本計画

「下関市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために最上位計画として、下関市環境基本条例（平成 17 年条例第 205 号）に基づき、2007（平成 19）年 3 月に初めて策定されました。

本計画策定以降、自然環境の保全、循環型社会の構築、快適空間の確保、人づくり・地域づくりなど、計画に基づいた様々な取組を行い一定の成果は見られてきましたが、引き続き解決すべき課題も残されています。特に、地球温暖化、生物多様性[※]の損失、資源・エネルギー問題、ごみ問題など地球規模で進行する環境問題への対応が挙げられます。

※生物多様性

地球上に生きている生き物は、すべて直接的、間接的につながり合い、壮大な命の環を織りなしている。この生き物のつながりを「生物多様性」と呼ぶ。生物多様性はわれわれ人類の生存基盤として酸素供給や水資源供給などの役割のほか、食料や医薬品などの原材料を提供している。また芸術文化の対象となるなど、精神面でも不可欠のものである。生物多様性は「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」という 3 つのレベルの多様性から成り立っており、生物多様性保全にはそれぞれのレベルでの対策が必要である。

このような問題解決にさらに取り組み、次の10年間の方向性を示すために、2017（平成29）年3月に本計画を改定いたしました。また、これに関連する計画として、地球温暖化に関連して「下関市地球温暖化対策実行計画」、循環型社会に関連して「下関市一般廃棄物処理基本計画」などの環境関連計画を策定（改定）し環境施策を進めてきました。

2 計画改定後の対応

本計画の改定後、ゲリラ豪雨など地球温暖化の進行に起因する気候変動の顕在化、生物多様性の損失、高齢化の進展や社会構造の変化による大量消費と大量廃棄に対する循環型社会への取組強化など、環境を取り巻く課題は一層複雑化・多様化してきました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が我が国の経済社会に様々な影響を及ぼしており、ここ数年で生活や社会システムが大きく変容しています。

社会情勢の急激な変化と、これに伴う環境問題の複雑化・多様化に対応していくため、本市の環境の現状を確認するとともに、本計画に伴う各施策について評価の上で、単なるこれまでの施策の延長ではなく、本市における様々な政策分野との連携を図り、持続可能な社会を目指すことを目的として、本計画改定後5年を経過した中で、本計画の見直しを行います。

3 計画の基本的事項

3-1 環境基本計画の目的

本計画は、「下関市環境基本条例」が目指す「持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境づくり」の実現を目指して、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

3-2 環境基本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「下関市総合計画」を環境面から実現していく役割を持っており、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案する上で基本となる計画です。

また、本計画の目的達成のため、本市におけるその他の行政計画及び施策との連携を図っていくことが重要です。

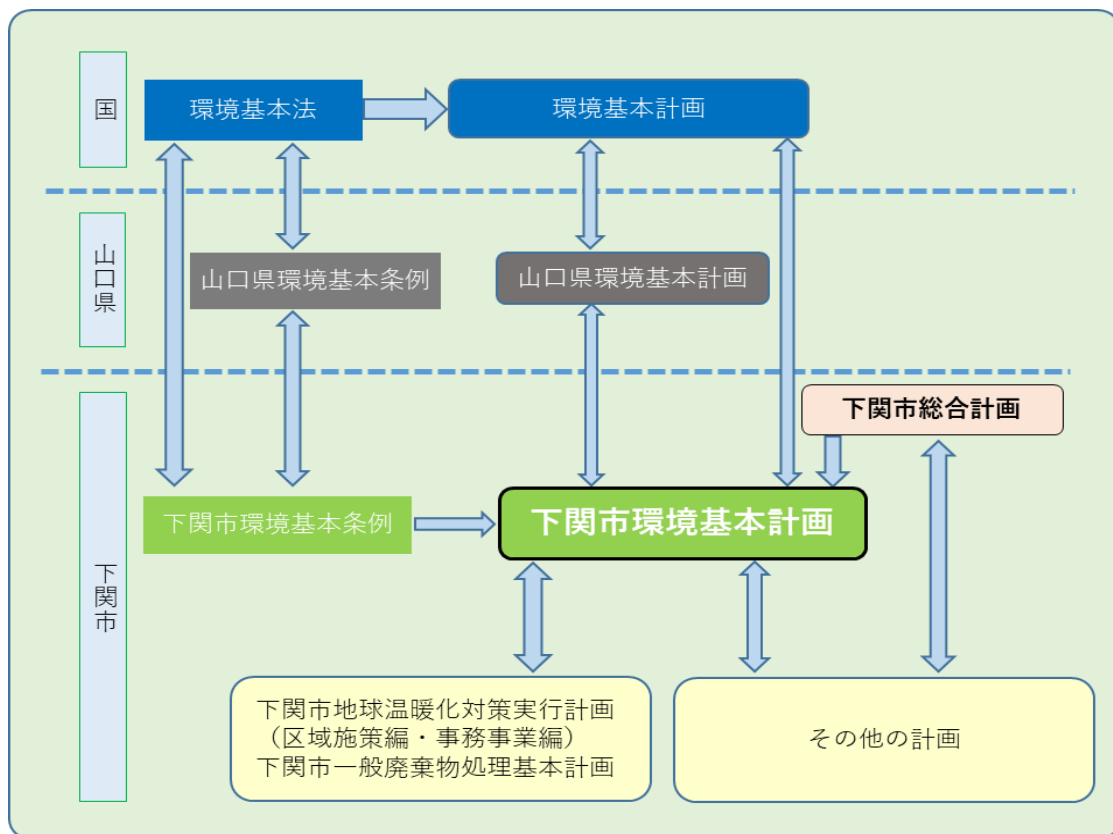


図 環境基本計画の位置づけ

3-3 計画期間

本計画の計画期間は、2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度までの 10 年間とします。

計画期間を前期 5 年（2017～2021 年度）、後期 5 年（2022～2026 年度）に分け、前期 5 年が経過した 2022（令和 4）年度に中間見直しを行い、社会経済情勢の変化にも機動的かつ柔軟に対応できる計画とします。

本計画の見直しに当たっては、事業や施策の効果等を評価した上で、施策の見直しの可否等を関係機関に確認を行い、さらに国内外の環境問題や国他の環境政策の動向を踏まえ、今後本市が目指す姿を示し、その姿の実現に向けた施策を定めていきます。

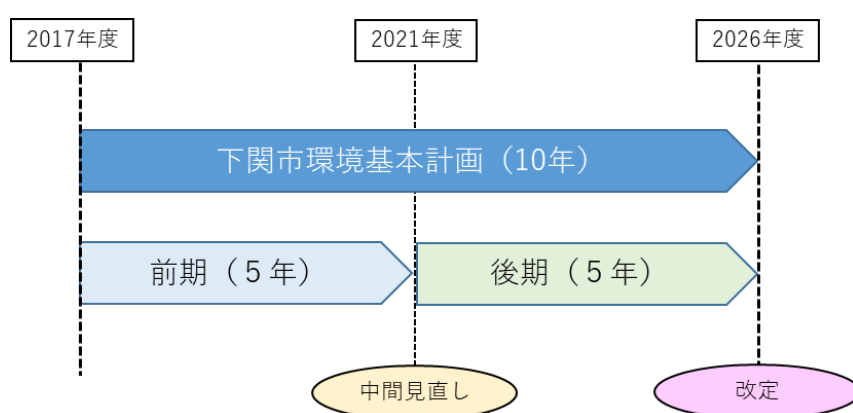


図 計画期間

3-4 計画の対象地域

本計画の対象地域は下関市全域としますが、国際的な取組や河川、海域等市域を越えた問題についても対応します。

3-5 計画の対象範囲

本計画で取り扱う対象は、“環境”と“仕組み”とします。

このうち“環境”として取り扱う要素は、「自然環境」、「生活環境」、「都市環境」、「地球環境」、「資源循環」の5つに分類される範囲とします。

また、これら環境分野を統括し、積極的に活用していくための体制や枠組なども“仕組み”として、本計画で取り扱う対象範囲とします。

●計画で取り扱う対象範囲

区 分	項 目
環 境	
自然環境	植生※、植物、動物、生態系、生物多様性、自然景観・自然とのふれあい、法規制状況
生活環境	大気、騒音・振動、悪臭、水質、土壌、公害苦情
都市環境	公園、緑地、歴史、文化、都市景観
地球環境	地球温暖化対策、エネルギー対策
資源循環	廃棄物・リサイクル、その他のごみ問題
仕 組 み	環境に配慮した事業活動、地域コミュニティの活性化、環境保全活動団体・人材の育成、環境学習、国際協力、環境影響評価、広域連携

3-6 計画推進に関わる主体とその役割

●地域に根ざした取組の重要性

地球環境の保全においては、各地域の地理的・経済的な位置づけ、例えば使用しているエネルギーやどのような施設があるかなど、地域の特性に合致した取組が重要となります。

また、こうした取組を通じて生み出される地域固有の環境価値、例えば「森林や里地・里山の管理等を通じて創出された美しい自然景観」や「歴史的な町並み等の文化的資源」、「公共交通を軸とした歩いて暮らせる市街地」、「快適な生活空間の確保」などは、地域経済の活性化をもたらし、持続可能な地域社会の構築に寄与することができると考えられます。計画の実効性を高め、着実に推進していくためには、市民、事業者、市がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携して取り組む必要があります。

●計画推進に向けた各主体の役割

市民、事業者、市など、主体によって環境に対する関わり方は異なります。それぞれの立場や特性を活かした自主的な行動を推進するとともに、各主体の役割分担のもと、様々な取組を展開していくことで、地域自らが環境を良くしていくための力を育みます。

※植生

特定の場所に生育している植物の集団を示す総称。植生の分類には、構成種の優占性や特徴的な種の出現状況、相観等に基づく区分が利用される。

また、本市では市民活動団体の果たす役割が大きく、計画の推進にはなくてはならないものとなっています。各主体間をつなぐとともに、環境教育などの実際の活動を行う際のリーダーとして、今後ますますその活動が期待されます。

地域においては、自治会やPTA、地区社会福祉協議会、自治連合会のような様々な目的を持つ住民団体があります。今後は、このような団体が連携し設立された“まちづくり協議会”が住民自治によるまちづくりにより地域に根ざした取組を進める中に、本市の、また、ひいては地球全体の環境課題解決の糸口を見出すことができると考えます。山や川、森林、海など、過去から受け継いできた恵まれた地球環境を守り、将来の世代へと渡していく責任を認識するとともに、「地球規模で考え、足下から行動せよ（Think Globally, Act Locally）」の精神を持って環境問題を理解し、一人ひとりがどのように活動するかの判断能力を養う環境教育と、それを推進するための人材育成が求められています。

【市民・事業者・市の役割 ー下関市環境基本条例より】

●市民の責務

- ・日常生活に伴う環境への負荷の低減
- ・快適な環境の形成に資する行動の実施
- ・環境の保全への自主的な取組
- ・市が実施する環境の保全に関する施策への自主的かつ積極的な協力

●事業者の責務

- ・事業活動に伴って生じる公害の防止及び廃棄物の適正処理
- ・自然環境を適切に保全するために必要な措置の実施
- ・製品が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるようにするための措置の実施
- ・製品が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減
- ・環境への負荷の低減に資する原材料、役務等の利用
- ・環境の保全への自主的な取組
- ・市が実施する環境の保全に関する施策への自主的かつ積極的な協力

●市の責務

- ・基本的かつ総合的な施策の策定と実施
- ・環境の保全に資する取組の率先的実行
- ・市民、事業者の環境保全及び快適な環境形成のための取組支援

第2章 本市の概況

1 自然等概況

(1) 地勢・地理的条件

本市は、本州の最西端に位置し、東西約30km、南北約50km、面積716.10km²（2021（令和3）年10月1日時点）で、東南に周防灘、西に響灘、南は関門海峡と三方が海に開かれており、目前に九州が位置するという立地にあります。市域中央部には標高600m程度の山々が連なり、平地は河川流域と海岸線沿いに見られ、平野に乏しく起伏の多い地形となっています。

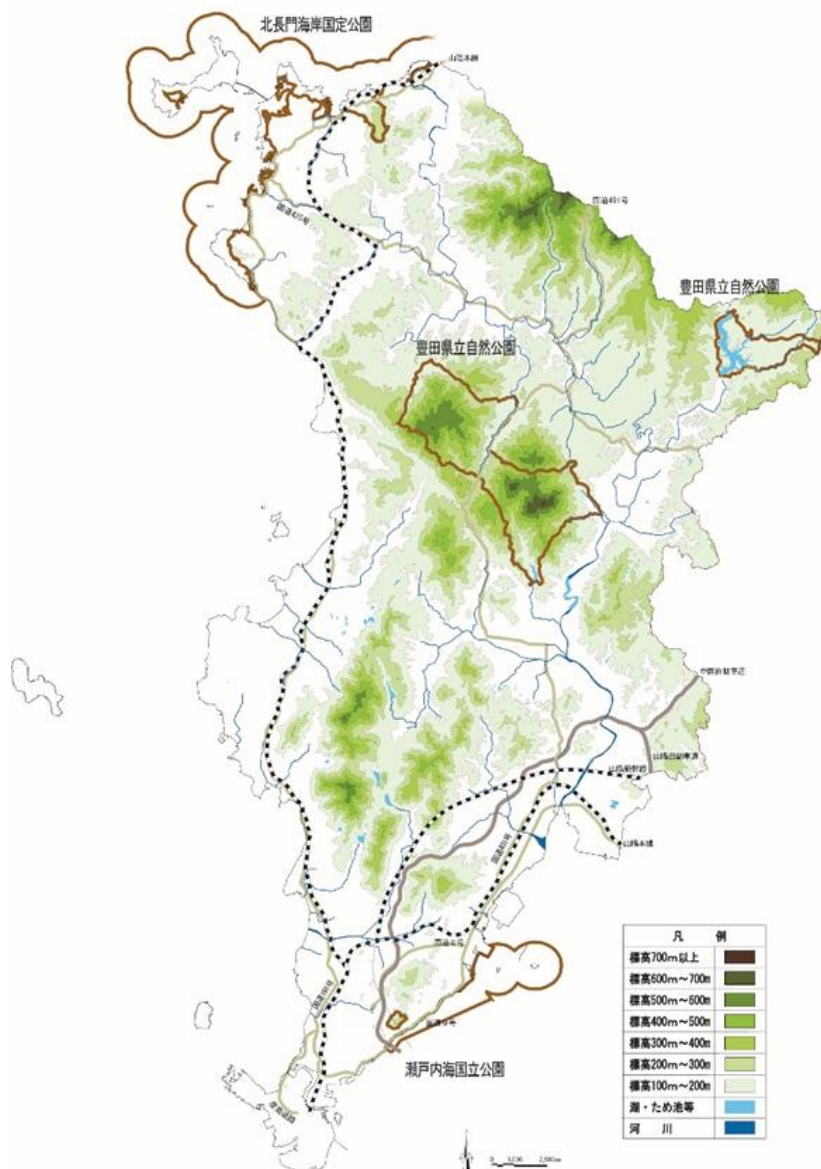


図 下関市の地勢 [出典：国土地理院 1/25000 より作成]

(2) 都市形態

本市は、2005（平成17）年2月に旧下関市と豊浦郡4町が新設合併し、人口が県内最大規模の都市となり、また県内唯一の中核市です。九州とは関門海峡を挟み、関門橋、関門トンネル（国道、鉄道）により繋がっており、またアジアとも近接していることから、韓国・中国を中心とする東アジア方面との国際交流や貿易を行っています。



響灘沿いの海岸線や角島などの島々が生み出す景観や豊田湖、華山等の山並みといった内陸部の豊かな自然環境は観光資源として活用されており、また日本の歴史の節目で重要な舞台となった、源平最後の戦いの場である「壇ノ浦」、武蔵・小次郎決闘の地「巖流島」、明治維新の志士高杉晋作拳兵の地「功山寺」など数多く存在し、観光都市としての一面を持っています。

2 社会的概況

(1) 人口・世帯

(ア) 人口、世帯数

本市の人口は2020（令和2）年（国勢調査）で255,051人、世帯数は115,817世帯で人口・世帯数ともに近年減少傾向が続いています。

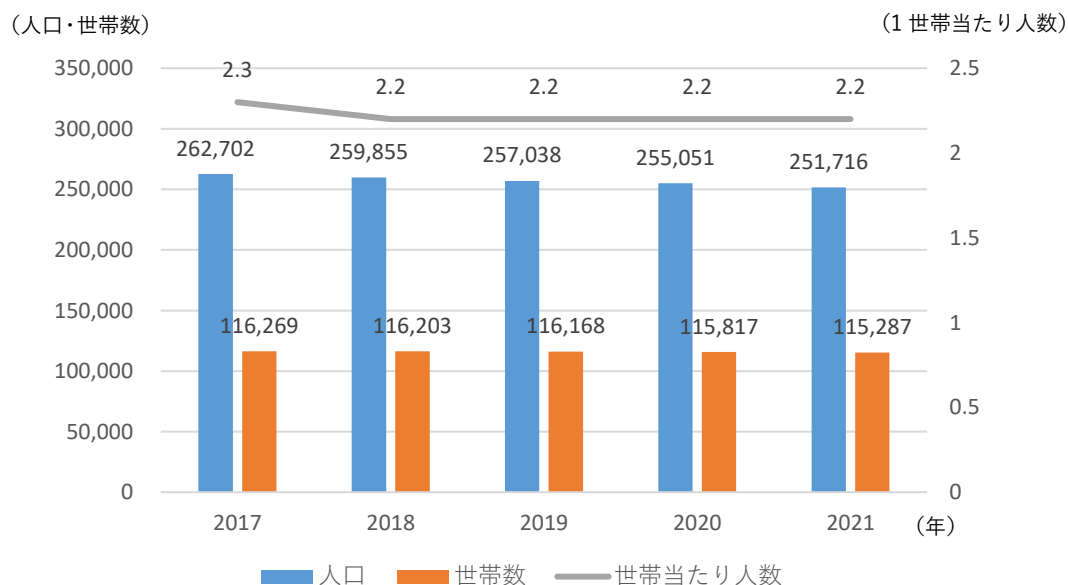


図 下関市の人口・世帯数・1世帯当たりの人数推移 [出典：統計しものせきより作成]

(イ) 将来推計人口

本市の人口は今後減少傾向が続くことが予想され、2030（令和12）年には約226,000人となり、本計画策定時の2017（平成29）年の262,702人から約3万6千人減少する見込みとなっています。さらに、2050（令和32）年には約169,000人まで減少する見込みとなっています。

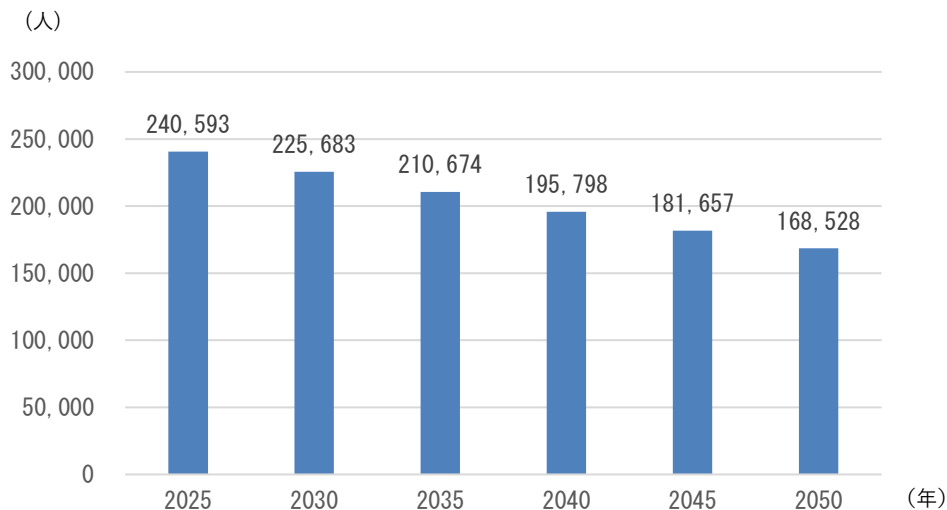


図 下関市の将来推計人口の推移 [資料：下関市人口ビジョン（2020年）]

(2) 産業

(ア) 産業別人口等

本市の産業別の人口は、福祉やサービス業など第3次産業に従事する人の数が最も多くなっています。産業別人口、また各産業における人口も2005年調査以降、減少傾向です。

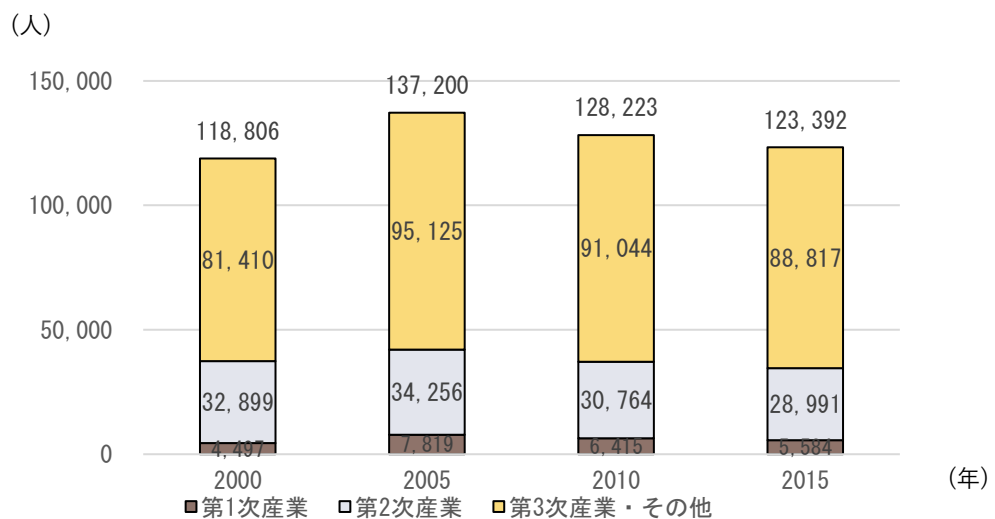


図 下関市の産業別人口の推移 [資料：国勢調査(2000,2005,2010,2015年)]

(イ) 事業所数

本市の事業所数は、2014年調査では事業所数12,769か所、従業者数は117,820人です。2001年調査以降減少傾向が続いており、これに伴い従業者数も減少している傾向が見られます。

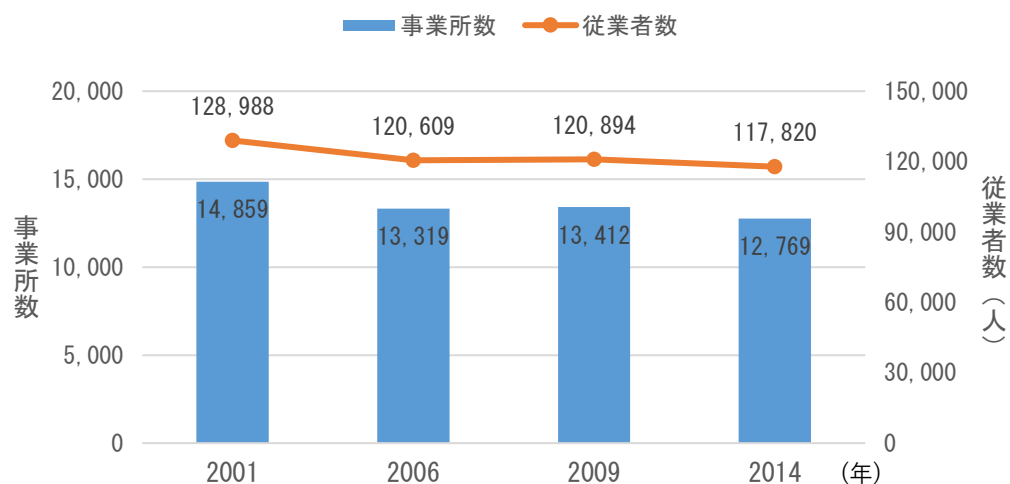


図 下関市の事業所数、従業者数の推移
資料：経済センサス(2001,2006,2009,2014年)

(ウ) 製造品出荷額等

市内の製造品出荷額等は、2019(令和元)年度は約5,996億円でした。2013(平成25)年度の約5,481億円と比べ、約9.4%増加しています。

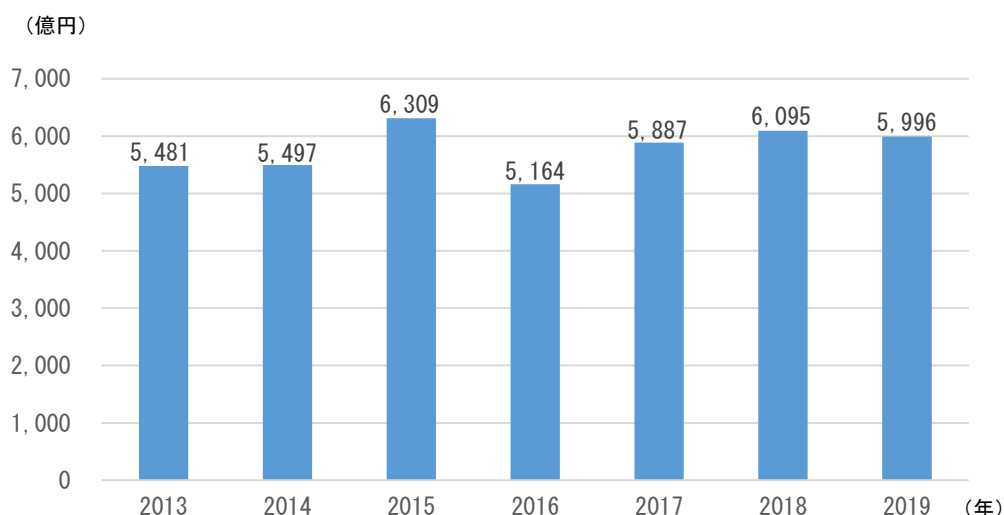


図 下関市の製造品出荷額等の推移
資料：経済産業省ホームページ「工業統計調査」
(<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>)

また、海運貨物を主体としたネットワークや九州、山陰、山陽方面を結ぶ自動車専用道などの広域連携の整備に加え、市内連携を意識した一般道が整備されるなど、海上・陸上交通の要衝として発展してきました。

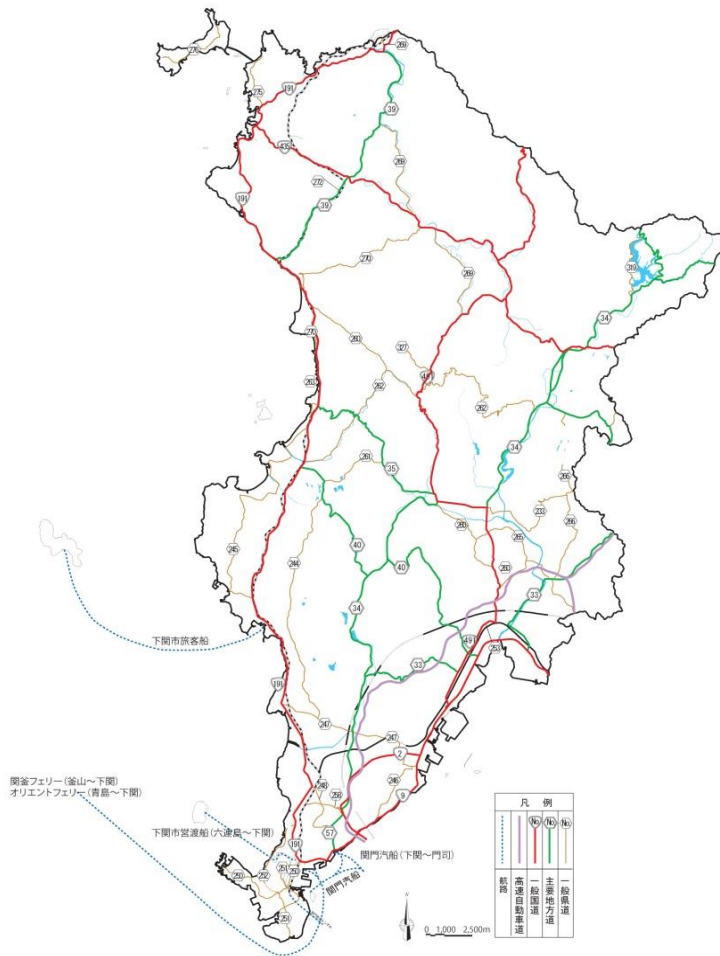
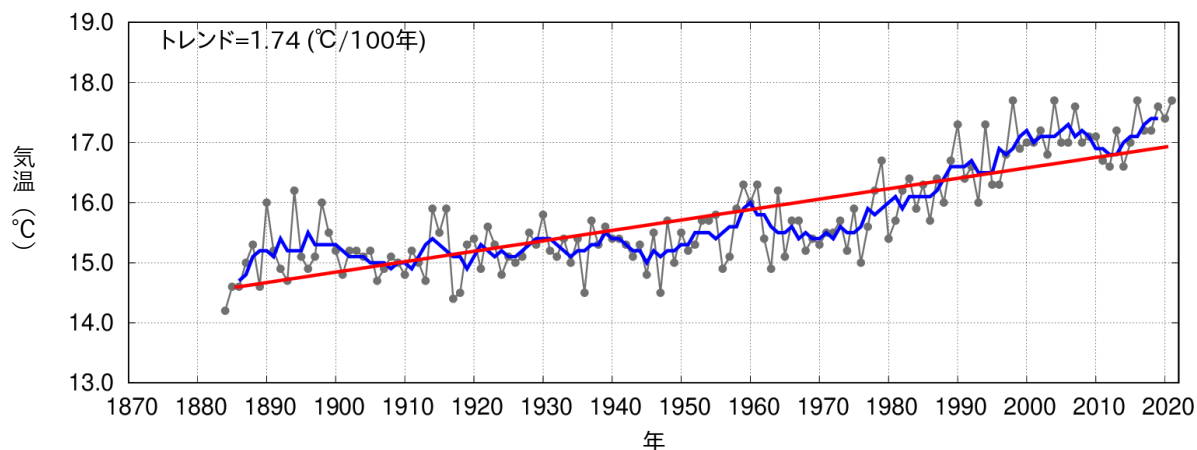


図 下関市の位置と陸上・海上交通網 [出典：山口県の道路 2015 (山口県道路地図)]

(3) 気象

市域のほとんどが温暖で雨の少ない気候にあります。また、本市においても温暖化は着実に進行しており、年平均気温の上昇のほか、真夏日の年間出現日数の増加が認められます。

下関の年平均気温

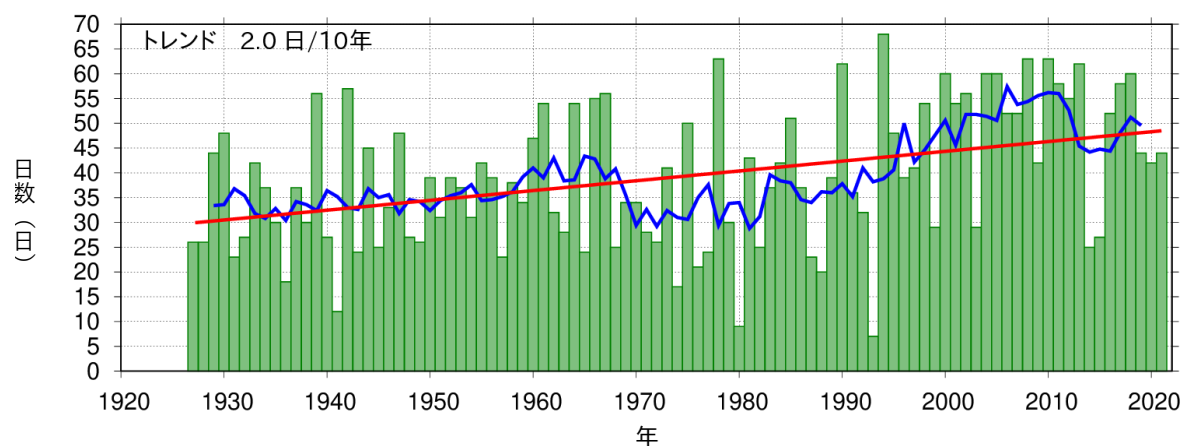


統計期間：1884年～2021年。黒の細線：年々の値、青の太線：5年移動平均、赤の直線：長期変化傾向

図 年平均気温偏差の経年変化（下関地方気象台観測）

[出典：九州・山口県の気候変動監視レポート 2021（2022（令和4）年6月福岡管区気象台）]

下関の年間真夏日日数



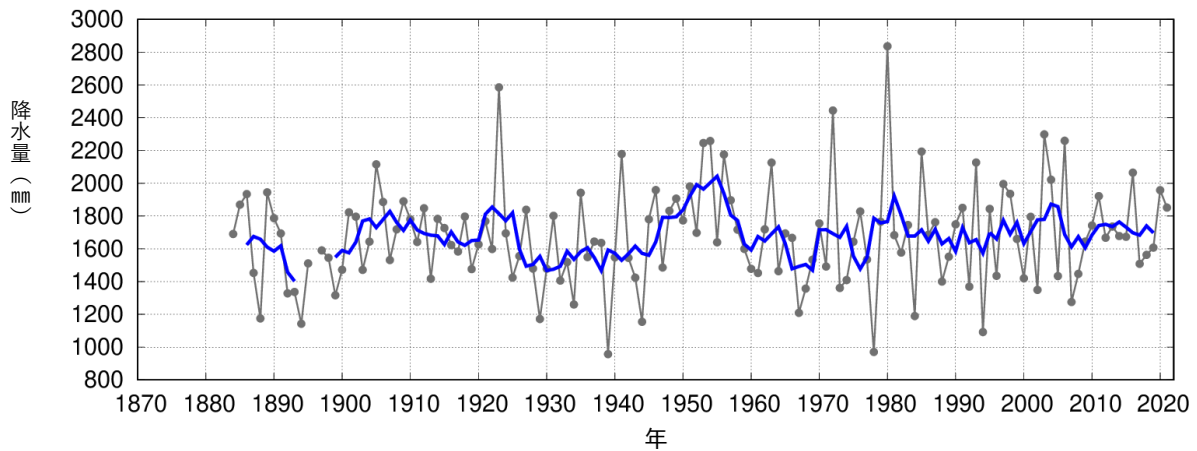
統計期間：1927～2021年。緑の棒：年々の値、青の太線：5年移動平均、赤の直線：長期変化傾向

図 年間真夏日日数の出現数の経年変化（下関地方気象台観測）

[出典：九州・山口県の気候変動監視レポート 2021（2022（令和4）年6月福岡管区気象台）]

本市の年降水量は上昇傾向ではないものの、年ごとの激しい増減が見られます。

下関の年降水量



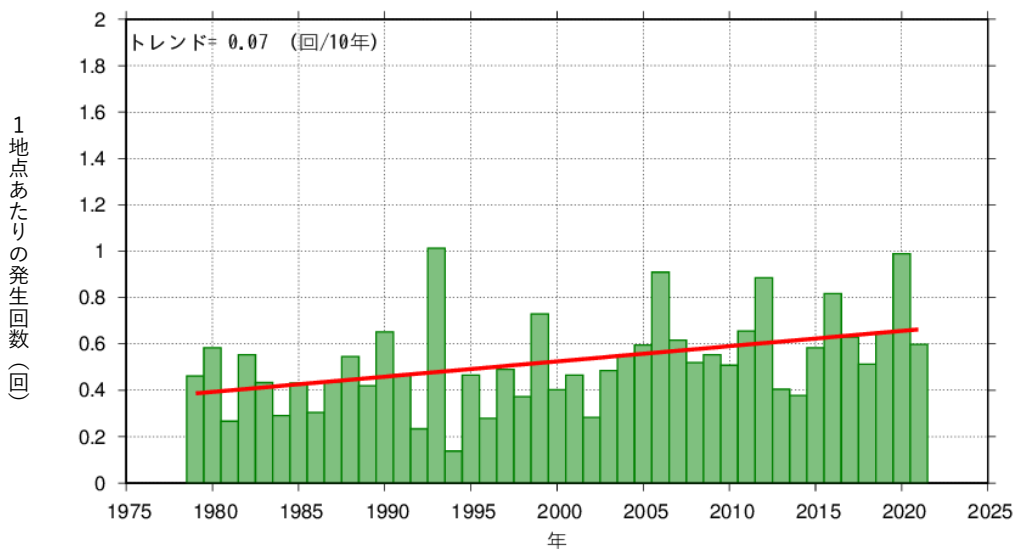
統計期間：1884～2021年。黒の細線：年々の値、青の太線：5年移動平均

図 年間降水量の経年変化（下関地方気象台観測）

[出典：九州・山口県の気候変動監視レポート 2021（2022（令和4）年6月福岡管区気象台）]

また、1時間に降る雨の量が50mm以上の日数は、長期的に増える傾向にあります。

九州・山口県 [アメダス]1時間降水量50mm以上の年間発生回数



統計期間：1979～2021年。緑の棒：年々の値、赤の直線：長期変化傾向

図 九州・山口県の1時間降水量50mm以上の年間発生回数（下関地方気象台観測）

[出典：九州・山口県の気候変動監視レポート 2021（2022（令和4）年6月福岡管区気象台）]

第2部

環境基本計画が目指すもの



第1章 望ましい環境像と基本目標

1 望ましい環境像

1-1 まちづくりの基本理念

下関市総合計画では、誇りある「ふるさと下関」で暮らす幸せをより実感し、愛着を深め、知りたい、行きたい、住みたい魅力あるまち「輝き海峡都市・しものせき」の実現をまちづくりの基本理念としています。

《第2次下関市総合計画のまちづくりの基本理念》

まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ輝き海峡都市・しものせき

この「まちづくりの基本理念」を踏まえて、『8つのまちづくりの将来像』を設定しています。

◇まちづくりの将来像

- 魅力あふれる人・文化を育み、いきいきと交流するまち
- 多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち
- みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち
- 美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち
- 効率的で活動しやすい都市機能を備えるまち
- 誰もが安全で安心して暮らせるまち
- 人と人との支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち
- 人のつながりを大切に、地域の力が活きるまち

環境面を示す将来像

1-2 望ましい環境像

本計画では、上位計画である下関市総合計画における「まちづくりの基本理念」を環境面から実現していく必要があります。総合計画に示す『8つのまちづくりの将来像』のうち、特に環境面を示す将来像には、「美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち」が設定され、“自然やまちなみと人との共生”がキーワードとして用いられています。

また、下関市環境基本条例には、市民が自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな森と海の恵みを実感しながら暮らすことのできる快適な環境の形成を目指すことが示されています。

本市の恵まれた資源を活かし、持続可能な社会の実現を目指すには、市民や事業者など複数の主体の協働が不可欠です。また、取組の過程において地域コミュニティのなかで生み出される心の豊かさは、“モノ”に囲まれた生活による豊かさとは異なるものです。更に、快適環境や地域性豊かな環境資源を基盤として活性化された地域経済は、持続可能な社会を支える基盤となることから、積極的な協働や連携による取組を推進していく必要があります。

以上をふまえ、本計画においては“望ましい環境像”として「地域協働」や「持続可能な社会の実現」を目標に、次のように定めます。

望ましい環境像

地域で育み 未来へつなぐ

自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき

2 基本目標

我が国の環境基本計画では、持続可能な社会の実現を目指し、社会生活の基盤となる“安全”を確保した上で、“脱炭素”、“循環”、“自然共生”の各分野について統合的な達成を図ることとしています。

本市の環境基本計画においても「持続可能な社会」を実現するため、地域の特性を念頭に置いて計画を策定することが求められています。

本市の望ましい環境像「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき」を実現するための目標として、5つの基本目標を設定します。また、これらの達成状況を確認するため、それぞれに“成果指標”を設定します。



5つの基本目標

- ① 豊かな自然環境の保全とふれあいの推進
- ② 環境負荷の少ない循環型社会の構築
- ③ 快適な生活空間の確保
- ④ 未来につなぐ脱炭素の社会づくり
- ⑤ 環境保全の仕組みづくり

●基本目標と対象範囲との関係

対象範囲（環境）		豊かな自然環境の保全とふれあいの推進	環境負荷の少ない循環型社会の構築	快適な生活空間の確保	未来につなぐ脱炭素の社会づくり	環境保全の仕組みづくり
自然環境	植生、植物、動物、生態系、生物多様性、自然景観・自然とのふれあい、法規制状況	◎	○	○	○	◎
生活環境	大気、騒音・振動、悪臭、水質、土壌、公害苦情	○	◎	○	○	◎
都市環境	公園、緑地、歴史、文化、都市景観	○	○	◎	○	◎
地球環境	地球温暖化対策、エネルギー対策	○	○	○	◎	◎
資源循環	廃棄物・リサイクル、その他のごみ問題	○	◎	○	○	◎

注) ◎：目標との関連が強いもの、○：目標との関連性があるもの

①豊かな自然環境の保全とふれあいの推進

本市は、瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園を有する自然環境の豊かな地域です。これらの自然環境を利用して、さまざまなふれあい活動が行われています。

本市を取り巻く環境が、生物多様性に支えられた自然・生態系との均衡のもとに成り立っていることを認識し、恵みある自然環境の保全に努めるとともに、人と自然との健全なふれあいを通じて自然との共生を図り、持続可能な社会の構築を目指します。

●豊かな自然環境の保全とふれあいの推進に関わる成果指標

成果指標	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
「水辺とのふれあい」に関する満足度	27.7% (2015年度)	36.7% (2026年度)	満足度は市民アンケート調査（2015（平成27）年実施の基礎調査）の“満足”、“やや満足”の回答数の合計による。目標値は同調査で“やや不満”の回答者の半分の満足に転じた場合の数値を示す。
「里地、里山、里海とのふれあい」に関する満足度	36.7% (2015年度)	41.4% (2026年度)	
「自然の生き物とのふれあい」に関する満足度	26.7% (2015年度)	33.6% (2026年度)	

②環境負荷の少ない循環型社会の構築

地球上の生命を支える基盤となる大気や水は、地域環境の中で循環し、一つのまとまった“システム”としてバランスを保っています。一方で、現代社会が依存している化石燃料や金属・鉱物資源等には限りがあり、採掘し続ければ近い将来枯渇するおそれがあります。

大気や水については、公害防止をはじめ健全な循環の維持に努める必要があります。また、枯渇性資源については、市民生活や事業活動に伴って発生する廃棄物の減量や再資源化を進めていく必要があります。

健全で恵み豊かな環境を保全し、環境に与える負荷をできる限り少なくするため、さまざまな啓発活動により環境に配慮した行動の浸透を図ります。また、地域で資源を循環させて有効利用する仕組みづくりを進めることで、持続可能な社会の構築を目指します。

●環境負荷の少ない循環型社会の構築に関わる成果指標

成果指標	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
環境基準（大気質）の達成率	85.7% (2021年度)	100% (2026年度)	大気汚染は、市内での大気汚染物質の排出のほか、地球規模での大気循環による物質の移流、複雑な大気汚染の発生機構などが関連して引き起こされる。現時点では効果的な対応策はなく、達成の見通しは厳しいが、計画期間内に何らかの対策も含めて検討することを前提に目標値を設定する。
環境基準（河川）の達成率	100% (2021年度)	100% (2026年度)	河川環境基準の項目はBOD（生物化学的酸素要求量）とする。
環境基準（海域）の達成率	80.0% (2021年度)	100% (2026年度)	海域環境基準の項目はCOD（化学的酸素要求量）とする。
ごみ排出量	1,012g/人・日 (2021年度)	980g/人・日 (2027年度)	下関市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における目標値とする。
ごみの再生利用率	22.2% (2021年度)	24.2% (2027年度)	

③快適な生活空間の確保

本市には城下町長府をはじめ、数多くの文化財や歴史のある町並みが残されるなど、歴史的資源に恵まれています。また、郊外には魅力的な農村・漁村景観が残されています。これら魅力的な景観資源を活かし、どのように次の世代に引き継いでいくのが問われています。

文化・歴史的資源、都市及び農村・漁村の景観資源、緑に恵まれた自然環境を活用して、快適で潤いのあるまちづくりを推進し、持続可能な社会の構築を目指します。

●快適な生活空間の確保に関わる成果指標

成果指標	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
「まちの美しさと親しみ」に関する満足度	27.0% (2015年度)	37.7% (2026年度)	満足度は市民アンケート調査（2015（平成27）年度実施の基礎調査）の“満足”、“やや満足”の回答数の合計による。目標値は同調査で“やや不満”の回答者の半分の満足に転じた場合の数値を示す。

④未来につなぐ脱炭素の社会づくり

地球温暖化の進行が主に人間の社会・経済活動によって排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの影響に依ることは疑いのない事実です。人間社会や自然の生態系が危機に陥らないようにするためには、すぐにでも温室効果ガス排出量の大幅かつ持続的な排出削減を行う必要がある一方、各地で頻発する集中豪雨や干ばつなどの気候変動による影響への“適応”も進める必要があります。

温室効果ガス排出量の大幅な削減を進めるためには、これまでの個人による省エネ行動の推進にとどまらず、脱炭素型の都市構造の整備のほか、再生可能エネルギーの活用促進など、総合的な対策の推進が求められます。

本市は、2021（令和3）年5月に、2050（令和32）年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティしものせき」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けた取組を進めることとしています。本市の地域特性に合わせたエネルギーの地産地消及び温室効果ガス排出の抑制を推進し、持続可能な社会の構築を目指します。

●未来につなぐ脱炭素の社会づくりに関わる成果指標

成果指標	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
下関市域からの温室効果ガス総排出量	2,957 千 t-CO ₂ (2019 年度)	1,854 千 t-CO ₂ (2030 年度)	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における削減目標とする。
下関市域における家庭部門の温室効果ガス排出量	377 千 t-CO ₂ (2019 年度)	84 千 t-CO ₂ (2030 年度)	
下関市域における業務その他部門の温室効果ガス排出量	227 千 t-CO ₂ (2019 年度)	169 千 t-CO ₂ (2030 年度)	

⑤環境保全の仕組みづくり

本計画の推進には、行政だけではなく、市民、事業者、市民活動団体などが、それぞれの立場で主体的に活動に取り組むことが求められます。そのためには、環境保全活動の担い手となる人材の育成、個々の団体相互の連携体制の構築、環境影響評価の枠組みづくりなど、多面的な仕組みづくりを行う必要があります。

また、学校教育や社会教育現場との連携を図り、子どもから大人まで、世代を問わない学習機会の提供など、市民の環境保全意識の向上を図る必要があります。

環境問題が日々の生活や事業活動と深く関わっていることを認識し、各主体がそれぞれの役割分担のもとで連携・協働し、環境保全・創造に自主的、積極的に取り組むことにより、活力ある地域づくりを推進し、持続可能な社会の構築を目指します。

●環境保全の仕組みづくりに関わる成果指標

成果指標	現状（把握年度）	目標（目標年度）	設定の考え方
環境分野に取り組んでいる市民活動団体の数	563 団体 (2016 年度)	563 団体 (2026 年度)	

第2章 施策の体系

1 施策の基本的方針

本計画に位置づける主な施策（施策の方向性）は、次の基本的方針に基づいて決定します。

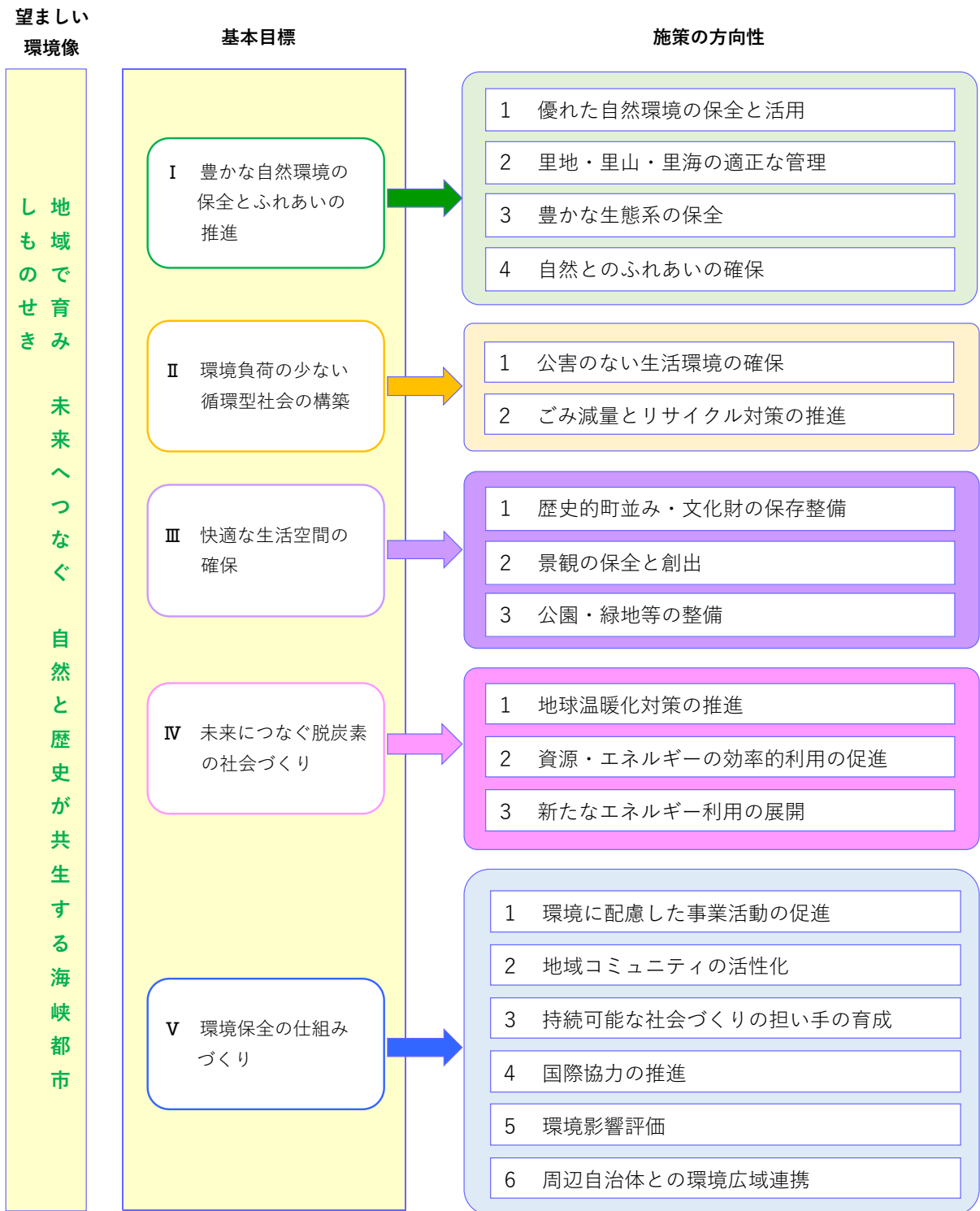
- 下関市総合計画の趣旨を踏まえた、計画の示す将来像との整合。
- 下関市環境基本条例の基本理念にのっとり、提示される基本方針に基づく施策の展開。

＜下関市環境基本条例における施策の基本方針 ー第7条より抜粋ー＞

- 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。
- 人と自然が共生する豊かな生態系を維持するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、豊かな森と海に恵まれた本市の多様な自然環境を保持することにより、人と自然との豊かなふれあいを保つこと。
- 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷の少ない市民生活や事業活動への転換を図ること。
- 豊かな地球環境が、将来にわたって健全な状態に保たれるよう、すべての主体が自主的かつ積極的な取組を行うこと。

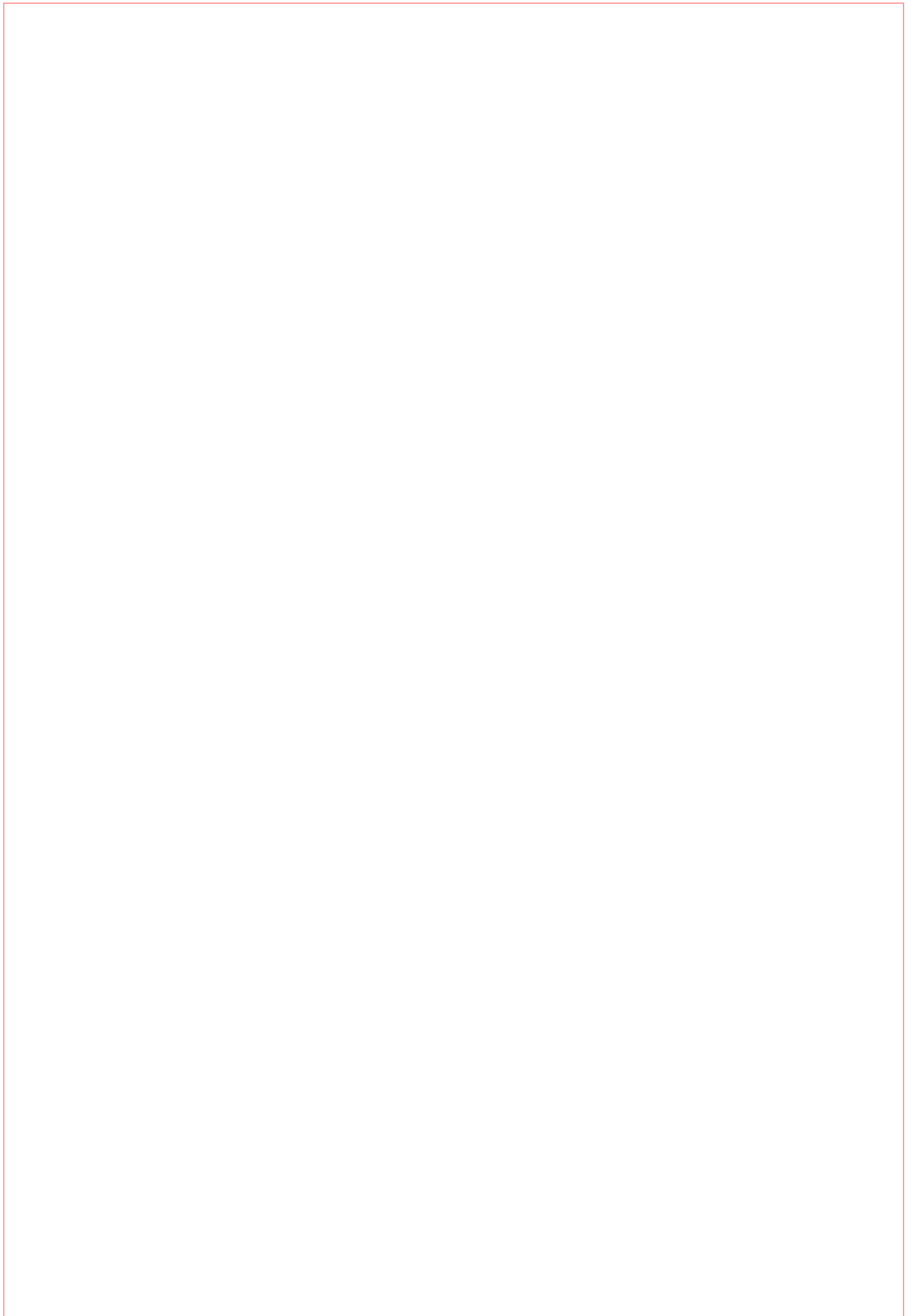
- 国や山口県、庁内の関係課との十分な調整。
- 地域が主体となる地域のための取組の推進。

2 施策の体系



第3部

分野別の施策展開



第1章 豊かな自然環境の保全とふれあいの推進

1 優れた自然環境の保全と活用

1-1 現況と課題

●自然公園、天然記念物や重要文化財等の指定文化財、その他優れた自然環境の現状

本市には、瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園の3つの自然公園が存在するほか、日本の重要湿地 500（環境省）※に選定されている油谷湾の藻場・砂質干潟があります。

また、優れた自然環境の基盤となる植物群落には、満珠樹林、干珠樹林などの国指定天然記念物をはじめ、長門一の宮住吉神社社叢（県指定天然記念物）、吉母海岸植物群落（市指定天然記念物）などの指定文化財や国の自然環境保全基礎調査、市の自然環境調査に示される優れた群落が多数存在しています。これらのうちの幾つかは、保全のための対策が十分にとれていない群落であり、現在の状況も明らかではありません。その他、法的に規制がある場所であっても、小串のエヒメアヤメ自生地のように、定期的な草刈りなどの維持管理を必要とする群落もあります。これらの群落では、関係機関と調整を行い積極的な保全のための取組を進める必要があります。まずは現状の確認調査を行うとともに、定期的な監視、管理の仕組みづくりが必要です。

●保存樹及び保存樹林の状況

都市の緑は、都市景観の形成上重要な役割を担っています。「下関市環境保全条例」では、“保存樹及び保存樹林”として地域で親しまれてきた名木、良好な自然環境を残す樹林を指定し、保護する取組を行っており、保存樹 26 本、保存樹林 4 件（13,000 m²）、生け垣 74mを指定しています。

今後も引き続き、指定の拡大、保存樹及び保存樹林の保全活動を行っていく必要があります。

●自然環境情報の集積の状況

「レッドデータブックやまぐち 2019（山口県平成 31 年刊行）」によると、山口県内に分布情報のある“絶滅のおそれのある種”は 855 種となっています。これらの種の保全や地域資源としての活用には、分布状況等の情報が不可欠です。国、県等関係機関との連携強化による情報の共有を図るとともに、市内で活動する学識者、市民活動団体からの自然環境情報の集約を行う必要があります。

※日本の重要湿地 500

環境省が生物多様性の観点から選定した重要度の高い湿地を示す。

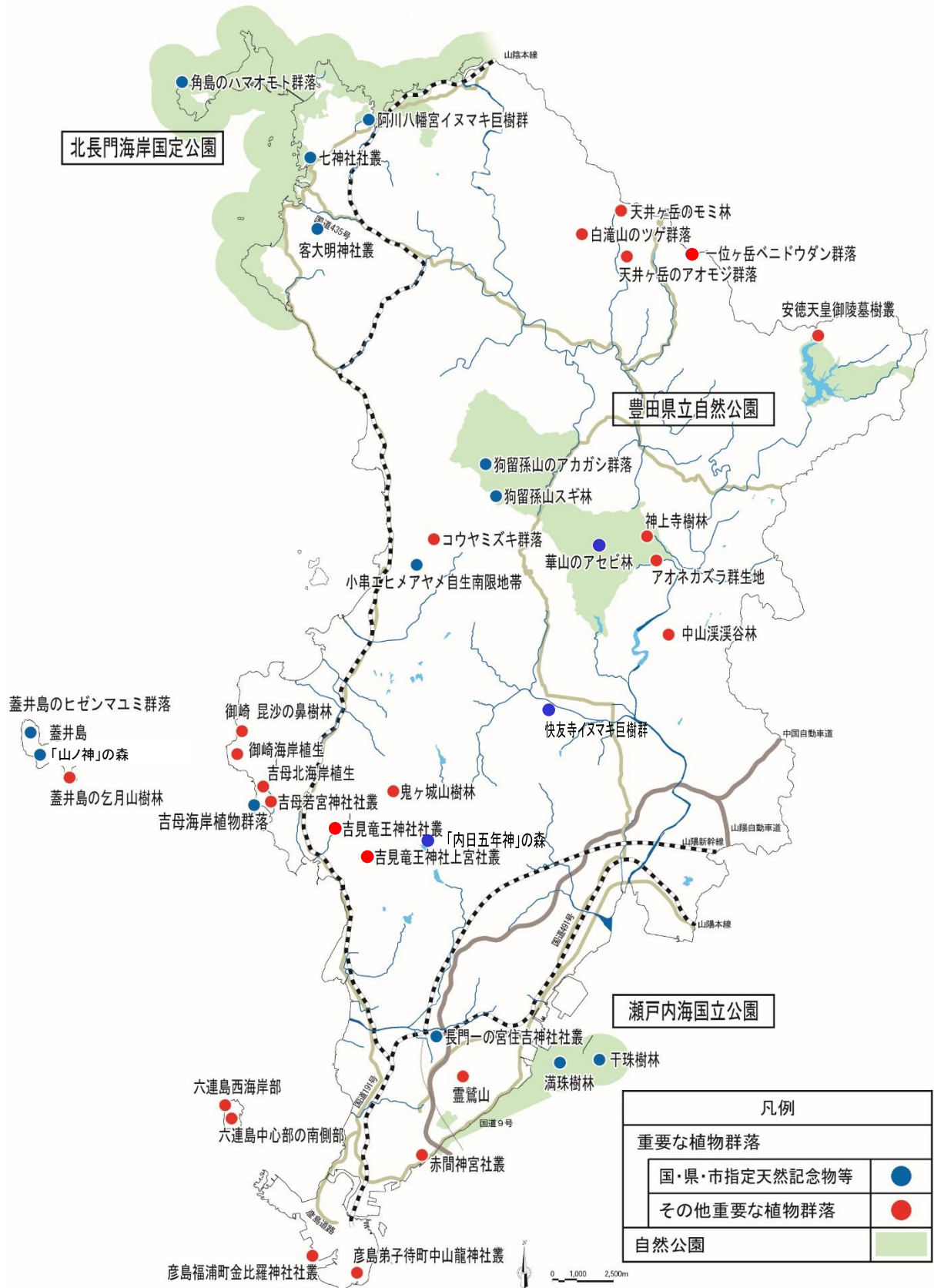


図 重要な植物群落分布図

[出典：「下関市の保全すべき自然環境調査報告書」1996（平成8）年 下関市自然環境調査会
第2、3、5回自然環境保全基礎調査（環境省）、2016（平成28）年度下関市教育要覧]

1-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017~2021)の評価・今後の展望
天然記念物等指定文化財の巡視回数	文化財保護課	年間12回 (2021年度)	年間12回 (2026年度)	≪巡視回数≫ 2017(平成29)年度:12回 2018(平成30)年度:12回 2019(令和元)年度:12回 2020(令和2)年度:12回 2021(令和3)年度:12回 定期的な活動により不足無く巡視出来ている。

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
天然記念物等指定文化財の保護・管理	天然記念物等指定文化財の保護・管理	天然記念物等指定文化財を定期的に巡視し、国や県等の関係機関及び所有者と連携して、適切な維持・管理を図る。	文化財保護課
保存樹の保護・育成	「下関市環境保全条例」における保存樹または保存樹林の指定・保護	良好な自然環境を維持し、景観を保全するため、健全で樹容が優れている樹木・樹林を保存樹又は保存樹林に指定し、その保護を図る。	公園緑地課
自然環境保全の体制づくり	自然環境保全の現況把握	本市の自然環境保全の現況を、既存資料や現地調査により把握し、基礎資料として集積・整備する。	環境政策課
	自然環境保全体制の構築	国や県等の関係機関との情報共有を通じて、自然環境保全を連携して行う。	環境政策課

1-3 目指すべき方向性（後期の展望）

優れた自然環境の特性を考慮した適切な保全を行うため、「天然記念物等指定文化財の保護・管理」を国や県等の関係機関及び所有者との連携を図ることで積極的に推進します。また、身近なまちの緑として親しまれてきた名木、良好な自然環境を残すため、「保存樹の保護・育成」を図ります。更に、市域の自然環境の現状を把握し、適切な対応を検討するための自然環境調査の実施、その後の定期的な監視・評価の仕組みなど、「自然環境保全の体制づくり」を行います。

2 里地・里山・里海の適正な管理

2-1 現況と課題

●荒廃の進む人工林

森林は、本市で最も広い面積であり、総面積の約7割を占めています。また、森林の約9割は民有林で、スギやヒノキ等の人工林はそのうちの約4割にあたります。近年、林業経営の低迷やシカの食害により管理が行き届かない荒れた森林が多くなってきました。また、管理の行き届かない森林では竹林の拡大が著しく、1970年（昭和45年）からの30年間で182haもの増加が確認されています。

こうした森林の荒廃で、水質浄化や大気浄化のほか、洪水緩和をはじめとする防災・減災など生態系サービスの機能低下が懸念されます。機能の低下は、森から里、里から川、川から海という森里川海のつながりの中で、市域の環境に対しさまざまな悪影響を及ぼす恐れがあります。

●農林水産業の担い手の減少

市域の三方が海に開かれた本市では、昔からその地域特有の漁業や農業を中心として、集落を発展させてきた歴史があります。ところが、近年の農林水産業をとりまく環境は、生産物の価格の低迷、就業者の減少や高齢化などによる担い手不足など厳しい状況にあり、環境維持への取組が困難になっています。

特に里地・里山は、水田・耕作地の利用をはじめとする人為的な管理の下で維持されてきた環境ですが、近年では耕作放棄地の拡大や鳥獣被害などの問題が発生しています。また、里海では海草藻場の衰退や砂浜の浸食などの問題がみられます。

●漂着ごみ

本市では、日本海側を中心に、国内外のごみが漂着します。漂着ごみは海岸の景観に影響を及ぼすだけでなく、マイクロプラスチック[※]などの二次生成物が長期間にわたり生物や生態系に及ぼす影響が懸念されています。そのため、漁業や沿岸域の身近な生活の場でもある里海の環境を損なう原因の一つと考えられます。

現在、海岸の漂着ごみの清掃作業は、主に自治会やボランティア団体が主体となって、県や市とともにを行っています。海岸漂着ごみの処理・処分を引き続き適正に行うほか、清掃作業を円滑に行うため、多様な主体の特性や立場を理解した上での適切な役割分担と連携の確保の必要があります。

※マイクロプラスチック

漂着ごみのうち約70%を占めるプラスチックごみは、海岸での紫外線や大きな温度差で劣化し、更に海岸砂による摩擦などの物理的な刺激によって次第に碎片化する。このようにして碎片化したもののうち、サイズが5mmを下回るものをマイクロプラスチックと呼んでいる。魚類等による誤食を通して容易に生態系に混入するため、その影響が懸念されている。

2-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017~2021)の評価・今後の展望
地域農業を担う担い手 経営体の数	農業振興課	255 経営体 (2021 年度)	283 経営体 (2024 年度)	<p>≪地域農業を担う担い手経営体の数≫ 2017(平成29)年度:275 経営体 2018(平成30)年度:276 経営体 2019(令和元)年度:268 経営体 2020(令和2)年度:267 経営体 2021(令和3)年度:255 経営体</p> <p>担い手の高齢化や後継者不足により、経営体数が減少傾向にある。今後も引き続き、新たな担い手の確保に努める。</p>
海岸漂着ごみの回収量	環境政策課	54 t / 年 (2021 年度)	39 t / 年 (2026 年度)	<p>≪海岸漂着ごみの回収量≫ 2017(平成29)年度:59 t 2018(平成30)年度:42 t 2019(令和元)年度:50 t 2020(令和2)年度:47 t 2021(令和3)年度:54 t</p> <p>2017(平成29)年度以降、毎年50 t前後の海岸漂着ごみを回収している。 今後もポイ捨て等による漂着ごみの発生を防ぐ啓発を行うとともに、海岸管理者や自治会等と連携して漂着ごみの対応に取り組む。</p>
海岸漂着ごみ抑制に関する啓発	環境政策課	0 件 / 年 (2021 年度)	5 件 / 年 (2026 年度)	<p>≪漂着物調査活動≫ 2017(平成29)年度:1 件 2018(平成30)年度:1 件 2019(令和元)年度:1 件 2020(令和2)年度:1 件 2021(令和3)年度:0 件</p> <p>2017(平成29)年度以降、毎年1校が公益財団法人環日本海環境協力センターが実施する「海辺の漂着物調査」に参加している。2021(令和3)年度については新型コロナウイルス感染症防止のため中止。 今後も引き続き、小学校へ参加の意向調査を行い、参加希望があれば実施していく。</p>

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
森林の保全・利用 (里山の再生)	「やまぐち森林づくり県民税」を活用した森林整備	森林の保全や機能回復を目的に、荒廃したスギ・ヒノキの人工林の再生や繁茂竹林の整備などの森林整備を「やまぐち森林づくり県民税」を活用し、県と連携して行う。	農林水産整備課
里地・里山を維持・形成する人材の育成・確保	地域農業を担う担い手の支援	経営所得安定対策の推進とともに、認定農業者の経営計画作成支援、新規就業希望者の相談対応、集落営農法人の設立支援などを関係機関と連携して行い、担い手の育成・確保に努める。	農業振興課
	「森林・山村多面的機能発揮対策事業」の推進	里山の再生や保全管理に取り組む団体に対する支援を、県の「やまぐち森林づくり県民税」、国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」制度を活用し、県と連携して行う。	農林水産整備課
農林業生産基盤の整備	田園環境整備マスタープランの推進	環境配慮区域において、農業用施設等の整備に際し地域住民・有識者の意見を踏まえ、事業実施期間中の水質汚濁防止等に努めるなど、自然生態系に対する負荷を生態系の受容力内に抑える対策を行う。	農林水産整備課
農林作物の鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣の捕獲・防護対策の推進	近年深刻な状況にあるイノシシやシカ等による農林作物への被害に対し、捕獲と防護両面から鳥獣被害防止対策の推進を図る。	農業振興課
農山村地域の活性化	遊休農地の発生防止・再生利用の推進	地域全体で農地を守る体制づくりを推進するため、「人・農地プラン」の作成と定期的な見直しを行う。また、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化を図り、遊休農地の発生防止・再生利用に努める。	農業振興課
	農山村地域の活性化に取り組む団体への活動支援の推進	里山の再生や保全管理に取り組む団体への活動支援を、国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」制度を活用し、県と連携して行う。	農林水産整備課
里海の環境保全	里海に関する情報収集・交換	瀬戸内海環境保全協会を通じ、里海の環境保全に関する最新の調査研究や他自治体の事例などを情報収集・交換する。	環境政策課
	海草藻場・干潟の保全活動に取り組む団体への支援及び指導	漁業者等が組織する任意の活動グループが水産多面的機能発揮対策事業を活用し、取り組む海草藻場・干潟の保全活動に対し、支援及び指導を行う。	水産振興課
海岸の漂着ごみの対応	海岸漂着ごみへの対応強化	市民等からの海岸漂着ごみに関する問い合わせ先として、国・県などの行政機関や海岸管理者などとの連絡調整を行うことで、海岸漂着ごみ処理を推進する。	環境政策課
	海岸漂着ごみ発生抑制のための環境啓発及び環境教育	ポイ捨て等による海岸漂着ごみの発生を防ぐため、海岸漂着ごみの現状等についての啓発を行うとともに、漂着ごみの種類や個数を調査する「海辺の漂着物調査」を実施する。	環境政策課
	海岸漂着ごみの適正な処理処分	海岸漂着ごみの適正な処理処分と処理量の把握を行う。	農林水産整備課 港湾局施設課

2-3 目指すべき方向性（後期の展望）

里地・里山・里海の環境を健全に保つには、人の手による定期的な管理が不可欠です。現在、荒廃が進む里山では、森林の保全と利用を通じて環境の再生を行います。

また、今後も継続的な里地・里山の保全作業を確保するため農林業そのものの再生を目指し、「里地・里山を維持・形成する人材の育成・確保」、「農林業生産基盤の整備」、「農林作物の鳥獣被害防止対策の推進」を行うとともに、積極的な「森林の保全・利用（里山の再生）」を農林業の産業活動の一環として取り組むことにより「農山村地域の活性化」を推進します。

また、里海については「里海の環境保全」を行うとともに、海岸の環境保全上問題となっている「海岸の漂着ごみの対応」に、海岸管理者や自治会等と連携して取り組みます。

3 豊かな生態系の保全

3-1 現況と課題

●生態系保全の取組

生態系は大気や土壌、水のほか、植物や動物など、さまざまな環境の構成要素が相互に影響し合い、調和することによって成り立っています。その関わりは複雑で分かりにくいことから、これまでの環境政策において重視すべき方向性は、開発等の経済社会活動による環境の劣化をいかに軽減するか重点が置かれてきましたが、積極的に良好な生物の生息環境としての生態系を整備・創造していくことも効果的です。

本市ではこれまで、水質汚濁対策や環境に配慮した農業の推進など、水環境への影響を軽減する取組のほか、河川流域の生態系の連続性に配慮した森林づくりや、生物の生息環境に配慮した水辺の環境整備も行ってきました。今後も引き続きこうした取組を継続し、更に発展させていく必要があります。また、ホタルの舞う河川や海の生態系の基盤となる藻場などの水環境を良好な状態に保つことが豊かな生態系を保全するためのポイントとなります。

●侵略的外来生物の侵入状況

近年、生態系を攪乱するものとして、外来生物の侵入が問題となっています。山口県ではセアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、オオキンケイギク、オオフサモなどの特定外来生物の侵入が確認されています。また、ツマアカスズメバチは2015（平成27）年に北九州市で、2019（令和元）年に防府市で巣が発見されたことから、2015（平成27）年度から毎年環境省が侵入状況調査を実施しており、今後も注意が必要な外来生物です。本市においては外国からの入港船舶や発達した道路交通網を通じて、これらの生物の侵入が懸念されます。外来生物は定着してしまうと防除が難しいため、早期発見による対応が必要とされます。



■侵入が危惧される特定外来生物

ツマアカスズメバチ

[出典：環境省 外来生物法ホームページより転載]

3-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
水質汚濁や生態系の多様性に関する出前講座の実施回数	環境政策課	3回/年 (2021年度)	10回/年 (2026年度)	≪出前講座の実施回数≫ 2017(平成29)年度:2回 2018(平成30)年度:2回 2019(令和元)年度:2回 2020(令和2)年度:2回 2021(令和3)年度:3回 2017(平成29)年度以降、ほぼ横ばいで推移している。 今後も継続して出前講座の登録を行い実施していく他、周知・啓発に努める。

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
生態系の連続性に配慮した森林づくり	「下関市森林整備計画」の推進	下関市森林整備計画(2014(平成26)年度～2023(令和5)年度)に基づき、森林を整備し、森林の持つ多面的な機能の一つである生物多様性の確保に努める。	農林水産整備課
生物の生息に配慮した水路・河川・海岸の整備	自然環境に配慮した河川整備の実施	治水安全性を確保しつつ、整備後の管理状況を勘案し、可能な限り環境保全型ブロック等の採用により自然環境に配慮した河川整備を実施する。	道路河川建設課
	高潮対策事業	自然環境に配慮した環境影響の少ない工法を採用し、事業を行う。	港湾局施設課
ため池の水辺空間としての整備	「田園環境整備マスタープラン」に基づく環境配慮の実施	環境配慮区域に位置付けられているため池整備では、地域住民・有識者の意見を踏まえ、事業実施期間中の汚濁水防止に努めるなどの、自然生態系に対する負荷を生態系の受容力内に抑える対策を行う。	農林水産整備課
水質汚濁対策による生息環境の改善	一般家庭における生活排水対策の普及啓発	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止について、出前講座等による普及啓発を行う。	環境政策課
環境に配慮した農業の推進	環境保全型農業の推進	化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体が行う環境保全型農業を推進する。	農業振興課
外来生物に関する啓発の推進	健康被害が危惧される生物への対応	人への健康被害が危惧される特定外来生物が発見された場合に、周辺住民への周知等を実施する。	生活衛生課
	外来生物に関する情報の提供	外来生物の生息域拡大が予想されるため、国・県と連携し、継続的に市ホームページに特定外来生物の情報を掲載し、市民や事業者へ情報提供を行う。	環境政策課

3-3 目指すべき方向性（後期の展望）

豊かな生態系を保全するためには、日常生活や開発行為等、社会・経済活動に伴う環境への負荷や影響を軽減する必要があります。主要な施策として「生態系の連続性に配慮した森林づくり」、「生物の生息に配慮した水路・河川・海岸の整備」、「ため池の水辺空間としての整備」、「水質汚濁対策による生息環境の改善」、「環境に配慮した農業の推進」、「外来生物に関する啓発の推進」を推進し、積極的な環境整備や創造に取り組めます。

4 自然とのふれあいの確保

4-1 現況と課題

●優れた自然とのふれあい活動の場

本市の景観資源には、複雑な海岸線や滝と奇岩が連続する石柱溪など、遠くから見てもダイナミックなものが多くあります。ふれあい活動の場もこれら資源を活用したものが多く、「瀬戸内海国立公園」、「北長門海岸国定公園」、「豊田県立自然公園」の自然公園には、海水浴場、キャンプ場、自然歩道が設置されています。また、豊田湖畔公園や角島などにはビジターセンターがあるほか、深坂自然の森などの拠点施設も設置されています。

●里地・里山・里海とのふれあい

市民アンケート調査によると、里地、里山、里海とのふれあいについて、ここ10年の間で状況が悪くなったと感じている人が良くなったと感じている人より多くなっています。その理由として里山の荒廃などがあげられます。

里地・里山を維持・形成する人材の育成・確保は、里地・里山の適正な管理を進める上で重要な課題です。ふれあい活動の一環として農業・漁業体験を行うなど、外部からの人の交流を促す仕組みづくりを推進します。

●ホタルとのふれあい

本市では、多くの河川にホタルが生息しており、特に豊田町の木屋川流域は、国指定天然記念物の「木屋川・音信川ゲンジボタル発生地」として知られています。ホタルの生息は、自然環境の豊かさを示すとともに、景観形成上の重要な要素です。

ホタルは、2005（平成17）年10月に「市の虫」として指定されており、ホタルの保護活動が自然環境への関心を促し、環境保全活動推進のきっかけとなることが期待されています。

4-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017~2021)の評価・今後の展望
交流型・体験型農林水産業を主なターゲットとした観光客数	観光政策課	371.7万人 (2021年)	1,000万人 (2026年)	<p>≪観光客数≫</p> <p>2017(平成29)年:7,055,352人 2018(平成30)年:7,003,488人 2019(令和元)年:7,112,699人 2020(令和2)年:3,820,239人 2021(令和3)年:3,717,773人</p> <p>2020(令和2)年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等により大幅な減少となった。 引き続き、目標達成に努める。</p>
ホテル情報員の登録数	豊田教育支所	25人 (2021年度)	30人 (2026年度)	<p>≪ホテル情報員の登録数≫</p> <p>2017(平成29)年度:26人 2018(平成30)年度:28人 2019(令和元)年度:25人 2020(令和2)年度:24人 2021(令和3)年度:25人</p> <p>豊田町内の小学校4年生以上の児童を対象としているが、児童数の減少とともに、登録数も減少傾向にある。 夜間の活動であり、対象学年を下げ情報員数を増やすことは難しいため、現状を維持できるよう努める。</p>

●主要な施策(その1)

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
自然とのふれあいの推進	あるかぼーと利活用のための維持・管理事業	あるかぼーと短期利用計画に基づき、約3,700㎡の芝生を整備し、維持管理を継続する。	観光施設課
	自然観察会の開催	つしま自然館において、角島の自然、動物、野鳥、海の生き物など、自然を観察しながら学習体験する自然観察会を開催する。	豊北総合支所 地域政策課
交流型・体験型農林水産業の推進	地産地消の推進	地産地消を推進するための事業を支援する。 下関さかな祭の事業費の一部支援、漁協などが実施する各地の朝市のPR活動などの支援を継続して行う。	水産振興課
	グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの推進	各種農林漁業体験ができる施設の情報等を提供する、グリーン・ブルーツーリズムの市のホームページを維持管理し、適宜適切な情報発信に努める。	観光政策課
	下関市豊浦自然活用総合管理センターの活用・促進	都市と農村の交流活動の拠点として、快適で活力あるまちづくり、ひとづくりを推進する。 市民農園、収穫体験の斡旋等の活動を通じて都市農村交流事業を行うほか、農業に親しんでもらうための各種講座を開催する。	豊浦総合支所 建設農林水産課

●主要な施策（その2）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
交流型・体験型農林水産業の推進	水産物の地産地消の拡大及び魚食普及の推進	水産物の地産地消の拡大や魚食普及の推進を図るための事業を支援する。 北浦さかなまつりの後援。	豊北総合支所 建設農林水産課
親水性の高い護岸整備の推進	下関港海岸保全施設整備事業（高潮対策）	国直轄事業による「長府・壇ノ浦地区」約 4.9 km及び「山陽地区」約 7.8 kmの高潮対策工事において、遊歩道を設置するなど、市民が親しみを持てる護岸とする。	港湾局施設課
ふれあい活動の場へのアクセス整備	道路管理者への整備要望の実施	ふれあい活動の場へのアクセス整備に関する地域等からの意向をもとに、道路管理者への整備の要望を行う。	都市計画課
ホタル保護の推進	「下関市ホタル保護条例」の運用	「下関市ホタル保護条例」に基づき、ホタル保護を推進する。特に特別保護区域におけるホタル及びカワニナの捕獲や水質汚濁の恐れのある工事については、届出義務を遵守させる。	環境政策課
	「ホタル情報員」によるホタル保護及び啓発	ホタルの発生状況の調査やホタルの捕獲を防止するためのパトロールを兼ねた「ホタル情報員」を募集し、ホタル保護及び啓発に努める。	環境政策課 豊田教育支所
	豊田ホタルの里ミュージアムの拠点整備	豊田ホタルの里ミュージアムにおいて、ホタルに関する調査・研究を行うのに加えて、ホタルを取巻く下関の自然に関するさまざまな自然観察会及び展示、更には書籍等の刊行を行う。	豊田教育支所

4-3 目指すべき方向性（後期の展望）

自然豊かな優れた景観景勝地や身近な地域の里地・里山・里海など、市域の多様な自然環境をさまざまな側面から親しむため、「自然とのふれあいの推進」、「交流型・体験型農林水産業の推進」などの体験型ふれあい等の取組を行います。

また、これらの活動を促進するための基盤整備を目的として、「親水性の高い護岸整備の推進」、「ふれあい活動の場へのアクセスの整備」を行います。

更に本市では、市の虫であるホタルの保護活動を通じて、多くの市民が自然に親しんでいます。今後は市内のホタル保護関連団体とも連携し、「ホタル保護の推進」を行っていきます。

第2章 環境負荷の少ない循環型社会の構築

1 公害のない生活環境の確保

1-1 現況と課題

●大気汚染

本市では、5箇所（彦島局、長府局、山の田局、小月局、豊浦局）の一般環境大気測定局の常時観測により、窒素酸化物、微小粒子状物質（PM2.5）、光化学オキシダント等の大気汚染物質の監視を行っています。本市では、光化学オキシダントについては環境基準を達成することができていない状況で、近年はほぼ横ばいで推移しています。また、注意報発令状況についてもほぼ横ばいで推移しており、全国的に環境基準の達成率は低い状況にあります。

大気汚染物質の監視を今後も引き続き行うほか、国の専門委員会の動向を注視します。また、健康被害等の恐れもあることから、情報提供希望者のニーズに合わせたきめ細かな対応を検討します。

●騒音・振動

自動車交通騒音については、市内の主要道路に面する地域で毎年測定を行っています。ほとんどの区間で環境基準を達成していますが、一部の区間では環境基準を達成していない状況となっています。関係機関と連携し、道路整備や交通総量の抑制対策等を検討します。

●悪臭

悪臭防止法に基づき指定地域内にある工場・事業場の敷地境界において、特定悪臭22物質の測定を行っているほか、「山口県悪臭防止対策指導要綱」に基づき、人の臭覚による測定を行い必要な指導を行っています。今後も随時、必要な指導を実施します。

●水質汚濁

本市の河川については、木屋川、粟野川、綾羅木川等6河川、海域については「響灘及び周防灘」、「豊浦・豊北地先」の2水域、湖沼については豊田湖で水質に係る環境基準の類型指定*が行われています。

河川の環境基準（成果指標項目）は達成していますが、海域においては達成していない地点が4地点みられ、湖沼においては基準を達成していません。今後も汚濁負荷源となる事業所の監視をはじめ、引き続き水質浄化対策に取り組んでいきます。

※類型指定

水質汚濁の生活環境項目の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事が利水目的に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。

●土壌

土壌汚染の可能性のある土地等については、土壌汚染対策法に基づき管理・対策を行っています。また、本市では土壌中のダイオキシン類について市内7地点で測定しており、これまで全ての地点で環境基準を達成しています。

●公害苦情

市内で発生する公害苦情は、近年、野外焼却や近隣の生活騒音、自動車等による騒音など、家庭生活に起因するものが増えていることから、広報活動による啓発や地域コミュニティの連携強化を図る必要があります。

また、事業者に対し法規制基準以上の改善を求めるケースも増加しているため、関係者の相互理解を進める必要があります。

1-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標（その1）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
大気汚染防止法に基づく工場・事業場立入検査件数	環境政策課	28件/年 (2021年度)	20件/年 (2026年度)	<p>≪立入検査件数≫</p> <p>2017(平成29)年度：27件 2018(平成30)年度：22件 2019(令和元)年度：47件 2020(令和2)年度：40件 2021(令和3)年度：28件</p> <p>2019(令和元)年度以降は特定粉じん排出等作業に関する立入件数が10～20件程度増加したことにより全体の立入件数が増加したが、2020(令和2)年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で立入検査件数が減少した。今後も情勢に応じて、引き続き必要な立入検査を行う。</p>
事業所排水に係わる工場・事業場立入検査件数	環境政策課	61件/年 (2021年度)	100件/年 (2026年度)	<p>≪立入検査件数≫</p> <p>2017(平成29)年度：108件 2018(平成30)年度：80件 2019(令和元)年度：77件 2020(令和2)年度：35件 2021(令和3)年度：61件</p> <p>2020(令和2)年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響で件数が減少している。今後も情勢に応じて、引き続き必要な立入検査を行う。</p>

●施策の方向性に関わる進捗指標（その2）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
騒音規制法に基づく工場・事業場立入検査件数	環境政策課	1件/年 (2021年度)	20件/年 (2026年度)	<p>《事業場への立入検査件数》</p> <p>2017(平成29)年度：2件 2018(平成30)年度：1件 2019(令和元)年度：1件 2020(令和2)年度：1件 2021(令和3)年度：1件</p> <p>事業場を発生源とする騒音苦情件数が年間1～2件であったことから、立入件数も横ばいで推移している。</p> <p>今後も情勢に応じて、引き続き必要な立入検査を行う。</p>
みなし(単独処理)浄化槽設置割合	廃棄物対策課	61% (2021年度)	57% (2026年度)	<p>《みなし(単独処理)浄化槽設置割合》</p> <p>2017(平成29)年度：64.0% 2018(平成30)年度：63.1% 2019(令和元)年度：62.3% 2020(令和2)年度：61.5% 2021(令和3)年度：60.8%</p> <p>合併処理浄化槽への転換等により、毎年約0.8ポイント減少している。今後も水環境の保全のため、合併処理浄化槽の普及促進に務めていく。</p>

●主要な施策（その1）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
環境監視体制の充実	大気環境の監視及び啓発体制の充実	常時監視システムによる監視体制を充実し、大気環境の状況把握に努めるとともに、最新の技術・知見に基づく新たな環境監視へのニーズに対応する。 またPM2.5や光化学オキシダント等に対して、市民がいち早く予防行動をとれるよう、測定データを山口県と常時通信し、予測情報や警報等の発令情報を広く周知するため、さまざまな媒体を用いて啓発する。	環境政策課
	水環境の監視体制の充実	河川・海域等の公共用水域の環境を監視し、負荷源となる工場・事業場を対象に、法令等の規定に基づく立入検査等を行い、排出基準への適合状況等の監視・指導を行う。 地下水は任意の地点での水質調査を実施し、汚染が判明した場合には汚染範囲の特定や原因究明を行うなど、健康被害の防止に努める。また、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下漏洩の防止などの適正管理を促進する。	環境政策課
	音環境の監視体制の充実	騒音規制法に基づく工場・事業場への立入検査を行い、規制値等の適合状況の監視・指導を行う。 また、環境基準の達成状況を把握するため、計画に基づき市内の自動車騒音の測定・評価を実施する。	環境政策課
水質汚濁対策の推進	合併処理浄化槽の普及促進	公共下水道等の整備区域外の生活排水対策として、みなし(単独処理)浄化槽、くみとり便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正管理を確保するための啓発、指導を行う。	廃棄物対策課

●主要な施策（その2）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
水質汚濁対策の推進	下水道の普及促進	下水道事業計画に基づき施設整備を進めることで、未普及地区の解消を図る。	下水道整備課
道路交通騒音対策の推進	道路路面への排水性舗装の導入	道路騒音の発生源対策として、新設道路に排水性舗装を施工する。引き続き幹線道路についても施工を検討し、実施していく。	道路河川建設課
	主要幹線道路の騒音対策	騒音の発生源対策として、排水性舗装の実施、防音壁の整備等を道路管理者に対して要望していく。	都市計画課
環境負荷の少ない農業の推進	環境保全型農業の推進	化学合成農薬・化学肥料の適正使用を JA や県など関係機関と一体となって推進し、啓発に努める。また、家畜排泄物の堆肥化、耕畜連携を通じての利用を促進し、環境負荷の少ない農業を推進する。	農業振興課

1-3 目指すべき方向性（後期の展望）

健康被害を及ぼす可能性のある物質への対応や、わたしたちの生命や生活を維持していくための基盤となる大気質、水質等の生活環境を健全な状況で維持していくには、対象の監視・測定は不可欠です。大気環境や水環境などの「環境監視体制の充実」を図り、継続監視や緊急時の対応、市民への環境情報の適切な提供を進めていきます。

また、生活環境を良好な状況で維持するには、環境への負荷を低減させる必要があります。「水質汚濁対策の推進」、「道路交通騒音対策の推進」、「環境負荷の少ない農業の推進」を通じた環境負荷の削減を実施していきます。

2 ごみ減量とリサイクル対策の推進

2-1 現況と課題

●ごみの減量化

本市のごみ排出量は2021（令和3）年度現在、93,191 tで、2017（平成29）年度の99,838 tから比べて約7%の減少となっています。一方、1人一日あたりのごみ排出量では、2020（令和2）年度の本市の値は1,020g/人で国や県を上回る水準にあります。内訳を見ると、事業系ごみの排出量原単位が国や県を上回っており、今後の取組の強化が求められます。また、家庭ごみについても、生ごみの堆肥化、ごみ排出時の水切りの徹底など、ごみの減量に向けた啓発の取組を進める必要があります。

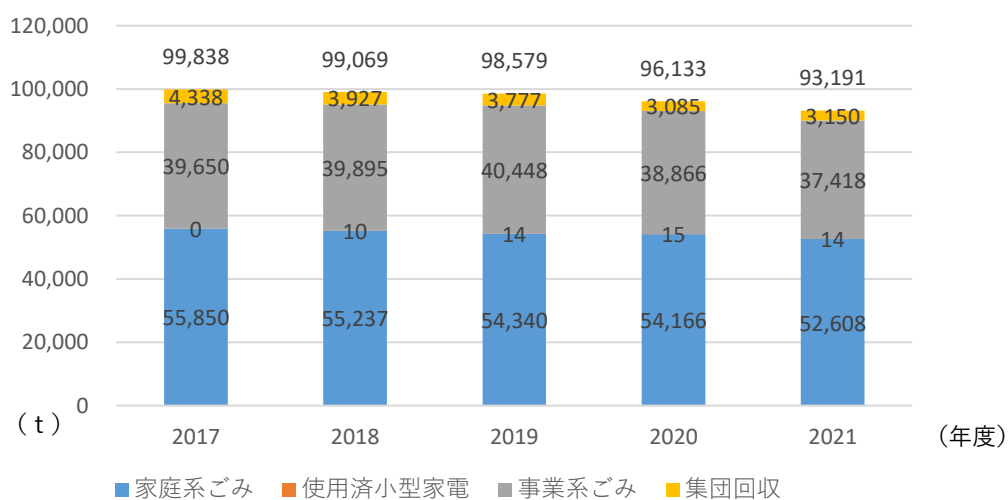


図 下関市のごみ排出量の推移 [出典：下関市環境白書（2021（令和3）年度）]

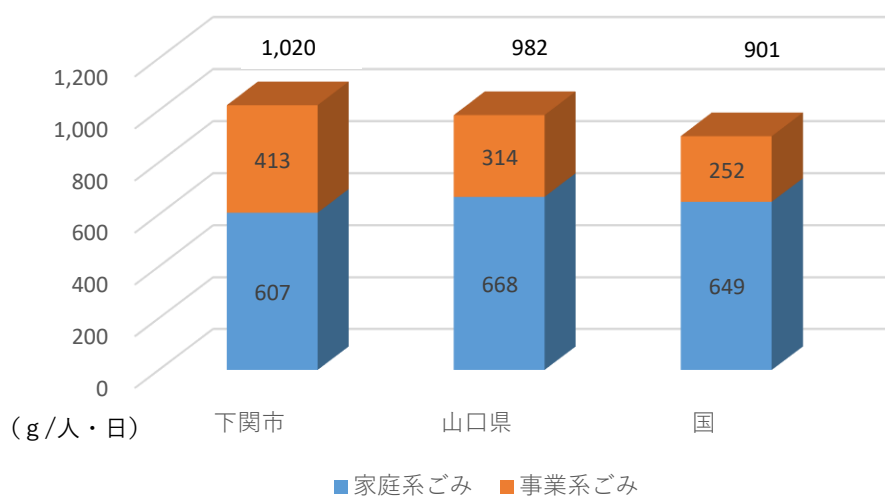


図 家庭系、事業系ごみの1人一日当たりの排出量の比較（2020（令和2）年度）

[出典：環境省一般廃棄物処理実態調査]

●リサイクル

下関市のごみの資源化量は、2013（平成 25）年度の奥山工場焼却主灰のセメント原料化の開始により増加に転じていましたが、2017（平成 29）年度以降再び減少に転じております。また、再資源化率は2017（平成 29）年度以降はやや横ばいとなっております。資源ごみの分別徹底とともに、新たに再生利用可能な項目については、可能な限り分別に取り組む必要があります。

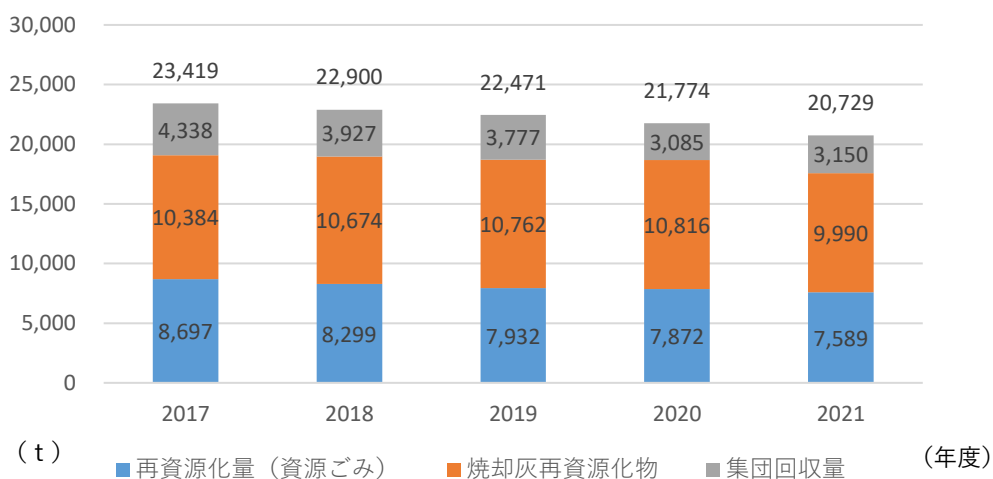


図 資源化量の推移 [出典：下関市環境白書（2021（令和3）年度）]

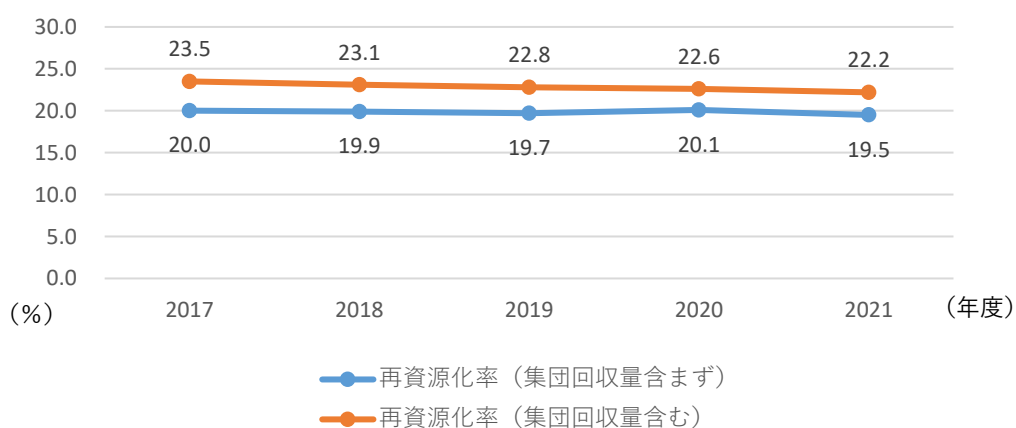


図 再資源化率の推移 [出典：下関市環境白書（2021（令和3）年度）]

●環境美化の推進

下関市環境美化条例（平成 17 年条例第 197 号）では、飲食物容器、たばこの吸い殻等のポイ捨てや飼い犬のふんの放置、公共施設への落書きを禁止行為とし、さらに、指定地区内における道路や公園等の屋外の公共の場所（指定喫煙場所を除く）での路上喫煙を禁止行為としています。禁止地区内には、路面標示シートや地区標示看板、指定喫煙場所等を設置し、市民や観光客の方々に規制内容の周知啓発を行っています。

●不法投棄対策

本市では、不法投棄に関する苦情件数が毎年 100 件以上寄せられています。不法投棄とは、正当な理由なく法や規則に違反して廃棄物を山林や空き地などに捨てる行為のことで、景観を損なうだけでなく、正しい処理が行われないことから、有害物質の流出などの環境破壊を引き起こす可能性があります。不法投棄への監視強化と投棄された場合の対応を引き続き行っていく必要があります。

2-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標（その 1）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における 5 年間 (2017～2021) の評価・今後の展望
生ごみ堆肥化容器の設置台数	クリーン推進課	62 基 (2021 年度)	500 基 (累計) (2027 年度)	≪設置台数≫ 2017 (平成 29) 年度：35 基 2018 (平成 30) 年度：32 基 2019 (令和元) 年度：40 基 2020 (令和 2) 年度：52 基 2021 (令和 3) 年度：62 基 新型コロナウイルス感染症の影響により設置台数の増加傾向が強くなっており、2020 (令和 2) 年度以降は予算額の到達により、早期に受付終了となっている。今後も目標達成に向けて補助金の交付を行う。
市の主催するごみの排出抑制に関する啓発行事への参加人数	クリーン推進課	427 人 (2021 年度)	2,000 人 (2027 年度)	≪参加人数≫ 2017 (平成 29) 年度：2,046 人 2018 (平成 30) 年度：1,932 人 2019 (令和元) 年度：2,188 人 2020 (令和 2) 年度：224 人 2021 (令和 3) 年度：427 人 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 (令和 2) 年度以降大幅に減少した。今後も啓発行事を継続するにあたり、感染症対策を講じながら安全に実施できるよう啓発行事の内容を検討していく。
ごみステーションの廃止・統合	クリーン推進課	16 件/年 (2021 年度)	5 件/年以上 (2027 年度)	≪ごみステーションの廃止・統合≫ 2017 (平成 29) 年度：10 件 2018 (平成 30) 年度：13 件 2019 (令和元) 年度：13 件 2020 (令和 2) 年度：33 件 2021 (令和 3) 年度：16 件 2020 (令和 2) 年度に廃止件数は増えている。今後も引き続き、ごみステーションの廃止・統合に努め、適正配置を推進する。

●施策の方向性に関わる進捗指標（その2）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021) の評価・今後の展望
産業廃棄物の排出業者や許可・登録業者、処理施設への立入、指導等（監視指導数）	廃棄物対策課	87件／年 (2021年度)	250件／年 (2026年度)	<p>≪立入、指導等監視指導件数≫</p> <p>2017（平成29）年度：266件 2018（平成30）年度：222件 2019（令和元）年度：207件 2020（令和2）年度：212件 2021（令和3）年度：87件</p> <p>監視指導件数は、例年200件程度で推移している。2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による保健部への応援職員の派遣により、業務全般において十分な人員確保ができなかったことによる影響で監視指導件数が減少している。今後も引き続き適切な監視指導計画を作成の上、不適正事案の削減に取り組む。</p>
ごみのポイ捨てに関する苦情件数	環境政策課	11件／年 (2021年度)	70件／年 (2026年度)	<p>≪ごみのポイ捨てに関する苦情件数≫</p> <p>2017（平成29）年度：22件 2018（平成30）年度：16件 2019（令和元）年度：15件 2020（令和2）年度：20件 2021（令和3）年度：11件</p> <p>2017（平成29）年度以降、ほぼ横ばいで推移している。今後も引き続き、ごみのポイ捨てに関する周知啓発を実施する。</p>
ポイ捨てごみの量	環境政策課	276個／年 (2021年度)	1,400個／年 (2026年度)	<p>≪ポイ捨てごみ実態調査の結果≫</p> <p>2017（平成29）年度：264個 2018（平成30）年度：224個 2019（令和元）年度：635個 2020（令和2）年度：573個（2回の平均数） 2021（令和3）年度：276個（2回の平均数）</p> <p>2020（令和2）年度以降、調査を年1回から年2回に変更した。今後も継続して実施し、ポイ捨てごみの傾向や実態把握に努める。</p>
不法投棄担当箇所での不法投棄物回収量	廃棄物対策課	1.4t／年 (2021年度)	5t／年 (2024年度)	<p>≪不法投棄物回収量≫</p> <p>2017（平成29）年度：3.91t 2018（平成30）年度：1.86t 2019（令和元）年度：1.44t 2020（令和2）年度：1.43t 2021（令和3）年度：1.40t</p> <p>不法投棄物回収量は毎年減少しているが、土地等の管理者に不法投棄物の回収依頼を徹底した事に起因する部分もあり、一概に不法投棄物の減少によるものとは言えないものの、今後も引き続き不法投棄物の削減につながる施策の実施に取り組む。</p>

●主要な施策（その1）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
廃棄物の発生・排出抑制対策の推進	生ごみ堆肥化容器の設置促進	排出されるごみの内訳の多くが生ごみであることから、堆肥化容器の設置を促進して肥料にすることで生ごみの減量化及び再資源化を図る。	クリーン推進課
	事業系ごみの排出抑制対策の強化	事業系ごみの排出抑制対策を以下に示す取組を通じて強化する。 ◆事業系ごみの排出実態の把握 ◆ごみ運搬時の啓発指導（再生利用可能なものの再分別指導等） ◆事業者の費用負担の適正化 ◆事業者による再生利用を推進するための環境づくり（リサイクルルートの確保、リサイクルループの構築等）	クリーン推進課
	家庭系ごみの減量化対策の推進	家庭系ごみの減量化対策を以下に示す取組を通じて推進する。 ◆生ごみ排出時の水切り徹底 ◆ごみダイエット・リサイクル推進店等既存の制度の活用 ◆4R※（Reduce、Reuse、Recycle、Refuse）の取組強化 ◆新たな分別項目の追加による資源化の推進（紙・布類、プラスチック類、剪定枝・葉、食品廃棄物等）	クリーン推進課
	下関市リサイクルプラザ（しものせき環境みらい館）の運営	廃棄物の発生・排出抑制を下関市に係わる全ての人に浸透させるための拠点施設として、施設見学や体験講座などの各種啓発活動を実施する。	環境施設課
	畜産系バイオマスの堆肥化の促進・普及	家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、国、県等の事業を利用しながら、耕畜連携を通じた堆肥利用を推進する。	農業振興課
リサイクル事業の推進	ごみの減量、再資源化に関する普及啓発	市民のごみの排出抑制に対する意識を向上させるため、親子リサイクル教室（夏休み期間）、出前講座、分別説明（年間）、リーフレットの配布、市報への掲載などにより啓発を行う。	クリーン推進課
	再資源化事業の一層の推進	市の所有する施設の特性、市内のごみの排出特性に合わせた再資源化方法の導入、検討を図る。また、奥山工場の余熱を利用した高効率発電等の事業の継続を図る。	環境施設課
ごみ処理環境の充実	産業廃棄物処理の適正化の促進	産業廃棄物の排出事業者や許可・登録業者、処理施設への立入、指導等を随時行うことで、排出事業者及び処理業者への継続的な指導監督を行い、地域及び地域住民の健全な環境を保全する。	廃棄物対策課
	安定的・効率的なじん芥収集事業の推進	将来にわたり安定的で効率的なじん芥収集を行うため、ごみステーションの廃止・統合・移設を進めごみステーションの適正配置を推進する。	クリーン推進課
	災害等廃棄物に対する対策の推進	災害によって生じる廃棄物の円滑かつ迅速な処理、分別・再利用による減量の達成を目的に、災害廃棄物等処理計画を策定するとともに、災害発生時に備え各関係機関との情報交換を定期的実施するなど体制整備に努める。	クリーン推進課

●主要な施策（その2）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
ごみ処理環境の充実	じん芥処理事業	作成した廃棄物処理施設（リサイクルプラザ、奥山工場 180 t 炉）の長寿命化延命化計画に基づき、各施設の基幹的整備改良を促進し、廃棄物の安定処理を行う。	環境施設課
	し尿処理事業	市内で発生する「し尿及び浄化槽汚泥」を安定的に処理できるよう各関連施設の維持管理を行う。	環境施設課
環境美化の推進	啓発ポスター・チラシの作成・配布	ペットのふんの放置禁止に関する啓発ポスター・チラシを作成・配布する。	動物愛護管理センター
	啓発用看板の作製・配付	「ゴミのポイ捨て禁止、ふんの放置禁止」の看板を作製し、自治会等の希望者に対し配付する。	環境政策課
不法投棄対策の強化	不法投棄対策	夜間、休日等を含めたパトロールの実施、監視カメラや不法投棄ホットラインの設置等により監視体制を充実させ、不法投棄の抑止に努める。	廃棄物対策課
既存ストックの有効利用	公共施設マネジメント	下関市公共施設等総合管理計画に基づき、既存ストックの有効利用を行う。	資産経営課

※4R

循環型社会を形成するための3つの取組、「リデュース（Reduce＝ごみを出さない）」、「リユース（Reuse＝一度使って不要になった製品や部品を再び使う）」、「リサイクル（Recycle＝出たごみはリサイクルする）」という意味の英語の頭文字で示される3Rに、下関市では「リフューズ（Refuse＝ごみになるものを買わない）」を加えた4Rの取組を推進している。

2-3 目指すべき方向性（後期の展望）

ごみの減量化対策を進めるには、市、市民、事業者がそれぞれの立場で、実行可能なことを認識し実行していく必要があります。

行政においては、公共施設などの「既存ストックの有効利用」を行うことで廃材等の発生抑制に努めます。また市民、事業者には、日常生活や事業活動を通じてできる取組を認識し、実際の行動へ繋げるための「廃棄物の発生・排出抑制対策の推進」を進めるとともに、身近な環境への関心を呼び覚ますための「環境美化の推進」に努めます。

リサイクル対策の推進においては、意識の啓発と具体的な再資源化方法の検討を軸に「リサイクル事業の推進」を進めるとともに、ごみの収集システムや施設の整備、災害時の対応などの「ごみ処理環境の充実」を図ります。そのほか、「不法投棄対策の強化」についても取組を行います。

第3章 快適な生活空間の確保

1 歴史的町並み・文化財の保存整備

1-1 現況と課題

●文化財

本市には国指定文化財が39件、県指定文化財が43件、市指定文化財が146件あります。工芸品や彫刻などのほか、史跡、名勝、天然記念物、建造物等地域景観の形成に重要な役割を果たす文化財が多くあります。また、忌宮神社の数方庭行事、浜出祭のような無形の民俗文化財もあり、こうした地域の歴史的資源の保存・活用を通じた地域環境の向上を図る必要があります。

●歴史的町並みの活用

本市の特色ある文化財、歴史的町並みの活用を通じて、地域環境の向上を図る活動として、城下町長府地区の取組があります。

長府地区では、行政による街なみ環境整備事業の実施及び地域住民の景観協定締結等により、城下町長府にふさわしい町並み景観の形成を進めるとともに、整備された空間を活用して多彩なイベント開催やホタル保護等の維持管理活動が行われています。

これらの活動が認められ、城下町長府地区は、建造物などの歴史的資源が町並みに調和した優れた都市景観を形成し、かつ市民に十分に活用されている地区を対象に贈られる「都市景観大賞（国土交通省選定）」を2013（平成25）年に受賞しています。

このような取組を更に他地域にも展開していく必要があります。

1-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021) の評価・今後の展望
史跡等文化財の定期的な巡視	文化財保護課	1回/月・件 (2021年度)	1回/月・件 (2026年度)	<p>≪巡視件数≫</p> <p>2017(平成29)年度:1回 2018(平成30)年度:1回 2019(令和元)年度:1回 2020(令和2)年度:1回 2021(令和3)年度:1回</p> <p>定例的な活動により不足無く巡視出来ている。</p>
文化財の指定件数	文化財保護課	0件/年 (2021年度)	1件/年以上 (2026年度)	<p>≪指定件数≫</p> <p>2017(平成29)年度:0件 2018(平成30)年度:1件 2019(令和元)年度:2件 2020(令和2)年度:2件 2021(令和3)年度:0件</p> <p>近年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により指定に関わる調査や審議が出来ないため、指定自体が出来ていない。</p>
多言語による説明看板の設置件数	文化財保護課	3件/年 (2021年度)	1件/年以上 (2026年度)	<p>≪設置件数≫</p> <p>2017(平成29)年度:0件 2018(平成30)年度:2件 2019(令和元)年度:1件 2020(令和2)年度:1件 2021(令和3)年度:3件</p> <p>本市が事務局の日本遺産において、インバウンド対応説明看板の設置(2017(平成29)、2018(平成30)年)を含めれば近年の文化財への多言語化説明看板は+18件と大きく増えた。</p>
下関市での宿泊客数	観光政策課	58.5万人 (2021年)	100万人 (2026年)	<p>≪宿泊客数≫</p> <p>2017(平成29)年:809,582人 2018(平成30)年:813,646人 2019(令和元)年:800,494人 2020(令和2)年:589,386人 2021(令和3)年:585,846人</p> <p>2020(令和2)年以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等により大幅な減少となった。 引き続き、目標達成に努める。</p>

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
郷土に伝わる文化財の保存整備	民俗文化財の記録作成	後継者不足などから、存続が危ぶまれている民俗文化財の保存のための記録作成を継続して実施するとともに、後継者育成など文化財が存続できる環境整備に努める。	文化財保護課
郷土に伝わる文化財の保存整備	文化財の公開および情報発信	市民が地域の文化財に興味・関心をもち、理解をする良い機会となる文化財の公開及び情報発信を今後も継続して行い、文化財愛護意識の醸成、普及に努める。	文化財保護課
	埋蔵文化財の調査成果の公表	埋蔵文化財の調査成果を、発掘調査現場での現地説明会や考古博物館における速報展等、埋蔵文化財年報、ホームページ上の埋蔵文化財たより、SNS等で随時情報発信及び公開し、通常見ることができない文化財について積極的に公開するよう努める。	文化財保護課
	史跡等文化財の維持・管理、及び保存・整備	史跡等文化財を定期的に巡視し、継続して文化財の保存整備、維持・管理を行う。	文化財保護課
	文化財の指定と周知の拡大	建造物、古文書、歴史資料、絵画、考古資料などの未指定文化財調査を計画的に実施し、文化財指定等の保護措置を実施する。 また、未周知の埋蔵文化財については、必要に応じ、試掘調査等を実施し、周知化を徹底する。 更に、指定文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地ともに、広くその存在と価値について広報を行う。合わせて、説明看板等については、インバウンド対策として多言語化を計画的に実施する。	文化財保護課
	文化財の総合的把握の実施と、文化財を生かしたまちづくりの推進	指定、未指定に関わらず、地域の文化財を総合的に把握し、その文化財群を単体としてではなく、面的に捉え、地域の魅力として、積極的な活用を図る。	文化財保護課
地域環境の向上・観光資源としての活用	地域資源を活用した観光施策の実施	観光ホームページによる情報発信を行うとともに、ウォーキングや観光イベント等、歴史的町並みを活用した事業を行う。	観光政策課

1-3 目指すべき方向性（後期の展望）

歴史的町並み・文化財の保存整備では、歴史的資源そのものの保全と活用の2つの側面から取り組みます。

保全では「郷土に伝わる文化財の保存整備」を通じて、歴史的資源の把握と地域への情報発信、文化財の適切な保存・整備を行います。また、活用では「地域環境の向上・観光資源としての活用」を通じて、地域や地域経済の活性化をも踏まえた、積極的な利活用の方法を検討します。

2 景観の保全と創出

2-1 現況と課題

●「下関市景観計画」の推進

本市では、良好な景観の保全、形成を総合的かつ計画的に進めるために「下関市景観計画」に基づく取組を進めています。

「下関市景観計画」では、市域全域を“景観計画区域”とするほか、地域特性を活かした景観形成を誘導する必要がある地域として“景観形成地域”を、よりきめ細かな景観形成を重点的に推進する必要がある地区として“景観重点地区”を設定し、具体的な景観コントロールの方法をそれぞれで設定することとしています。

現在、景観形成地域の指定は関門景観形成地域のみですが、地域の景観形成の熟度に応じて今後指定が考えられる候補地を設定しています。これら優れた景観や特徴ある景観を有する地域では、それぞれの実情に合った景観コントロールの仕組みを取り入れていくことが求められます。

●空家・空地の増加

空家・空地の実態について把握するほか、空家・空地に関する相談窓口や空き家バンク、地域の見回り制度を活用していく必要があります。

2-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標（その1）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
鳩島清掃の開催回数	豊北総合支所 建設農林水産課	1回/年 (2021年度)	1回/年 (2026年度)	<p>《鳩島清掃の実施》</p> <p>2017(平成29)年度：中止 2018(平成30)年度：1回 2019(令和元)年度：1回 2020(令和2)年度：1回 2021(令和3)年度：1回</p> <p>基本的に年1回清掃活動を行っている。 今後も清掃活動をすることで、北長門海岸国定公園内にある鳩島の良好な自然環境や景観の保全に努めていく。</p>
市民実感調査における「下関らしい豊かで潤いのある景観づくりが推進されていると感じている市民の割合」	都市計画課	23.0% (2021年度)	32.0% (2024年度)	<p>《推進されていると感じている市民の割合》</p> <p>2017(平成29)年度：18.5% 2018(平成30)年度：21.7% 2019(令和元)年度：24.5% 2020(令和2)年度：23.1% 2021(令和3)年度：23.0%</p> <p>ほぼ横ばい状態であるため、今後も景観の醸成を努めていく必要がある。</p>

●施策の方向性に関わる進捗指標（その2）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
空き家バンク物件成約数	住宅政策課	26件/年 (2021年度)	10件/年 (2026年度)	≪成約数≫ 2017(平成29)年度:0件 2018(平成30)年度:2件 2019(令和元)年度:0件 2020(令和2)年度:6件 2021(令和3)年度:26件 2020年度より対象区域・対象物件を拡大し、SNS等を通じた情報発信を行った結果、成約数が増加した。今後も改良を加えながら実施したい。

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
自然公園等の景観の保全	自然公園内施設の維持管理	北長門海岸国定公園の角島及び本土側の公園施設内の草刈りによる環境整備を行い、良好な自然環境や景観の保全に努める。	豊北総合支所 地域政策課
	鳩島の海岸清掃	北長門海岸国定公園内にあり、角島の玄関口として角島大橋に隣接する鳩島の良好な自然環境や景観の保全に努めるため、海岸の清掃を実施する。	豊北総合支所 建設農林水産課
農村・漁村景観の形成の促進	景観重要建造物の維持・保全	景観法に基づき景観重要建造物に指定した歌野清流庵(菊川町)の維持・保全を行うとともに、新たな景観資源の発掘、保全等に向けた検討を行う。	都市計画課
景観計画の推進	地域の特性を活かした景観形成の推進	景観法の委任条例である下関市景観条例と下関市景観計画等に基づき、大規模建築行為等に対して景観誘導を行うことにより、地域の特性を活かした良好な景観形成を図る。	都市計画課
環境に配慮した夜間景観形成	夜間景観形成の推進	2015(平成27)年度に策定した「下関市夜間景観ガイドライン」に基づき、市内中心部において、行政・市民・事業者等の連携により統一感のあるまちの夜間景観の形成を図る。	都市計画課
空き家・空地対策の推進	下関市空き家バンクへの登録	下関市内の空き家について空き家バンクへの登録を促し利用希望者を募ることで、空き家の流通促進を図る。	住宅政策課
	空地実態調査の実施	市内空地の状況を過去の苦情を参考に整理し、市民のニーズに即した対策を検討する。	環境政策課
	空地相談窓口の設置	下関市環境保全条例に基づく相談窓口を設置する。	環境政策課
	下関市空き家等対策計画の推進	下関市空き家等対策計画に基づき本市の空き家対策を推進する。	住宅政策課

2-3 目指すべき方向性（後期の展望）

本市の景観には、自然公園に代表される自然性の高い景観と、都市や集落などの生活の場としての景観があります。景観の保全と創出では、地域の景観や特性を活かした取組となるよう、下関市景観計画に基づいた取組を推進します。

自然公園内の利活用を念頭に置いた「自然公園等の景観の保全」、建造物や町並み等の景観構成要素を活かした「農村・漁村景観の形成の促進」に取り組めます。

また、「景観計画の推進」や「環境に配慮した夜間景観形成」などの積極的なまちの雰囲気づくりを進めるほか、景観形成上問題となっている「空家・空地対策の推進」にも取り組めます。

3 公園・緑地等の整備

3-1 現況と課題

●公園・緑地等の整備状況

本市の緑地面積は、市域の約8割を占めています。ただしその内訳をみると、気軽に利用できる都市公園や公共施設緑地の割合が高いのは、市街地中心地域や西部地域に限られます。その他の地域では、人口が少ないことから、1人当たりの緑地面積は大きいものの、公園までの距離も遠く、日常的な利用が難しい状況にあります。

また、都市公園や公共施設緑地は2014（平成26）年現在662箇所ありますが、都市公園の約5割が設置後30年以上を経過し、施設の老朽化が進んでいる状況にあります。

地域毎に利用者ニーズを踏まえた適切な公園配置と計画的かつ効率的な維持管理を推進していく必要があります。

3-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
1人当たりの都市公園面積	公園緑地課	14.0㎡/人 (2021年度)	17.5㎡/人 (2035年度)	≪1人当たりの都市公園面積≫ 2017（平成29）年度：13.5㎡/人 2018（平成30）年度：13.5㎡/人 2019（令和元）年度：13.6㎡/人 2020（令和2）年度：14.8㎡/人 2021（令和3）年度：14.0㎡/人 年度によって増減はあるが、全体的には増加傾向にある。

●主要な施策（その1）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
親しみやすい都市公園の整備	火の山地区観光施設整備事業	火の山地区の地域資源を活かした再整備を図るため、市民や観光客が年間を通して訪れる、魅力ある観光拠点として整備を行う	観光施設課
	街区公園整備事業	開発行為・区画整理等により確保された未整備の公園について、遊具の新設等を行い、都市公園機能の充実を図る。	公園緑地課

●主要な施策（その2）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
緑の基本計画の推進	「下関市緑の基本計画」の推進	2014（平成26）年度に策定された「下関市緑の基本計画」に沿って、市民の参画を含めた緑の保全、質の向上を推進する。	公園緑地課
緑化の推進	下関市緑化祭の開催	市民の緑化意識の醸成を図るため、毎年10月に下関市緑化祭を関係団体と協力して開催する。	公園緑地課
	港湾緑地の整備	港湾計画に基づく港湾緑地の整備を推進する。	港湾局経営課
野外レクリエーション施設の整備	深坂自然の森の森林整備	深坂自然の森キャンプ場や深坂ため池周辺などの景観保全を実施する。 （実施期間：2015（平成27）年度～2019（令和元）年度）	農林水産整備課

3-3 目指すべき方向性（後期の展望）

公園・緑地等の整備では、「緑の基本計画の推進」に取り組みます。

「親しみやすい都市公園の整備」、「野外レクリエーション施設の整備」を通じて、現在設置されている都市公園や公共施設緑地を、地域毎の利用者ニーズを踏まえた公園施設として再整備します。

また、「緑化の推進」の取組を通じて、市民の緑化意識の醸成に努めます。

第4章 未来につなぐ脱炭素の社会づくり

1 地球温暖化対策の推進

1-1 現況と課題

●温室効果ガスの排出状況

下関市域からの温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度以降減少傾向となっています。排出部門別の内訳をみると、産業部門が最も高い比率を占めており、次いで運輸部門、家庭部門の順に排出量が多くなっています。

（単位：千 t -CO₂）

年度		2013	2014	2015	2016	2017	2018	
産業部門	製造業	1,601	1,652	1,679	1,693	1,647	1,418	
	建設・鉱業	77	75	41	41	37	22	
	農林水産業	13	12	10	10	12	40	
	小計	1,691	1,739	1,730	1,744	1,696	1,480	
業務その他部門		436	417	439	425	362	261	
家庭部門		587	560	533	537	511	436	
運輸部門	自動車	旅客	259	259	260	260	260	337
		貨物	252	250	249	249	246	289
	鉄道	46	46	45	45	43	39	
	船舶	28	29	32	32	30	34	
	小計	585	584	586	586	579	699	
廃棄物部門		29	25	39	39	29	30	
エネルギー転換部門		200	172	158	139	142	126	
二酸化炭素（CO ₂ ）排出量		3,529	3,497	3,486	3,470	3,319	3,032	
その他ガス	メタン	30	29	32	32	30	30	
	一酸化二窒素	14	14	13	13	8	8	
	代替フロン類	4	4	4	4	4	4	
温室効果ガス排出量		3,576	3,544	3,535	3,519	3,361	3,074	

表 温室効果ガス排出量の推移

※排出量の算定に当たっては、2017（平成 29）年度に環境省より示された「地方公共団体実行計画書（区域施策編）算定・実施マニュアル（算定手法編）」に基づいています。

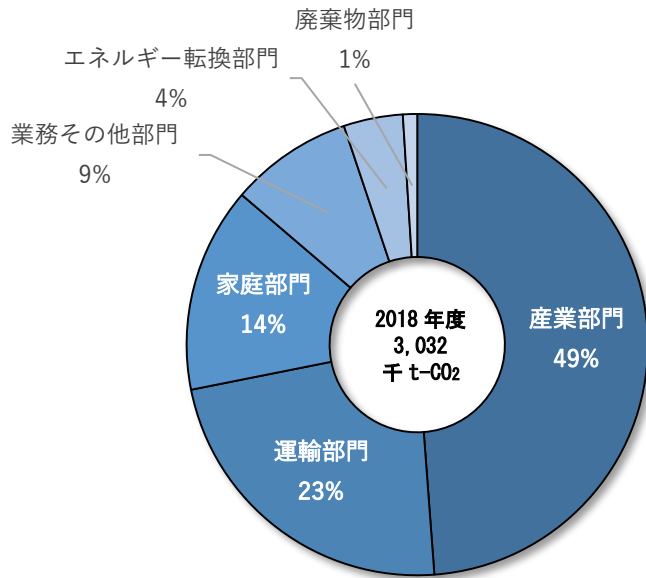


図 二酸化炭素 (CO₂) の排出量の部門別構成比

●温室効果ガス排出量の将来推計 (BAU ケース)

温室効果ガス排出量の将来推計について、将来に向けて何らかの地球温暖化対策を行わなかった場合を BAU ケース (現状趨勢ケース) といい、BAU ケースにおける 2030 (令和 12) 年度の温室効果ガス排出量は 3,365 千 t-CO₂ となり、2013 (平成 25) 年度比の削減量は 6% に留まります。

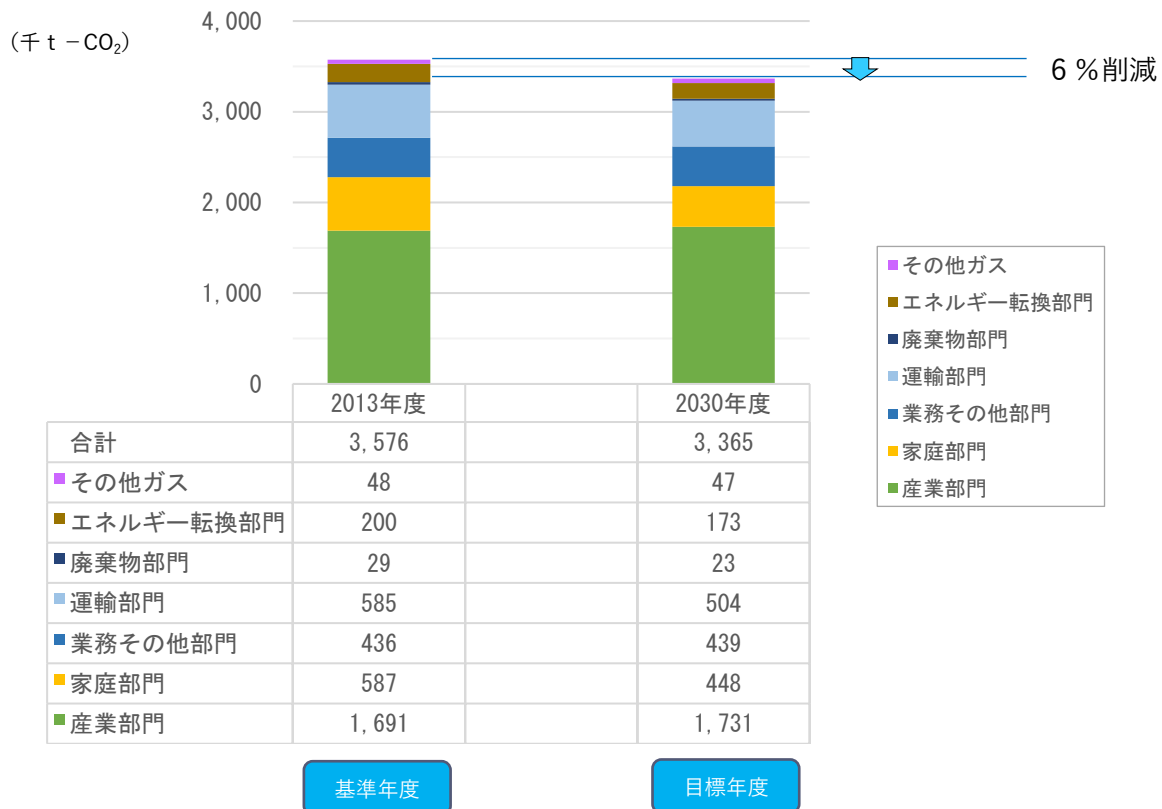


図 将来の温室効果ガス排出量の将来推計

●「下関市地球温暖化対策実行計画」の推進

本市では、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための指針として、「下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、総合的な対策を進めています。2022（令和4）年5月に改訂した計画では、中期目標として、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減、また長期目標として、2050（令和32）年度に温室効果ガス排出量実質ゼロとすることとし、脱炭素社会の実現を目指しています。

近年、国や地方自治体では、地球温暖化の影響を将来的に避けられないものとして、これまでの温室効果ガス排出量の削減（緩和策）のほかに、既に起こりつつある地球温暖化の影響に対する適応方法の検討を平行して行っています。本市においても、熱中症や昆虫を媒介とする病気などの健康被害、気候変化による農作物被害などに対応するための情報提供等の仕組みを検討する必要があります。

また、下関市役所として温室効果ガス排出量の削減に率先的に取り組むため、「下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定しており、前述の「下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改訂に合わせて2022（令和4）年度中に改訂を行います。これにより、地球温暖化の防止に寄与するとともに、計画の実施状況を積極的に公表することで、脱炭素社会実現への取組を促進します。

1-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
市役所及び市所有の施設からの温室効果ガス排出量	環境政策課	125,461 t-CO ₂ (2021年度)	77,944 t-CO ₂ (2030年度)	≪温室効果ガス排出量≫（単位：t-CO ₂ ） 2017（平成29）年度：103,216 2018（平成30）年度：133,100（算定方法変更による増加） 2019（令和元）年度：139,411 2020（令和2）年度：123,642 2021（令和3）年度：125,461 2019（令和元）年度以降は、施設の統廃合や新型コロナウイルス感染症の影響により、年度ごとに増減はあるものの概ね減少傾向で推移している。今後は脱炭素社会の実現に向けて、市役所業務から排出される温室効果ガス量の更なる削減を目指し、取組を進めていく。

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
総合的な対策の推進	下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進	「下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、脱炭素社会の実現に向けて市民・事業者が一体となって2050（令和32）年度に市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、計画の実効的な推進を図る。	環境政策課
	下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進	下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市役所及び市所有の施設の温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、計画の適正かつ効果的な見直しを図る。	環境政策課
	地球温暖化適応策の検討	「下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置付けた気候変動適応計画に基づき、気候変動の適応に関連する対策について、国や県と連携しながら推進する。	環境政策課

1-3 目指すべき方向性（後期の展望）

地球温暖化対策の推進では、「下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、市民・事業者・行政等の各主体の取組を推進します。

下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の施策体系

種別	基本施策	具体的施策
温室効果ガス排出量を削減する緩和策	基本施策 1 地球にやさしい市民・事業者の活動の推進	1 地球にやさしい脱炭素型ライフスタイルの普及・啓発 2 脱炭素・環境配慮に向けた事業者の取組推進 3 電気自動車等の普及促進
	基本施策 2 脱炭素に取り組むまちづくり	4 まちの機能の向上や脱炭素型のまちの形成 5 環境負荷を低減する交通体系の推進 6 最新技術を活用した脱炭素化まちづくり 7 緑地の保全、緑化の推進
	基本施策 3 持続可能なエネルギーの利用促進	8 地域の特色を活かした最大限の再エネ発電の普及促進 9 地域と共生する再エネ発電の取組 10 安定的な電力の利用 11 再エネの活用による地域課題の解決 12 新たなエネルギーの活用検討
	基本施策 4 廃棄物の削減や資源の活用	13 4Rの推進 14 既存建築物や木材資源の有効活用 15 廃棄物処理施設における脱炭素化
	基本施策 5 環境学習・主体間の連携の促進	16 学校における環境教育の推進 17 幅広い場における環境学習の促進 18 多様な主体の参加・連携・協働 19 環境情報の発信・共有
気候変動への適応策	基本施策 6 気候変動への適応策	20 農業用ため池や農業用排水路等の整備の検討 21 水質等の継続的モニタリング調査の実施 22 被害状況を踏まえた鳥獣の計画的な管理の検討 23 海藻藻場の適切な維持管理の推進 24 堤防や洪水調整施設、下水道・雨水排水施設等の整備 25 災害に関する情報発信の推進 26 熱中症予防・対処に関する情報提供 27 感染症の媒介蚊に対する発生動向の予測・調査 28 災害時等における優先業務の整理と体制整備

2 資源・エネルギーの効率的利用の促進

2-1 現況と課題

●都市の構造と交通体系

本市では、市街地はコンパクトな都市構造ながら、自動車交通への依存度が高く、路線によっては慢性的な交通渋滞や騒音の発生を引き起こしています。市内全域において、自動車の依存度及び走行量の増大により、運輸部門等における温室効果ガスの排出量が増大していることが考えられます。

都市の構造、交通体系、まちの特性を考慮したエネルギー供給システム、ヒートアイランド現象など都市特有の微気象現象^{*}の緩和を行うための、「下関市モデルシフト利用促進事業」など、資源・エネルギーの効率的利用の具体的な方法についての検討を行う必要があります。

2-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標（その1）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017~2021)の評価・今後の展望
人口に対するバスの利用率	交通対策課	8.9% (2021年度)	15.1% (2028年度)	≪人口に対するバスの利用率≫ 2017(平成29)年度:13.3% 2018(平成30)年度:13.3% 2019(令和元)年度:13.4% 2020(令和2)年度:10.5% 2021(令和3)年度:8.9% 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少している。 バスの利用促進に取り組むとともに、バス路線再編等により利便性を向上し、利用率の増加を目指す。
人口に対する鉄道の利用率	交通対策課	7.4% (2021年度)	10.8% (2028年度)	≪人口に対する鉄道の利用率≫ 2017(平成29)年度:9.8% 2018(平成30)年度:9.8% 2019(令和元)年度:9.8% 2020(令和2)年度:9.7% 2021(令和3)年度:7.4% 新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が減少しているが、鉄道利用者は公表が遅く、2020(令和2)年度の9.7%は利用者の減少が反映できていない。 今後も引き続き鉄道の利用促進に取り組み、利用率の増加を目指す。

※微気象現象

地表付近、およそ100メートルぐらいまでの高さの気層内の大気現象。水平的には数メートルから数キロメートルの範囲の大きさを持ち、現象変化の時間的スケールは100分の1秒から分単位までに及ぶ。微気象を表す要素としては、風、気温、湿度、日射、地温、土壌水分、地表面温度などがある。

●施策の方向性に関わる進捗指標（その2）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
スマートハウス普及促進補助制度利用件数	環境政策課	69件 (2021年度)	70件 (2028年度)	<p>≪補助制度利用件数≫</p> <p>2017(平成29)年度:52件 2018(平成30)年度:54件 2019(令和元)年度:63件 2020(令和2)年度:85件 2021(令和3)年度:69件</p> <p>補助制度は、毎年、申請金額が予算上限に達していることから、需要の高い制度と考えている。</p> <p>今後も、創エネ・省エネ・蓄エネの機器導入に対して市民のニーズにあった補助制度について検討していく。</p>
省エネ診断実施回数	環境政策課	0回 (2021年度)	15回 (2026年度)	<p>≪省エネ診断実施回数≫</p> <p>2017(平成29)年度:7回 2018(平成30)年度:0回 2019(令和元)年度:0回 2020(令和2)年度:0回 2021(令和3)年度:0回</p> <p>地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定時に7施設の省エネ診断を実施した。</p> <p>今後は、個別施策の中でも省エネ診断について触れることで、認知率の向上を図り、活用を促進する。</p>
公園や街路樹の維持管理で発生する剪定枝等のチップ化率	公園緑地課	19% (2020年度)		<p>【進捗指標の廃止】</p> <p>公園・街路樹の剪定・間伐業務により発生した剪定枝を剪定枝破砕処理業務にてチップ化し、市内の公園や各施設において土壌改良材やマルチング材として再利用した。2020(令和2)年度事業終了。</p>

●主要な施策（その1）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
地球にやさしい交通体系の整備	次世代自動車の普及促進	5基の電気自動車(EV)用急速充電器の適切な管理を引き続き行う。また、燃料電池自動車(FCV)などの次世代自動車の導入・普及を促進する。	環境政策課
	下関市モーダルシフト利用促進事業	トラックなどによる幹線貨物輸送を、大量輸送が可能な鉄道に転換するモーダルシフトの利用促進を図ることで、温室効果ガスの排出量を削減し、エネルギーの効率的利用を図る。	産業立地・就業支援課
	都市計画道路の整備推進	地球にやさしい交通体系の整備には、都市計画道路の適切な配置が不可欠である。都市計画道路の整備を推進していくため、関係行政機関に対して早期整備を働きかける。	都市計画課

●主要な施策（その2）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
地球にやさしい交通体系の整備	総合交通戦略推進事業	下関市の交通のあり方や方向性を総合的に検討した「下関市総合交通戦略」をもとに、計画の推進事業にあたる“総合交通戦略推進事業”を実施する。これにより、公共交通等の利便性の向上を図る。	交通対策課
	「サイクルタウン下関構想」の推進	自転車の利用促進に努めるとともに、自転車、歩行者及び自動車にやさしいまちづくりのための安全かつ快適な環境整備を促進する。	交通対策課
地球にやさしい都市環境の整備	スマートハウスの普及促進補助制度	スマートハウスとは、ICT（情報通信技術）を活用した家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅のことである。太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器、家電、住宅機器などを一元的に制御し、エネルギーの効率的利用や温室効果ガス排出量の削減を実現する。スマートハウスの普及促進のため、市内住宅に補助対象機器を設置する際の費用を補助する。	環境政策課
	LED 防犯灯の設置補助制度	自治会が管理する LED 以外を光源とした既存防犯灯を LED 防犯灯に更新する際の設置費用を補助する。	生活安全課
省エネルギー対策の促進	省エネ診断の推進	省エネ診断の活用により庁内のエネルギー使用量の削減を図るほか、市内事業所に対して積極的な活用を広報する。	環境政策課
屋上等緑化の推進	唐戸市場屋上芝生管理	唐戸市場屋上に整備した芝生広場について、芝刈・除草・芝施肥作業を年2回行い、良好な状態を維持する。	市場流通課
下水道汚泥の利用	下水道汚泥堆肥化事業	下水道汚泥等資源の有効活用の推進を図るため、汚泥処理で発生する脱水汚泥の堆肥化事業を検討する。	下水道整備課
身近な水資源の活用	雨水の積極的な利用	雨水利用の事例を市のホームページ等を通じて情報提供する。	環境政策課
	アクアパークモデル事業 (親水池への下水処理水の利用)	下水処理水を乃木浜総合公園の親水池の水源として利用し、憩いの場を創出する。	下水道施設課

2-3 目指すべき方向性（後期の展望）

資源・エネルギーの効率的利用の促進では、都市の構造や交通体系の枠組みの見直しを視点とする「地球にやさしい交通体系の整備」、「地球にやさしい都市環境の整備」、都市特有の微気象現象の緩和をねらいとする「屋上等緑化の推進」、身近な資源の有効利用を目指した「省エネルギー対策の促進」、「下水道汚泥の利用」、「身近な水資源の活用」等の面から取組を行います。

3 新たなエネルギー利用の展開

3-1 現況と課題

●再生可能エネルギーと利用状況

再生可能エネルギーは、資源として枯渇することがなく、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスをほとんど排出しない優れたエネルギーです。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがあります。

本市では太陽光、風力、太陽熱、バイオマス（廃棄物、林産系、農畜産系）の項目で、エネルギーへの利用の可能性において、適地判定を受けています。

本市における再生可能エネルギーの施設への利用として、太陽光発電、風力発電（大型、小型）、中小水力発電、バイオマス発電（木質、ごみ焼却）、バイオマス熱利用（木質ペレットボイラー、木質ペレットストーブ、ごみ焼却、下水汚泥、その他廃棄物）、バイオマス燃料製造施設（木質ペレット製造施設、廃食用油）、地中熱等の実績があります。

本市は再生可能エネルギー資源に恵まれており、今後も積極的な活用に向けて、調査、検討を行う必要があります。

●その他エネルギーの導入可能性

本市では再生可能エネルギーのほか、温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーとして、水素エネルギーの利活用を検討しています。国等との連携による実証事業等で得られた知見をもとに導入の可能性を探る必要があります。

3-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021) の評価・今後の展望
公共施設の太陽光発電 設備出力	環境政策課	234.9 kW (2021年度)	550 kW (2026年度)	≪太陽光発電設備導入出力≫ 2017(平成29)年度：15kW 2018(平成30)年度：0kW 2019(令和元)年度：0kW 2020(令和2)年度：0kW 2021(令和3)年度：0kW 建物の強度診断や太陽光パネル設置に費用がかかるなどの理由から、進んでいないと考えられる。 今後はPPA(電力販売契約)手法により、屋根やカーポートへの設置について検討を進める。

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
再生可能エネルギーの導入検討	再生可能エネルギー導入可能性の検討	下関市における2050（令和32）年のエネルギー消費量から、再生可能エネルギー導入目標を策定する。また、太陽光発電事業の適正な事業実施を確保するため、他自治体の例を参考に太陽光発電施設の設置等に関する条例制定を目指す。	環境政策課
	公共施設への太陽光発電設備の導入	公共施設へ太陽光発電設備を導入し、太陽光エネルギーの利用を推進する。	環境政策課
	竹林バイオマスエネルギーの利用促進	下関市域に豊富に存在する竹をバイオマス燃料として活用することを検討し、竹林の管理・繁茂対策も兼ねた温室効果ガス排出量の削減を目指す。	環境政策課 農林水産整備課
	森林バイオマスエネルギーの利用促進	森林整備によって発生する未利用間伐材等の森林資源を木質バイオマス資源として利用することについて、森林組合と連携して取り組む。	農林水産整備課
	消化ガスの利用	山陰終末処理場において、下水道から発生する消化ガスを民間事業者へ燃料として売却し、発電を行う。	下水道施設課
水素エネルギーの導入検討	水素エネルギーの利用促進	2015（平成27）～2021（令和3）年度に実施した「地域連携・低炭素水素技術実証事業」において得られた知見をもとに、2050（令和32）年脱炭素社会の実現に向けて、下関市に相応しい水素の利活用を検討する。	環境政策課

3-3 目指すべき方向性（後期の展望）

本市が2050（令和32）年脱炭素社会実現のためには、これまでに得られた知見を基に、本市の特性に適した再生可能エネルギーの導入検討を進める必要があります。このため、再生可能エネルギーの導入を計画的・段階的に進めるための「導入目標」を策定します。

また、その他のエネルギーとして、「水素エネルギーの導入検討」に取り組めます。

第5章 環境保全の仕組みづくり

1 環境に配慮した事業活動の促進

1-1 現況と課題

●事業者の環境保全に対する取組の姿勢

事業者は行政、市民と並び、本市の環境保全活動を推進していく主要な主体の一つです。多くの事業者は“環境保全に対する取組”を社会貢献と捉えており、事業者の責務としての意識は高くなっています。これを具体的な取組に展開できるよう、環境配慮に関する計画や内部組織の設置、従業員教育、環境マネジメントシステム(EMS)[※]の導入などについての情報提供や各種支援を行っていく必要があります。

また、“照明や空調などの省エネルギー型設備の導入”、“グリーン購入を行う”、“資源使用量の減量化を図る”、“リサイクルしやすい材料の使用”、“再生品の原材料使用”、“排水の再利用システム等の節水対策”、“トイレの水流し音発生装置、雨水利用システムの導入”、“電動車(EV、PHEV、FCV)を購入・利用する”、“輸送エネルギーの少ない地元産の農作物等を多く販売・利用する”など環境保全のためのより具体的な活動の積極的な導入の必要性を認識する事業者が多くなっています。

1-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標(その1)

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017~2021)の評価・今後の展望
EMS関連セミナー、勉強会の開催回数	環境政策課	0回/年 (2021年度)	2回/年 (2026年度)	≪EMS関連セミナー、勉強会の開催回数≫ 2017(平成29)年度:0回 2018(平成30)年度:0回 2019(令和元)年度:0回 2020(令和2)年度:0回 2021(令和3)年度:0回 各種団体が実施している事業者向けセミナーについて、電子メール等で情報の周知を図ったが、本市主催のセミナー等の開催実績はなかった。市内事業者の環境マネジメントシステム導入促進は、下関地域の温室効果ガス排出量削減に寄与する施策であり、今後も脱炭素社会実現のために推進していく必要がある。

※環境マネジメントシステム(EMS)

事業所ごとに環境保全に関する方針を作成した上で、実施し、達成状況に応じて見直しかつ維持するための組織の体制や計画活動を含むシステム。これを規格化したものにISO(国際標準化機構)の環境マネジメント規格ISO14001や環境省の環境活動評価プログラム(エコアクション21)などがある。

施策の方向性に関わる進捗指標（その2）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021) の評価・今後の展望
EMS 実施率	環境政策課	19.3% (ISO14001) 7.3% (EPAアクション 21) (2015 年度)	22.1% (ISO14001) 9.1% (EPAアクション 21) (2026 年度)	EMS 実施率は、環境基本計画改定時（2015（平成 27）年度）に基礎調査として実施した事業者アンケートの結果より算定したもの。次期計画策定時（2026（令和 8）年度）に、改めてアンケート調査を実施し、評価を行う。 今後は情報の周知や事業者の広報などにより力を入れることで、環境に配慮した事業活動の促進に努める。

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
事業所向けの環境保全啓発情報の提供	地球温暖化対策の促進	市内で開催されるイベントでの啓発パネルの展示や本庁舎でのパネル展を開催する。 また、下関市地球温暖化対策地域協議会の会員に対し、国や県からのセミナー情報などを提供する。	環境政策課
	事業系ごみの適正処理の推進	事業所から排出される廃棄物の抑制及びリサイクルを推進するため、事業所に対しごみ減量化及び分別の協力依頼並びにリーフレットの配付を行う。	クリーン推進課
環境マネジメントシステム導入への支援	エコ事業所支援制度の創出	市内事業者の自主的な廃棄物抑制や環境負荷の低減のための取組を推進するため、環境マネジメントシステムの認証を支援する。	環境政策課
	環境配慮契約の推進	従前の“価格競争”のみによる契約ではなく、“価格競争”と“環境性能”により契約者を選定する仕組みづくりを行う。	環境政策課
	「公共工事等の事業者選定における環境マネジメントシステム取得状況の評価制度」の推進	公共工事等の事業者選定の際に、環境マネジメントシステム取得事業者を評価する制度を推進する。	環境政策課 契約課

1-3 目指すべき方向性（後期の展望）

環境に配慮した事業活動の促進では、パネル展の開催や各種セミナー情報、リーフレットの提供などの「事業所向けの環境保全啓発情報の提供」を行います。

また、事業所内での自主的な環境保全のための取組を支援するため、「環境マネジメントシステム導入への支援」、自主的な取組を行っている事業者への優遇措置等を含む「事業者の環境保全への取組支援」を行います。さらに、2022（令和4）年3月より創設した「下関市環境配慮行動優良事業者認定制度」を広く周知し、市民及び事業者の環境に配慮した行動を促していきます。

2 地域コミュニティの活性化

2-1 現況と課題

●地域コミュニティの取組

本市では、下関市市民協働参画条例（平成17年条例第134号）を制定し、「市政の主人公は市民である」を基本理念に「下関市市民活動促進基本計画」を策定し、市民の声を市政に反映する市政運営を推進してきました。また、2015（平成27）年に下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例（平成26年条例第54号）を施行し、あわせて「下関市住民自治によるまちづくり推進計画」を策定することにより、市民と地域と行政が互いの役割と立場を尊重した参加と協働によるまちづくりを目指します。この計画における住民自治によるまちづくりは市民が自主的、主体的に組織する「まちづくり協議会」を推進母体とし、環境を含むさまざまな地域の問題に取り組んでいます。

●環境保全活動の実績

地域コミュニティによる環境保全活動として、「しものせき美化美化（ぴかぴか）大作戦」が市内各地域で定期的に行われています。また、下関市菊川快適環境づくり推進協議会と菊川中学校の生徒による「きくがわ地区美化美化（ぴかぴか）大作戦」、下関市快適環境づくり推進協議会豊田地区組織による「豊田ほたる街道一斉清掃」、下関市豊浦快適環境づくり推進協議会による地域清掃、豊北総合支所と下関市豊北快適環境づくり推進協議会による「栗野川水系クリーン大作戦」など、地域ごとの活動も活発に行われています。

また現在、海岸の漂着ごみの清掃作業は、主に自治会やボランティア団体の協力を得て行われています。

これら地域の環境保全活動を円滑に行うため、地域コミュニティによる活動を活性化する必要があります。

2-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
環境保全活動に取り組んだまちづくり協議会の割合	まちづくり政策課	88.2% (2021年度)	100% (2026年度)	<p>《環境保全活動に取り組んだまちづくり協議会の割合》</p> <p>2017(平成29)年度：76.4% 2018(平成30)年度：82.3% 2019(令和元)年度：88.0% 2020(令和2)年度：70.5% 2021(令和3)年度：88.2%</p> <p>2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動が縮小傾向であったが、環境保全活動に取り組む協議会の割合は毎年度増加傾向である。今後は、活動推進のため環境保全活動にかかる情報提供等、積極的な支援を行っていく必要がある。</p>
しものせき美化美化(ぴかぴか)大作戦への参加人数	クリーン推進課	25,433人 (2021年度)	33,000人 (2027年度)	<p>《参加人数の推移》</p> <p>2017(平成29)年度：35,356人 2018(平成30)年度：37,820人 2019(令和元)年度：42,090人 2020(令和2)年度：25,538人 2021(令和3)年度：25,433人</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、2020(令和2)年度以降大幅に参加人数が減少した。 今後も参加者が安心して活動できる規模のニーズに沿うことができるよう市内の自治会等の環境美化活動を支援していく。</p>
沿岸漁場保全対策事業による海浜清掃延べ参加者数	水産振興課	2,463人 (2021年度)	2,663人 (2026年度)	<p>《海浜清掃延べ参加者数》</p> <p>2017(平成29)年度 2,768人 2018(平成30)年度 2,776人 2019(令和元)年度 2,728人 2020(令和2)年度 1,568人 2021(令和3)年度 2,463人</p> <p>2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できない地区もあり、参加者数は減少している。 今後は、周知活動を強化し、参加者数の増大や地域の活性化に努めていく。</p>

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
地域コミュニティ活動の場の確保	住民自治によるまちづくりの推進	多様な主体が地域の課題解決や地域活性化に取り組む「住民自治によるまちづくり」により設立されたまちづくり協議会を、まちづくりを支える人材の育成や市職員によるサポート体制により積極的に支援する。	まちづくり政策課
	コミュニティづくり推進事業	コミュニティ施設を拠点に地域活動を通じた住民の交流推進、地域コミュニティの活性化を図る。	まちづくり政策課
	町民館整備事業等補助金交付事業	自治会が所有する町民館の増改築修繕費用及び町民館として使用する建物の購入費用の一部(事業費の4割)の補助を行う。	まちづくり政策課
	地域コミュニティ活動の拠点施設の整備	公民館や生涯学習プラザ等の地域のコミュニティ活動の拠点となる社会教育施設の整備に努める。	生涯学習課
市民環境美化活動、海岸清掃等取組の支援	衛生思想の普及	地域住民の自主的な組織活動を通じて、安全で快適な生活環境の保全並びに健康で生き生きと暮らせるまちづくりを推進するため、河川海岸愛護活動を行っている「下関市快適環境づくり推進協議会」に対して、補助金を交付する。	生活衛生課
	環境美化の推進及び普及啓発	市民活動団体への支援及び清掃キャンペーンによるPRを行うことによって、市民に対する美化意識の向上を図る。 4月～翌年3月の期間に実施するものせき美化美化(ぴかぴか)大作戦での市内自治会、企業、ボランティア団体等の環境美化活動の支援、年に1回のものせき美化美化キャンペーンを実施する。	クリーン推進課
	沿岸漁場保全対策事業	漁業生産力低下の防止や環境美化を図るため、市内の漁業者等が実施する海浜清掃活動を支援する。	水産振興課
	長府宮崎町の海岸清掃	本市の管理海岸である長府宮崎町海岸の良好な景観維持と海岸保全を目的として、年1回、官民共同のボランティアによる漂着ごみの回収・処理を行う。	港湾局振興課

2-3 目指すべき方向性（後期の展望）

地域コミュニティ活動の活性化では、拠点施設の整備や活動のための体制づくりなどの「地域コミュニティ活動の場の確保」、実際の地域活動を促進するための「市民環境美化活動、海岸清掃等取組の支援」の面から取組を行います。

3 持続可能な社会づくりの担い手の育成

3-1 現況と課題

●環境教育・普及啓発の取組

持続可能な社会の実現には、わたしたちをとりまく環境問題を認識し、市民一人ひとりが自分にできることを考え、実践する自覚を促すことが大切です。

下関市リサイクルプラザ（しものせき環境みらい館）では、啓発棟への市民の施設見学を受け入れているほか、主に循環型社会の構築をテーマとした、教室・講座の開催、学校・公民館・福祉施設等への出前講座の講師派遣、フリーマーケットの開催、サマー・キッズエコ講座など環境啓発イベントを開催しています。

その他野外の環境教育のプログラムとして、小学生とその保護者を対象とした深坂自然の森の“水辺の教室”や、“海岸漂着物調査”などの取組を行っています。ただし、自然環境分野の取組は、地球温暖化対策やごみの減量化・リサイクルなどに比べて体系的に進められていないため、今後は更に充実させる必要があります。

●市民活動団体等による環境保全活動

本市には環境保全活動を行っている多くの市民活動団体や地縁団体、学校、企業等があります。活動分野の内訳では資源循環や都市環境に関する活動が多く、ごみの減量・リサイクルや清掃活動、「花いっぱい運動」等の取組が根付いています。その他の分野でも公園や特定の里山に活動フィールドを定めた自然観察会や維持管理の実施や、海岸清掃活動、地球温暖化防止活動の推進等をテーマとして幅広い活動が行われています。

今後もこれらの活動を促進していくとともに、環境リーダーの育成やそれぞれの団体が連携して新たな取組に発展させるための仕組みの検討を行います。

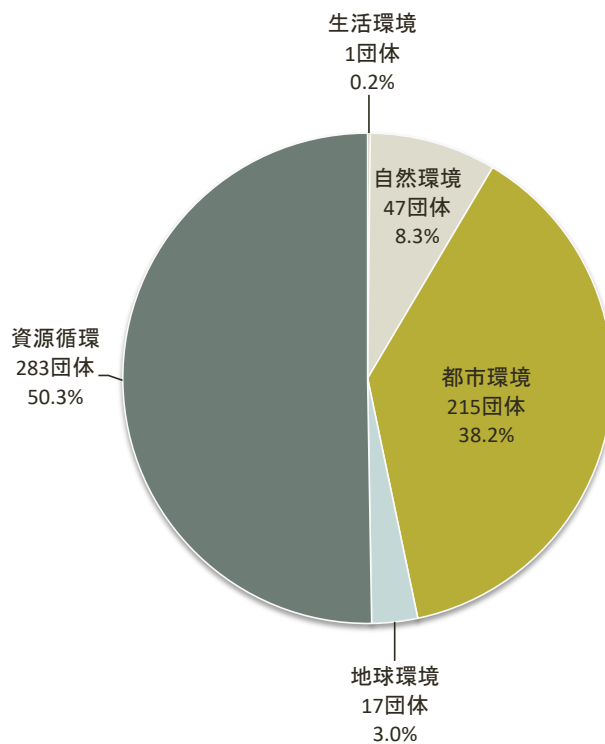


図 下関市の環境保全活動団体の活動分野別の割合

●環境情報の提供内容

アンケート調査によると、市民・事業者とも行政に対し、「公害や自然等、地域の環境の現状」に関する情報や、「日常生活や日頃の業務の中で取組可能な具体的な環境配慮行動」に関する情報が求められています。また、事業者ではこれに加えて、環境保全に関する各種補助制度の情報の提供も期待されています。

本市はホームページ等による環境情報提供サービスを継続し、環境関連セミナーやイベント等の情報を発信していきます。また、下関市リサイクルプラザ等の拠点施設を活用し、環境情報の集約や、環境に係わる個人や団体が相互に交流するための仕組みづくり等を検討します。

3-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標（その1）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021) の評価・今後の展望
環境教室・講座の実施回数	環境政策課	31回/年 (2021年度)	30回/年 (2026年度)	<p>≪地球温暖化対策講義≫ ≪出前講座≫</p> <p>2017年度：9回 2017年度：2回 2018年度：9回 2018年度：2回 2019年度：7回 2019年度：3回 2020年度：9回 2020年度：2回 2021年度：9回 2021年度：4回</p> <p>≪菜の花プロジェクト≫ ≪水辺の教室≫</p> <p>2017年度：18回 2017年度：1回 2018年度：18回 2018年度：1回 2019年度：18回 2019年度：1回 2020年度：18回 2020年度：1回 2021年度：18回 2021年度：中止</p> <p>2017（平成29）年度以降、ほぼ横ばいで推移している。 今後も市民に環境分野に関心を持ってもらい、広く認知してもらうよう、継続して講義等を実施していく。</p>
親子リサイクル教室への参加人数	クリーン推進課	31人 (2021年度)	120人 (2027年度)	<p>≪参加人数≫</p> <p>2017（平成29）年度：126人 2018（平成30）年度：127人 2019（令和元）年度：128人 2020（令和2）年度：0人 2021（令和3）年度：31人</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、2020（令和2）年度以降大幅に参加人数が減少した。今後は、親子が安心して参加できるよう実施内容を検討の上、教室を継続していく。</p>

●施策の方向性に関わる進捗指標（その2）

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
環境リーダー登録人数	環境政策課	9人 (2021年度)	60人 (2026年度)	<p>≪環境リーダー登録人数≫</p> <p>2017(平成29)年度:82人 2018(平成30)年度:67人 2019(令和元)年度:54人 2020(令和2)年度:20人 2021(令和3)年度:9人</p> <p>参加団体が2団体から1団体になったこと、また新型コロナウイルス感染症の影響により登録人数が減少している。</p> <p>今後も制度の周知を行い、環境分野において将来活躍する人材の育成に努めていく。</p>
学校給食における地場産(県産)食材の使用割合(品目ベース)	学校保健給食課	58.4% (2021年度)	70%以上 (2023年度)	<p>≪地場産(県産)食材の使用割合≫</p> <p>2017(平成29)年度:61.0% 2018(平成30)年度:64.7% 2019(令和元)年度:67.3% 2020(令和2)年度:45.4% 2021(令和3)年度:58.4%</p> <p>2020(令和2)年度以降は新型コロナウイルス感染症、天候不順の影響により使用割合が減少している。</p> <p>2024(令和6)年度の新調理場での給食提供に向け、関係部署と協議していく。</p>

●主要な施策（その1）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
環境教育による担い手としての意識の醸成	環境教育プログラムの検討	学校における理科の学習や総合学習などと連携した環境教育プログラムを検討する。	環境政策課
	環境教室、環境講座の企画・運営	地球温暖化対策について啓発する環境教室や、自然と触れ合いながら環境保全について学ぶ自然教室などを、より幅広い対象が受講できるようにするとともに、受講側のニーズも考慮しながらメニューを整備し実施する。	環境政策課
環境教育による担い手としての意識の醸成	リサイクルプラザにおける各種催しの開催	下関市リサイクルプラザを会場としたイベントを開催する。また、環境月間(6月)、地球温暖化防止月間(12月)には環境意識の啓発のための催しを企画する。	環境政策課
	ごみの減量、再資源化に関する普及啓発	小学生とその保護者に対し、親子リサイクル教室(夏休み期間)を通じてごみ減量等の重要性について分かり易く説明を行い、ごみの排出抑制に対する意識の向上を図る。	クリーン推進課

●主要な施策（その2）

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
環境教育による担い手としての意識の醸成	こども文化パスポート事業	親子のふれあいを増やし、子供たちが、地域の文化・歴史・自然に接することで、豊かな心を育むことをねらいとした事業。夏休み期間を中心に、文化施設をはじめとするさまざまな施設に無料又は一部割引で入場できる特典付のパスポートを子供たちに配付する。	教育政策課
	下関市生涯学習まちづくり出前講座	市民の利用申し込みに応じて「環境教室」、「ごみダイエットとリサイクル」等の講座を開催する。	生涯学習課
市民活動支援と環境リーダーの育成	パートナーシップ推進事業	下関市市民活動促進基本計画を策定し、計画を推進する。 また、市民活動団体の拠点施設として、しものせき市民活動センターの機能強化を図り、「市民活動保険」等により市民活動団体の支援を行う。	まちづくり政策課
	環境リーダー養成事業	市内大学生等が自ら環境教室や自然教室の企画・実施をすることで、環境分野において将来的に活躍できる人材の育成を図る。	環境政策課
	市民活動団体の活動支援	下関市内において環境保全活動を行っている市民活動団体の活動支援を行う。	環境政策課
食育の推進	「下関ぶちうま食育プラン」の推進	下関市食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」に基づき食育を推進する。	健康推進課
	魚食普及の推進	下関地区、豊浦地区、豊北地区の魚食普及推進協議会事業を支援し、主に小中高生、未就学児を対象とした魚食普及、魚の消費拡大を推進する。	水産振興課
	学校給食における地産地消の推進	学校給食における地場産（県産）食材の使用割合（品目ベース）を50%以上とする。	学校保健給食課
市民・事業者への情報発信の充実	環境情報の発信	市報や市のホームページ、メールマガジンやSNSを活用し、環境に関するさまざまな情報を発信する。	環境政策課
	生物多様性に関する情報の収集	自然環境・生物多様性に係る研修等を通じて、市内の動植物に関する情報を収集する。	環境政策課

3-3 目指すべき方向性（後期の展望）

持続可能な社会づくりの担い手の育成では、個々人の環境保全に関する資質の向上をねらいとする「環境教育による担い手としての意識の醸成」、「食育の推進」、更に指導者としての人材育成や市民活動の促進をねらいとした「市民活動支援と環境リーダーの育成」、市民や事業者の活動を情報面から支えるための「市民・事業者への情報発信の充実」の面から取組を行います。

4 国際協力の推進

4-1 現況と課題

地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題に取り組むため、本市は、中国：大連、青島、天津、煙台、韓国：仁川、釜山、蔚山、日本：北九州、下関、福岡、熊本の11都市で環境国際協力を目的として組織されている“東アジア経済交流推進機構”に加盟しており、環黄海各都市間の友好交流及び地球環境の保全等共通の課題に取り組んでいます。機構には環黄海環境モデル地域の創出に向けて環境部会が設置されており、これまで各都市の環境政策についての意見交換が行われたほか、協働プロジェクト活動の“日中韓11都市クリーンアップキャンペーン”として、市内各所で各地区連合自治会を中心に海岸清掃活動を実施しています。



図 環黄海の11都市

4-2 主要な施策

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
知的交流の推進 (環境関連分野の人的・技術交流)	東アジア経済交流推進機構における他都市との交流	東アジア経済交流推進機構・環境部会に出席し、他市及び他市環境関連企業と情報交換を行う。	環境政策課
国際環境ビジネスの促進	日中韓企業とのビジネスマッチングの促進	東アジア経済交流推進機構・環境部会において、毎年度更新される部会テーマに関連する市内環境関連企業に参加を依頼し、日中韓の各都市環境関連企業とのビジネスマッチングを行い、具体的な商談への発展を目指す。	環境政策課

4-3 目指すべき方向性（後期の展望）

国際協力の推進では、「知的交流の推進（環境関連分野の人的・技術交流）」を通じて情報交換を行うほか、日中韓企業間でのビジネスマッチングの促進など「国際環境ビジネスの促進」の面から取組を行います。

5 環境影響評価

5-1 現況と課題

環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発事業等による環境への重大な環境影響を防止するための制度です。開発事業の内容を決めるにあたって、事業が環境に及ぼす影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して意見を聞き、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうとするものです。

本市においては、“環境影響評価法”や“山口県環境影響評価条例”、その他の個別法に規定する手続きに基づいて環境影響評価が行われています。これらの法律及び県条例には対象となる事業の種類や規模が明示されており、該当する事業は対応が求められます。一方で小規模な事業活動については環境影響評価を行う義務はなく、市域全体の環境負荷のコントロールが難しくなります。また、環境への負荷は該当する事業特性や地域の環境特性を考慮した事業地選定を行うことにより影響の軽減が期待されます。

本市でも環境配慮のための仕組みづくりを検討していく必要があります。

5-2 進捗指標と主要な施策

●施策の方向性に関わる進捗指標

進捗指標	担当課	現状 (把握年度)	目標 (目標年度)	中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
地域特性に応じた環境配慮マップの作製	環境政策課	—	完成 (2026年度)	【進捗指標の廃止】 環境省が提供する環境アセスメントデータシステム（EADAS）は、環境アセスメントにおいて地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を地図上で閲覧できることから、このシステムの活用及び事業者への周知を図ることで、環境配慮マップ作製の必要性がなくなったため。

●主要な施策

施策名称	事業名称	事業内容	担当課
環境配慮の仕組みづくり	環境配慮体制の整備	法令、県条例による環境アセスメントの対象とならない開発事業に対する環境保全への配慮を促す仕組みづくりを検討する。	環境政策課

5-3 目指すべき方向性（後期の展望）

環境影響評価では、「環境配慮の仕組みづくり」の面から取組を行います。

6 周辺自治体との環境広域連携

6-1 現況と課題

●環境行政広域連携

本市は、災害廃棄物への対応、環境保全に関する施策の連携など、地域住民の生活の安定を図ることを目的に、“環境行政広域連携協定”を宇部市、長門市、美祢市、山陽小野田市と2006（平成18）年度より締結しています。2015（平成27）年度からは萩市も加入し、山口県西部6都市で定期的に研修会を開催し、情報・意見交換を行っています。

●関門海峡広域連携

関門の景観形成及び保全のため、本市と北九州市との間で県域を越えた取組を行っています。また2006（平成18）年度からは、子どもたちに両市の文化施設などの無料パスポートを発行し、郷土の歴史や文化に触れてもらう「こども文化パスポート事業」を実施しています。

6-2 主要な施策

●主要な施策

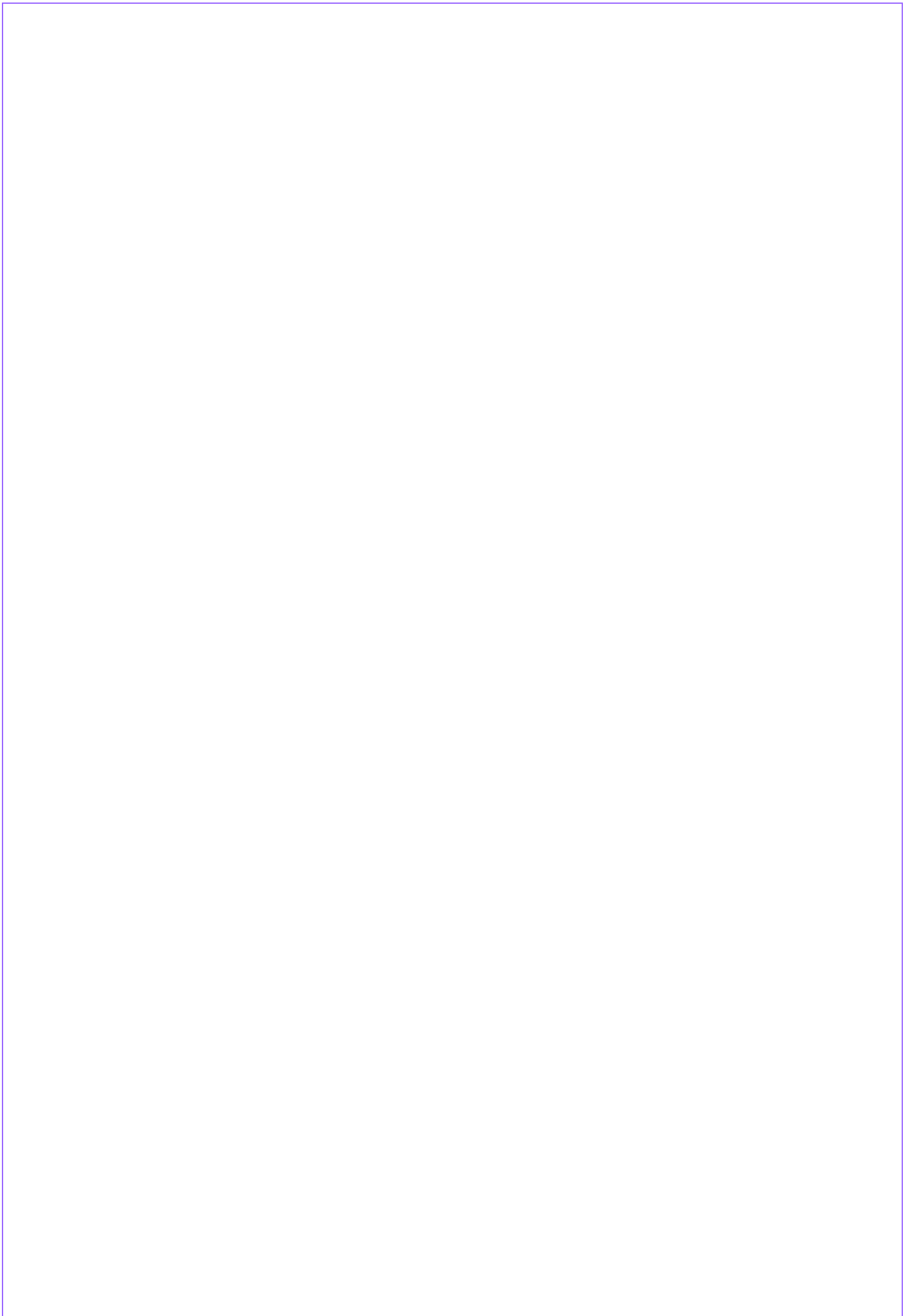
施策名称	事業名称	事業内容	担当課
自治体間の情報交換・相互視察	環境関連施策の情報共有	環境行政広域連携に係る研修会等を通じ、相互の廃棄物処理をはじめさまざまな環境関連施策について情報共有を図る。	環境政策課

6-3 目指すべき方向性（後期の展望）

周辺自治体との環境広域連携では、マクロな視点から取り組むべき環境施策の連携・推進や、行政の環境技術の向上を目指し、「自治体間の情報交換・相互視察」に取り組めます。

第4部

計画推進に向けて



第1章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

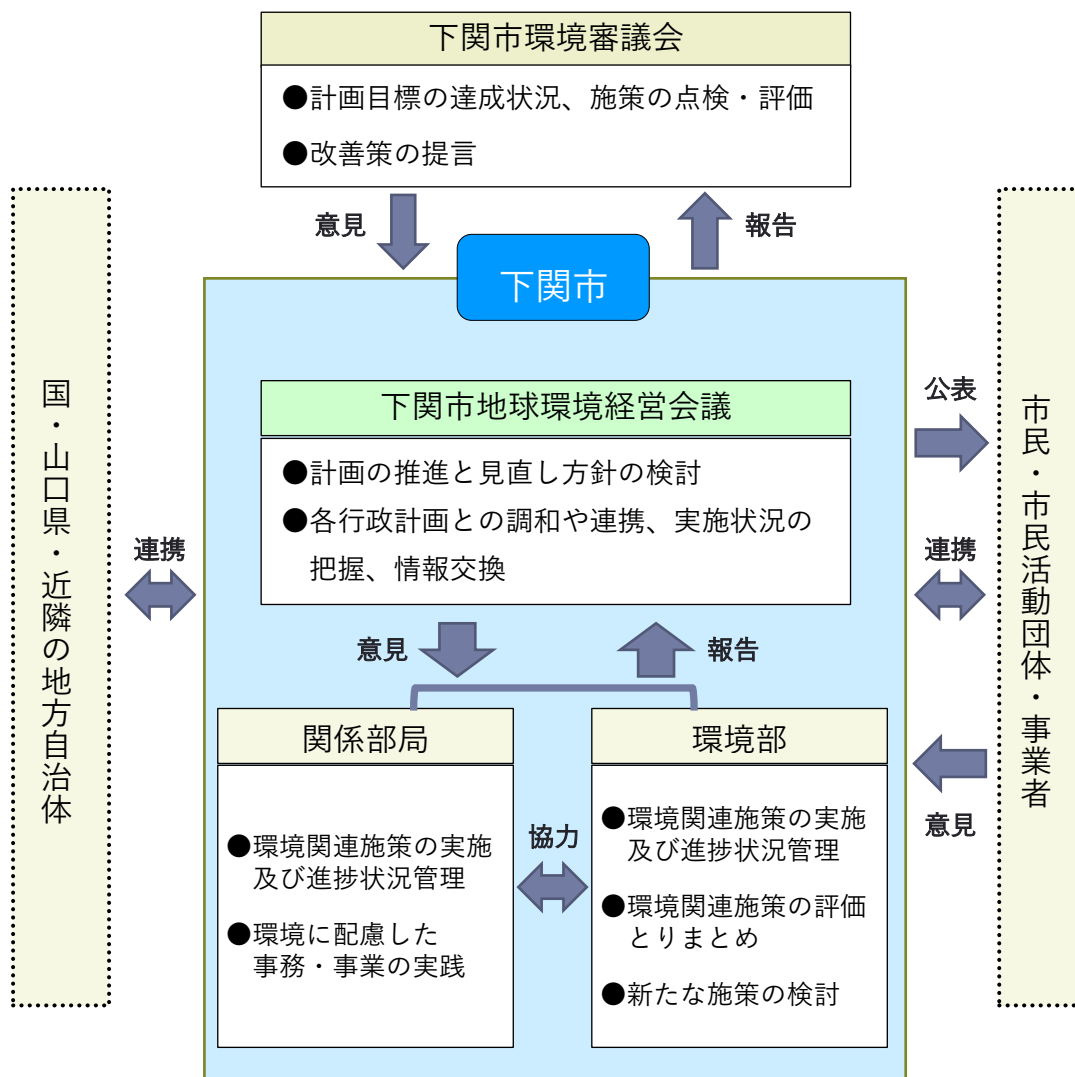


図 下関市の計画推進体制

2 推進組織の概要と役割

(1) 下関市環境審議会

下関市環境審議会条例（平成 17 年条例第 206 号）第 1 条の規定により設置する組織です。環境の保全に関する学識経験者及び住民と企業の代表からなる審査機関で、「環境の保全に係る基本的事項に関すること」、「その他環境の保全に関して市長が必要と認めること」など、環境施策全般の円滑な推進を目的に審議を行います。

本計画においては、本市からの報告に基づき、計画に位置づけられる事業・施策の進捗状況、実施上の問題点と次年度に向けての対応方針について確認を行い、計画の進捗評価並びに計画内容等の見直しについて助言を行います。

(2) 下関市地球環境経営会議

“しものせきエコマネジメントプラン”に基づき実施する取組及び環境施策の遂行にあたり行政内部の意思決定機関として設置される組織です。市長が委員長を務め、各部局長職員により構成されており、これまで市が実施する事務事業により発生する温室効果ガスなどの環境負荷の軽減効果の確認や、改善活動の進捗状況を対象に審議を行います。また、本計画に関連する各行政計画及び事業等の連携並びに実施状況の把握を行います。

第2章 計画の進行管理

1 進行管理の考え方

(1) PDCAによる進行管理

“環境基本計画”を推進するにあたっては、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、「Plan：計画」、「Do：実施」、「Check：点検」、「Action：見直し」の一連の流れによる進行管理を行います。計画の進捗状況や取組の成果を検証し、これらをもとに継続的改善を行います。

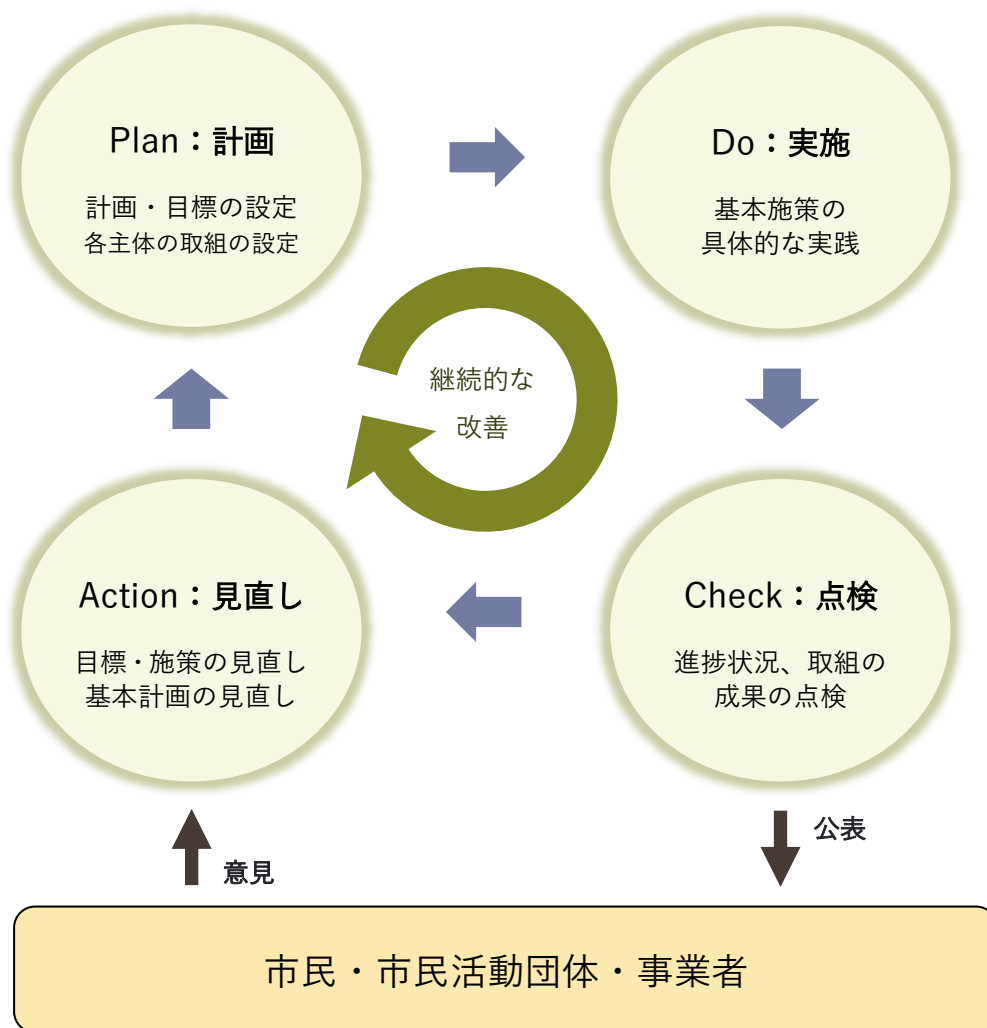


図 PDCAサイクルの考え方

(2) PDCA の各ステージにおける進行管理

●Plan（計画）

“環境基本計画”の進行管理では、計画に位置づけられる事業・施策の一つひとつの実績を管理用シートに記入することで、進捗の管理を行います。シートには予め毎年、中間目標年、計画期間全体での実施計画、目標を記入し、必要に応じて見直しを行います。

●Do（実施）

実施計画に基づき、作業を実施します。その際、常に目標を念頭に事業・施策を進めていきます。

●Check（点検）

計画内容と実施内容の実績を比較し、進捗の点検を行います。当初計画に実績が満たない事業・施策については、その理由を考察します。

●Action（見直し）

事業・施策の進捗が計画に比べ著しくかけ離れているものについて、その遅延の原因を取り除くとともに、実施可能な範囲での計画の見直しを行います。また計画に対し、想定以上の進捗が得られた場合にも同様に計画の見直しを行います。

(3) 計画期間の各ステージにおける進行管理

本計画の進行管理にはさまざまなスパンでのチェック事項があり、毎年の年度単位での事業・施策の進捗管理や、中間目標年での計画微修正のための進行管理のほか、計画期間終了時の計画評価です。

本計画では、毎年、中間目標年、計画期間全体の3段階での進行管理を行います。

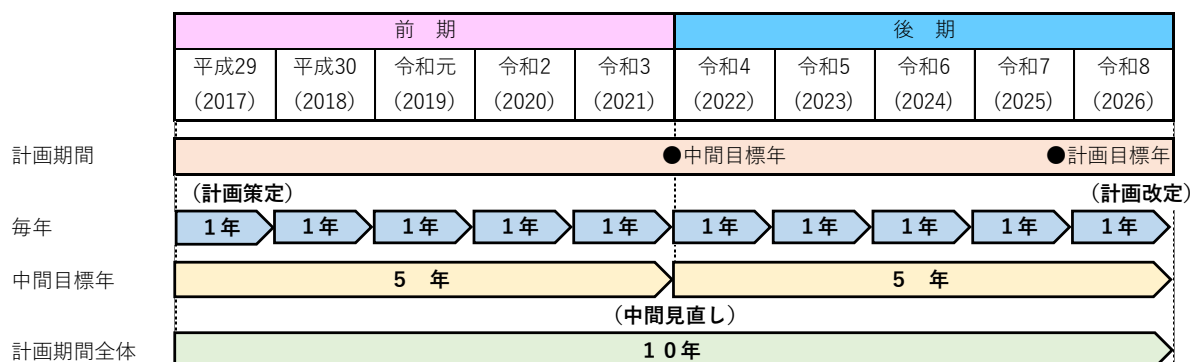


図 環境基本計画の進行管理

●毎年

本計画に位置づけられる事業・施策それぞれの進捗確認と、次年度に行うべき作業の再調整を目的として実施します。対象事業・施策に関わる進捗指標等を参考に、実績のチェックを行います。

●中間目標年

本計画の中間目標年にあたる2022（令和4）年度に見直しを実施しました。計画開始から5年が経過し、対象事業や施策の進捗効果について担当課からの事業等の評価及び施策内容の見直しについての確認を行いました。また、国内外の環境問題や環境政策の動向も踏まえ、計画の修正等の要否を検討し、計画の修正等により対応すべき事項について洗い出しを行いました。

●計画期間全体

次期計画への引き継ぎのため、計画全体の評価を行います。事業・施策の進捗を進捗指標で、効果の状況を成果指標をもとに検証するとともに、計画の推進体制や計画の運用状況の確認を行います。また環境政策の動向を把握し、次期計画へ反映していきます。

2 計画の進捗状況の公表

(1) 環境白書の公表

本計画の進行管理の結果は、毎年、「下関市環境白書」としてとりまとめ、下関市環境審議会へ報告するとともに、広く公表します。

(2) 環境関連データベースの公表

「下関市環境白書」に掲載した環境データや、その他有用なデータについては、誰もが利用できる形式でデータベースを作成し、インターネット上で公開します。

資料編

- 1 下関市環境審議会…………… 資料編-1
- 2 下関市環境基本計画の中間目標年での進行管理…………… 資料編-3
- 3 パブリックコメント…………… 資料編-19
- 4 下関市環境基本条例…………… 資料編-20
- 5 下関市環境審議会条例…………… 資料編-25

1 下関市環境審議会

(1) 目的

下関市環境審議会は、市長の諮問に応じ、「環境の保全に係る基本的事項に関すること」、また、「その他環境の保全に関して市長が必要と認めること」について調査審議することを目的に、下関市環境審議会条例（平成 17 年条例第 206 号）に基づき設置されています。

(2) 開催経過

開催日	主な審議内容等
第 1 回下関市環境審議会 令和 4 年 7 月 27 日	下関市環境基本計画の中間見直しについて諮問
第 3 回下関市環境審議会 令和 4 年 9 月 22 日	計画中間見直し素案について
第 4 回下関市環境審議会 令和 4 年 10 月 26 日	計画中間見直し素案について
第 5 回下関市環境審議会 令和 5 年 2 月 1 日	答申案のとりまとめについて
答申 令和 5 年 2 月 17 日	下関市環境基本計画の中間見直しについて答申

(3) 委員名簿

氏名	所属等	備考
藍川 昌秀	公立大学法人北九州市立大学 国際環境工学部 教授	
飴山 晶	一般社団法人下関市医師会 会長	
荒井 修亮	国立研究開発法人水産研究・教育機構 理事 (水産大学校 代表)	(会長)
飯田 俊幸	下関市連合自治会 副会長	
一瀬 豊日	学校法人産業医科大学 准教授	
上野 晋	学校法人産業医科大学 産業生態科学研究所 教授	
尾辻 文	下関市連合婦人会 事務局長	
倉本 喜博	下関市 P T A 連合会 事務局長	(副会長)
下川 伸也	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校 校長	
菅 正史	公立大学法人下関市立大学 経済学部 学部長 (教授)	
鈴木 敦子	国立大学法人山口大学大学院創成科学研究科 助教	
関根 雅彦	国立大学法人山口大学大学院創成科学研究科 教授	
竹松 葉子	国立大学法人山口大学大学院創成科学研究科 教授	
陳 禮俊	国立大学法人山口大学 経済学部 教授	
津田 清彦	一般社団法人下関青年会議所 常任理事	
西島 英敏	下関市商工会 会長	
村田 善昭	下関商工会議所 工業部会	

(4) 諮問

下環政第1543号
令和4年(2022年)7月27日

下関市環境審議会 会長 様

下関市長 前田 晋太郎

諮問事項について

このことについて、下関市環境基本条例(平成17年条例第205号)第8条第5項で準用する同条第3項の規定に基づき、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 下関市環境基本計画の中間見直しについて

(5) 答申

令和5年(2023年)2月17日

下関市長 前田 晋太郎 様

下関市環境審議会
会長 荒井 修亮

下関市環境基本計画の中間見直しについて(答申)

令和4年7月27日付け下環政第1543号で諮問のありました下関市環境基本計画の中間見直しについて、下記のとおり答申します。

記

本計画の中間見直しについて、委員それぞれの経験や考えにに基づき慎重に審議した結果、概ね妥当なものと認めます。

見直し後の計画については、市民へより一層の周知・啓発に努め、引き続き、下関市の望ましい環境像「地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき」の実現を目指し、市民、事業者、行政が協力し目標達成に向けて積極的に取り組んでいかれるようお願いいたします。

2 下関市環境基本計画の中間目標年での進行管理

(1) 計画策定時の「施策の体系」

望ましい
環境像

基本目標

施策の方向性

地域で育み 未来へつなぐ 自然と歴史が共生する海峡都市 しものせき

I 豊かな自然環境の 保全とふれあいの推進

- ①優れた自然環境の保全と活用
 - 天然記念物等指定文化財の保護・管理 ●保存樹の保護・育成 ●自然環境保全の体制づくり
- ②里地・里山・里海の適正な管理
 - 森林の保全・利用（里山の再生） ●里地・里山を維持・形成する人材の育成・確保 ●農林業生産基盤の整備
 - 農林作物の鳥獣被害防止対策の推進 ●農山村地域の活性化 ●里海的环境保全 ●海岸の漂着ごみの対応
- ③豊かな生態系の保全
 - 生態系の連続性に配慮した森林づくり ●生物の生息に配慮した水路・河川・海岸の整備
 - ため池の水辺空間としての整備 ●水質汚濁対策による生息環境の改善 ●環境に配慮した農業の推進
 - 外来生物に関する啓発の推進
- ④自然とのふれあいの確保
 - 自然とのふれあいの推進 ●交流型・体験型農林水産業の推進 ●親水性の高い護岸整備の推進
 - ふれあい活動の場へのアクセス整備 ●ホテル保護の推進

II 環境負荷の少ない 循環型社会の構築

- ①公害のない生活環境の確保
 - 環境監視体制の充実 ●水質汚濁対策の推進 ●道路交通騒音対策の推進 ●環境負荷の少ない農業の推進
- ②ごみ減量とリサイクル対策の推進
 - 廃棄物の発生・排出抑制対策の推進 ●リサイクル事業の推進 ●ごみ処理環境の充実 ●環境美化の推進
 - 不法投棄対策の強化 ●既存ストックの有効利用

III 快適な生活空間の確保

- ①歴史的町並み・文化財の保存整備
 - 郷土に伝わる文化財の保存整備 ●地域環境の向上・観光資源としての活用
- ②景観の保全と創出
 - 自然公園等の景観の保全 ●農村・漁村景観の形成の促進 ●景観計画の推進 ●環境に配慮した夜間景観形成
 - 空家・空地対策の推進
- ③公園・緑地等の整備
 - 親しみやすい都市公園の整備 ●緑の基本計画の推進 ●緑化の推進 ●野外レクリエーション施設の整備

IV 未来につなぐ 低炭素の社会づくり

- ①地球温暖化対策の推進
 - 総合的な対策の推進
- ②資源・エネルギーの効率的利用の促進
 - 地球にやさしい交通体系の整備 ●地球にやさしい都市環境の整備 ●省エネルギー対策の促進
 - 屋上等緑化の推進 ●緑のリサイクル推進 ●下水道汚泥の利用 ●身近な水資源の活用
- ③新たなエネルギー利用の展開
 - 再生可能エネルギーの導入検討 ●水素エネルギーの導入検討

V 環境保全の仕組みづくり

- ①環境に配慮した事業活動の促進
 - 事業所向けの環境保全啓発情報の提供 ●環境マネジメントシステム導入への支援
 - 事業者の環境保全への取組支援
- ②地域コミュニティの活性化
 - 地域コミュニティ活動の場の確保 ●市民環境美化活動、海岸清掃等取組の支援
- ③持続可能な社会づくりの担い手の育成
 - 環境教育による担い手としての意識の醸成 ●市民活動支援と環境リーダーの育成 ●食育の推進
 - 市民・事業者への情報発信の充実
- ④国際協力の推進
 - 知的交流の推進（環境関連分野の人的・技術交流） ●国際環境ビジネスの促進
- ⑤環境影響評価
 - 環境配慮の仕組みづくり
- ⑥周辺自治体との環境広域連携
 - 自治体間の情報交換・相互視察

(2) 主要な施策の中間目標年の評価

基本目標1：豊かな自然環境の保全とふれあいの推進

①優れた自然環境の保全と活用

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
天然記念物等指定文化財の保護・管理	天然記念物等指定文化財の保護・管理	文化財保護課	天然記念物等指定文化財を定期的に巡視し、国や県等の関係機関及び所有者と連携して、適切な維持・管理を図る。			●	市のみならず県による文化財保護指導員による巡視業務により定期的な巡視活動がなされているほか、2021年度には天然記念物の樹木15件の樹勢診断調査も実施し、継続的に維持管理を図っている。
保存樹の保護・育成	「下関市環境保全条例」における保存樹または保存樹林の指定・保護	公園緑地課	良好な自然環境を維持し、景観を保全するため、健全で樹容が優れている樹木・樹林を保存樹又は保存樹林に指定し、その保護を図る。			●	剪定、薬剤散布を行い、保存樹・保存樹林の保護・育成に努めた。引き続き、保護・育成に努めたい。
自然環境保全の体制づくり	自然環境保全の現況把握	環境政策課	本市の自然環境保全の現況を、既存資料や現地調査により把握し、基礎資料として集積・整備する。		●	●	本市の自然環境保全の現況について、情報収集体制の検討を行っている状況で、現況把握がまだ実施できていない。今後も引き続き、行政機関との情報収集体制の整備に努める。
	自然環境保全体制の構築	環境政策課	国や県等の関係機関との情報共有を通じて、自然環境保全を連携して行う。		●	●	山口県が取りまとめた「レッドデータブックやまぐち」を自然保護施策の基礎資料として活用し、豊かな地域の生態系保全と持続可能な利用をバランスよく進める自然環境保全体制を検討した。今後も引き続き、自然環境保全に対する近隣自治体の取組等の情報収集を行い、国及び県との情報共有を通じて、自然環境保全を連携して行う。

②里地・里山・里海の適正な管理

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017~2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
森林の保全・利用(里山の再生)	「やまぐち森林づくり県民税」を活用した森林整備	農林水産整備課	森林の保全や機能回復を目的に、荒廃したスギ・ヒノキの人工林の再生や繁茂竹林の整備などの森林整備を「やまぐち森林づくり県民税」を活用し、県と連携して行う。			●	森林の保全や機能回復を目的に、荒廃したスギ・ヒノキの人工林の再生や繁茂竹林の整備などの森林整備を県と連携し計画的に実施している。 今後においても、県と連携して実施していきたい。
里地・里山を維持・形成する人材の育成・確保	地域農業を担う担い手の支援	農業振興課	経営所得安定対策の推進とともに、認定農業者の経営計画作成支援、新規就業希望者の相談対応、集落営農法人の設立支援などを関係機関と連携して行い、担い手の育成・確保に努める。		●	●	担い手の高齢化や後継者不足により、経営体数が減少傾向にある。農業就業体験の場を提供する農業体験事業を創設しており、首都圏等相談会に参加し、下関市での就農を呼びかけ、新たな担い手の確保・育成を図る。 今後引き続き、地域農業の担い手の支援を実施する。
	「森林・多面的機能発揮対策事業」の推進	農林水産整備課	里山の再生や保全管理に取り組む団体に対する支援を、県の「やまぐち森林づくり県民税」、国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」制度を活用し、県と連携して行う。		●	●	2017年度から2020年度までは活動組織は無し。 2021年度は活動組織が1団体あった。 引き続き、「森林・山村多面的機能発揮対策事業」制度を活用する活動組織があれば、県と連携して対応し実施したい。
農林業生産基盤の整備	田園環境マスタープランの推進	農林水産整備課	環境配慮区域において、農業用施設等の整備に際し地域住民・有識者の意見を踏まえ、事業実施期間中の水質汚濁防止等に努めるなど、自然生態系に対する負荷を生態系の受容力内に抑える対策を行う。		●	●	ため池整備事業等を実施する際、自然生態系に対する負荷を受容力内に抑える対策を検討するため、事前に環境調査を行っている。環境調査の結果、希少な動植物の存在を確認した場合に、汚濁防止に努める等の自然生態系に配慮した工事をを行い、マスタープランの趣旨である「環境との調和に配慮した農業農村整備」を推進している。
農林作物の鳥獣被害防止対策の推進	鳥獣の捕獲・防護対策の推進	農業振興課	近年深刻な状況にあるイノシシやシカ等による農林作物への被害に対し、捕獲と防護両面から鳥獣被害防止対策の推進を図る。	●		●	有害鳥獣侵入防止柵の設置支援や下関市鳥獣被害対策実施隊による捕獲を行う等、有害鳥獣による農林作物被害の防止を図っている。 捕獲頭数も増加傾向にあり、柵の設置支援も申請が予算を上回る状況であるが、農林作物の被害額の減少に至っていない。 今後、鳥獣被害防止対策の推進を図ってきたい。
農山村地域の活性化	遊休農地の発生防止・再生利用の推進	農業振興課	地域全体で農地を守る体制づくりを推進するため、「人・農地プラン」の作成と定期的な見直しを行う。また、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化を図り、荒廃農地の発生防止・再生利用に努める。	●	●	●	「人・農地プラン」の作成支援を行うとともに、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集約化を進めることで、荒廃農地の発生防止・再生利用の推進を図った。 2022年度には遊休農地等再生対策モデル事業を創設しており、今後さらなる荒廃遊休農地の解消を図る。 今後引き続き、遊休農地の発生防止・再生利用を推進する。
	農山村地域の活性化に取り組む団体への活動支援の推進	農林水産整備課	里山の再生や保全管理に取り組む団体への活動支援を、国の「森林・山村多面的機能発揮対策事業」制度を活用し、県と連携して行う。		●	●	2017年度から2020年度までは活動組織は無し。 2021年度は活動組織が1団体あった。 引き続き、「森林・山村多面的機能発揮対策事業」制度を活用する活動組織があれば、県と連携して対応し実施したい。
里海の環境保全	里海に関する情報収集・交換	環境政策課	瀬戸内海環境保全協会を通じ、里海の環境保全に関する最新の調査研究や他自治体の事例などを情報収集・交換する。	●	●	●	瀬戸内海環境保全協会を通じ、里海の環境保全に関する最新の調査研究や他自治体の事例などを情報収集し、市民や関係者に情報共有を実施した。 今後引き続き、情報収集・交換に努める。
	海藻藻場・干潟の保全活動に取り組む団体への支援及び指導	水産振興課	漁業者等が組織する任意の活動グループが水産多面的機能発揮対策事業を活用し、取り組む海藻藻場・干潟の保全活動に対し、支援及び指導を行う。	●		●	活動グループが取り組む海藻藻場・干潟の保全活動・指導を実施した。 今後引き続き活動グループの保全活動を支援するとともに、当該活動を推進していく。
海岸の漂着ごみの対応	海岸漂着ごみへの対応強化	環境政策課	市民等からの海岸漂着ごみに関する問い合わせ先として、国・県などの行政機関や海岸管理者などとの連絡調整を行うことで、海岸漂着ごみ処理を推進する。	●		●	漂着ごみへの対応については海岸管理者やボランティア団体により行われており、行政機関や海岸管理者等との連絡調整を行うなど、今後も海岸漂着ごみへの対応に努める。
	海岸漂着物ごみ発生抑制のための環境啓発及び環境教育	環境政策課	ポイ捨て等による海岸漂着ごみの発生を防ぐため、海岸漂着ごみの現状等についての啓発を行うとともに、漂着ごみの種類や個数を調査する「海辺の漂着物調査」を実施する。	●		●	2017年度以降、「海辺の漂着物調査」への参考校は1校であるが、引き続き小学校へ意向調査を行い、参加希望校があれば実施をしていく。
	海岸漂着ごみの適正な処理処分	農林水産整備課 港湾局施設課	海岸漂着ごみの適正な処理処分と処理量の把握を行う。			●	海岸漂着ごみの適正な処理処分と処理量の把握を行うため、処分業者に関き取り等を行い、処分方法および処理量の確認を行っている。 海岸漂着ごみの処理については、台風または大雨等事後の早急な対応を随時実施している。今後も、海岸機能の低下や、漁業への影響、また船舶と接触事故の恐れがないよう、適正な対応を実施する。

③豊かな生態系の保全

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
生態系の連続性に配慮した森林づくり	「下関市森林整備計画」の推進	農林水産整備課	下関市森林整備計画(2014(平成26)年度～2023(令和5)年度)に基づき、森林を整備し、森林の持つ多面的な機能の一つである生物多様性の確保に努める。			●	森林の持つ多面的な機能の確保に努めるため、今後も引き続き森林整備の推進に取り組む。
生物の生息に配慮した水路・河川・海岸の整備	自然環境に配慮した河川整備の実施	道路河川建設課	治水安全性を確保しつつ、整備後の管理状況を勘案し、可能な限り環境保全型ブロック等の採用により自然環境に配慮した河川整備を実施する。			●	災害復旧事業において、環境保全型ブロックによる河川整備を実施した。引き続き、治水安全性を確保しつつ自然環境に配慮した河川整備に努める。
	高潮対策事業	港湾局施設課	自然環境に配慮した環境影響の少ない工法を採用し、事業を行う。		●	●	海側については、環境影響の少ない工法として液状化対策としてコンクリートによる地盤改良ではなく鋼矢板工法による施工を採用してきた。今後も引き続き、自然環境に配慮した環境影響の少ない工法を採用し、事業を行う。
ため池の水辺空間としての整備	「田園環境マスタープラン」に基づく環境配慮の実施	農林水産整備課	環境配慮区域に位置付けられているため池整備では、地域住民・有識者の意見を踏まえ、事業実施期間中の汚濁水防止に努めるなどの、自然生態系に対する負荷を生態系の受容力内に抑える対策を行う。		●	●	ため池整備事業等を実施する際、自然生態系に対する負荷を受容力内に抑える対策を検討するため、事前に環境調査を行っている。
水質汚濁対策による生息環境の改善	一般家庭における生活排水対策の普及啓発	環境政策課	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止について、出前講座等による普及啓発を行う。	●		●	「下関市生涯学習まちづくり出前講座」への登録を行い、出前講座を実施し、市民に普及啓発を行った。今後も継続して出前講座の登録を行い、実施していく他、周知・啓発に努める。
環境に配慮した農業の推進	環境保全型農業の推進	農業振興課	化学肥料、化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体が行う環境保全型農業を推進する。		●	●	持続性の高い農業生産方式の導入や有機農業など、環境保全に効果の高い営農活動の普及促進を図った。今後も環境保全型農業に取り組む農業者団体の支援を継続する。
外来生物に関する啓発の推進	健康被害が危惧される生物への対応	生活衛生課	人への健康被害が危惧される特定外来生物が発見された場合に、周辺住民への周知等を実施する。			●	特定外来生物の発見があった際には、報道発表により、市民に情報提供を行った。引き続き広報活動を行い、啓発の推進に努める。
	外来生物に関する情報の提供	環境政策課	外来生物の生息域拡大が予想されるため、国・県と連携し、継続的に市ホームページに特定外来生物の情報を掲載し、市民や事業者へ情報提供を行う。	●	●	●	豊かな生態系の保全に向けて、特定外来生物の早期発見を促すため、市ホームページに情報を掲載し、市民や事業者へ周知を図った。今後も引き続き、市民や事業者へ情報提供を行う。

④自然とのふれあいの確保

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
自然とのふれあいの推進	あるかぼーと利活用のための維持・管理事業	観光施設課	あるかぼーと短期利用計画に基づき、約3,700㎡の芝生を整備し、維持管理を継続する。			●	定期的に実施している芝生地の適正な維持管理及び芝生地を占有使用する際の適正な窓口業務を実施した。(2022年度中に芝生部分の敷地が、他事業に供用されるため事業廃止予定としている。)
	自然観察会の開催	豊北総合支所 地域政策課	つのしま自然館において、角島の自然、動物、野鳥、海の生き物など、自然を観察しながら学習体験する自然観察会を開催する。	●		●	つのしま自然館において、毎年4回以上の自然観察会を実施した。多くの参加者に角島における自然、野鳥、植物等を観察、学習していただき、角島を親しんでいただいた。また、自然観察会の活動の様子を、随時展示し来館促進を図った。
交流型・体験型 農林水産業の推進	地産地消の推進	水産振興課	地産地消を推進するための事業を支援する。下関さかな祭の事業費の一部支援、漁協などが実施する各地の朝市のPR活動などの支援を継続して行う。	●	●	●	下関さかな祭の支援は2017年度から2019年まで実施。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響で中止した。今後は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、下関さかな祭の支援など地産地消の推進を図る必要がある。
	グリーンツーリズム、ブルーツーリズムの推進	観光政策課	各種農林漁業体験ができる施設の情報等を提供する。グリーン・ブルーツーリズムの市のホームページを維持管理し、適宜適切な情報発信に努める。			●	観光ホームページ内で、グリーンブルーツーリズムの推進を図っており、毎年度、情報更新を行っている。味覚狩りなどの時期を案内するだけでなく、市内観光地などをめぐるおすすめコースなどを作成することで、より効果的な周遊促進に取り組んでいる。引き続き、周遊促進や域内消費拡大を図りたい。
	下関市豊浦自然活用総合管理センターの活用・促進	豊浦総合支所 建設農林水産課	都市と農村の交流活動の拠点として、快適で活力あるまちづくり、ひとつくりを推進する。市民農園、収穫体験の斡旋等の活動を通じて都市農村交流事業を行うほか、農業に親しんでもらうための各種講座を開催する。		●		これまで、市民農園や収穫体験の斡旋のほかに、農産物の加工体験教室や青空市なども開催しており、交流型・体験型農林水産業の推進に寄与してきたものと考えている。今後も市民のニーズを踏まえながら、活動を継続していきたい。
	水産物の地産地消の拡大及び魚食普及の推進	豊北総合支所 建設農林水産課	水産物の地産地消の拡大や魚食普及の推進を図るための事業を支援する。北浦さかなまつりの後援。		●		魚料理教室を実施する関係機関との調整、北浦さかなまつりの主催者である山口県漁業協同組合等との調整を行っている。これにより、水産物の地産地消の拡大及び魚食普及の推進が図られていることから、今後も事業を継続する。
	親水性の高い護岸整備の推進	下関港海岸保全施設整備事業(高潮対策)	港湾局施設課	国直轄事業による「長府・壱ノ浦地区」約4.9km及び「山陽地区」約7.8kmの高潮対策工事において、遊歩道を設置するなど、市民が親しみを持てる護岸とする。		●	●
ふれあい活動の場へのアクセス整備	道路管理者への整備要望の実施	都市計画課	ふれあい活動の場へのアクセス整備に関する地域等からの意向をもとに、道路管理者への整備の要望を行う。		●		主要な国道や県道について、国や山口県に継続して整備要望を実施している。
ホタル保護の推進	「下関市ホタル保護条例」の運用	環境政策課	「下関市ホタル保護条例」に基づき、ホタル保護を推進する。特に特別保護区域におけるホタル及びカワノナノの捕獲や水質汚濁の恐れのある工事については、届出義務を遵守させる。		●	●	「下関市ホタル保護条例」に基づき、主に豊田町の特別保護区域における水質汚濁の恐れのある工事について、事業者から届出が行われている。今後も条例と届出義務の周知を図る。
	ホタルの保護に関する啓発	環境政策課	ホタルの発生状況の調査やホタルの捕獲を防止するためのパトロールを兼ねた「ホタル情報員」を募集し、ホタルの保護及び啓発に努める。			●	ホタル情報員事業は、2018年度以降、ホタル関連イベントに会場しホタル情報の展示見学やクイズに回答する小学生を「ホタル情報員」として取り扱っている。現在、ホタルの乱獲防止や発生状況のパトロールは現在環境政策課及び4総合支所の職員が行っている。
		豊田教育支所			●	●	町内小学校(校長及び担当教諭)への事業概要の説明および協力依頼を行い、ホタル情報員を任命した。ホタル保護を推進するための取り組みとして、小学生に関心を持ってもらうことは意義があるため、今後も継続する。
ホタル保護の推進	豊田ホタルの里ミュージアムの拠点整備	豊田教育支所	豊田ホタルの里ミュージアムにおいて、ホタルに関する調査・研究を行うのに加えて、ホタルを取巻く下関の自然に関するさまざまな自然観察会及び展示、更には書籍等の刊行を行う。			●	下関の自然に関する観察会などの体験学習を年間50回程度実施し、10回程度の企画展を開催した。さらに、年間7号程度の自然ガイドシリーズと呼ばれる冊子を刊行し、1号の研究報告書を刊行した。そのほか、下関の自然に関する調査や研究、収集を行った。今後も継続して取り組む。

基本目標2：環境負荷の少ない循環型社会の構築

①公害のない生活環境の確保

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
環境監視体制の充実	大気環境の監視及び啓発体制の充実	環境政策課	常時監視システムによる監視体制を充実し、大気環境の状況把握に努めるとともに、最新の技術・知見に基づく新たな環境監視へのニーズに対応する。またPM2.5や光化学オキシダント等に対して、市民がいち早く予防行動をとれるよう、測定データを山口県と常時通信し、予測情報や警報等の発令情報を広く周知するため、さまざまな媒体を用いて啓発する。			●	大気汚染物質の常時監視システムによる監視体制の充実を図るべく、自動測定機器の更新を行ってきた。故障等による欠測が生じた場合も、できる限り短時間で復旧できるよう迅速に修繕等の対応を行った。また、PM2.5、光化学オキシダントにおける警報等の発令はほとんどなかった。 今後も機器の更新を計画的に行い、データの正確性及び精度の確保を図っていくとともに、情報を迅速に市民に周知できるよう体制づくりに努める。
	水環境の監視体制の充実	環境政策課	河川・海域等の公共用水域の環境を監視し、負荷源となる工場・事業場を対象に、法令等の規定に基づく立入検査等を行い、排出基準への適合状況等の監視・指導を行う。地下水は任意の地点での水質調査を実施し、汚染が判明した場合には汚染範囲の特定や原因究明を行うなど、健康被害の防止に努める。また、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場における有害物質の地下漏洩の防止などの適正管理を促進する。		●	●	工場・事業場への定期的な立入検査を実施し、排出基準への適合状況等の監視・指導を行った。また、有害物質の地下漏洩防止のため、有害物質を使用する工場・事業場への定期的な立入検査を実施した。 今後も定期的な立入検査を継続して実施する。
	音環境の監視体制の充実	環境政策課	騒音規制法に基づく工場・事業場への立入検査を行い、規制値等の適合状況の監視・指導を行う。また、環境基準の達成状況を把握するため、計画に基づき市内の自動車騒音の測定・評価を実施する			●	苦情発生事業場を対象とした立入検査を年間1～2件実施した。また、自動車騒音の測定・評価も計画通り実施している。 今後も立入検査及び自動車騒音測定を継続して行う。
水質汚濁対策の促進	合併処理浄化槽の促進普及	廃棄物対策課	公共下水道等の整備区域外の生活排水対策として、みなし(単独処理)浄化槽、くみとり便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正管理を確保するための啓発、指導を行う。	●		●	みなし(単独処理)浄化槽、くみとり便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽の設置をしようとする個人に対し、設置工事費の一部を補助している。 2020年度まで補助実績は減少傾向であったが、2021年度は増加に転じ、交付申請額が予算額に到達している。今後も制度を継続していくとともに、状況に応じた予算措置についても検討していきたい。 《浄化槽法定検査の周知及び受検に係る啓発、指導等》 ・市報への掲載 年2回(4月号、12月号) ・ホームページへの掲載 年1回(4月)更新 ・新規浄化槽管理者への周知 随時(浄化槽管理の手引き) ・未受検者への啓発 随時(指導文書に啓発チラシを同封して送付)
	下水道の普及促進	下水道整備課	下水道事業計画に基づき施設整備を進めることで、未普及地区の解消を図る。			●	施設整備により下水道普及率は76.4%(2017年度)→79.0%(2021年度)となった。 今後も衛生的で快適な生活環境の向上を図り、併せて海や河川、湖沼などの公共用水域の水質保全を図るため、下水道の普及促進を継続する。
道路交通騒音対策の推進	道路路面への排水性舗装の導入	道路河川建設課	道路騒音の発生源対策として、新設道路に排水性舗装を施工する。引き続き幹線道路についても施工を検討し、実施していく。			●	住宅密集地域や通行量の多い路線において、道路騒音の発生対策として排水性舗装を施工した。引き続き、排水性舗装の導入に努める。
	主要幹線道路の騒音対策	都市計画課	騒音の発生源対策として、排水性舗装の実施、防音壁の整備等を道路管理者に対して要望している。		●	●	主要な国道や県道について、国や山口県に継続して整備要望を実施しており、事業の際には地域周辺住民への配慮として騒音対策など必要に応じて要望している。また、本市道路事業についても、騒音軽減に向けた舗装構成とするなど適時対応している。
環境負荷の少ない農業の推進	環境保全型農業の推進	農業振興課	化学合成農薬・化学肥料の適正使用をJAや県など関係機関と一体となって推進し、啓発に努める。また、家畜排泄物の堆肥化、耕畜連携を通じての利用を促進し、環境負荷の少ない農業を推進する。		●	●	化学合成農薬・化学肥料の適正使用および飛散防止について、JAや県など関係機関と一体となって、周知徹底を図った。 また、堆肥散布の経費に対する支援を行い、耕畜連携による農地の高度利用を進めた。今後も引き続き、環境負荷の少ない農業を推進する。

②ごみ減量とリサイクル対策の推進(その1)

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
廃棄物の発生・排出抑制対策の推進	生ごみ堆肥化容器的設置促進	クリーン推進課	排出されるごみの内訳の多くが生ごみであることから、堆肥化容器的設置を促進して肥料にすることで生ごみの減量化及び再資源化を図る。	●		●	市内に住所を有し、かつ、居住してしており、生ごみ堆肥化容器を購入してこれを市内に設置した後、適正な維持管理ができる方を対象に補助金を交付している。 新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度以降、交付申請額が早期に予算額に到達し、受付が終了している。市民のニーズに沿うべく今後も制度を継続していくとともに、拡充についても検討していきたい。
	事業系ごみの排出抑制対策の強化	クリーン推進課	事業系ごみの排出抑制対策を以下に示す取組を通じて強化する。 ・事業系ごみの排出実態の把握 ・ごみ運搬時の啓発指導(再生利用可能なものの再分別指導等) ・事業者の費用負担の適正化 ・事業者による再生利用を推進するための環境づくり(リサイクルルートの確保、リサイクルループの構築等)		●	●	市内の事業用大規模建築物の所有者から廃棄物減量等に関する計画書の提出を求め、発生量及び再資源化量を把握し、訪問調査による再生利用可能な廃棄物の分別指導を実施している。また、事業者の責務、役割、リサイクル等についての情報を記載した「ものせき事業系一般廃棄物ごみ出しガイド」を作成し、2018年度から2020年度にかけて、市内の事業者3,811社に送付するとともにホームページに掲載している。 今後も事業所から排出される廃棄物の抑制に関して協力を求めたいとともに事業者の費用負担の適正化については、社会情勢を確認しながら検討していく。

②ごみ減量とリサイクル対策の推進(その2)

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
廃棄物の発生・排出抑制対策の推進	家庭系ごみの減量化対策の推進	クリーン推進課	家庭系ごみの減量化対策を以下に示す取組を通じて推進する。 ・生ごみ排出時の水切り徹底 ・ごみダイエット・リサイクル推進店等既存の制度の活用 ・4R※(Reduce、Reuse、Recycle、Refuse)の取組強化 ・新たな分別項目の追加による資源化の推進(紙・布類、プラスチック類、剪定枝・葉、食品廃棄物等)	●	●	●	生ごみ排出時の水切りについては、「しものせきごみ百科」や市ホームページでの啓発を実施している。 ごみダイエット・リサイクル推進店については、市ホームページでの掲載や環境白書への掲載により周知している。 4Rの取組強化については、小型家電等宅配回収の導入やフードバンクポストの設置などの取組を新たに実施しており、今後も新たな取組の実施について検討していく。 資源化の推進を目的とした、新たな分別項目の追加については、今後の社会情勢を確認しながら検討を進める。
	下関市リサイクルプラザ(しものせき環境みらい館)の運営	環境施設課	廃棄物の発生・排出抑制を下関市に係わる全ての人に浸透させるための拠点施設として、施設見学や体験講座などの各種啓発活動を実施する。			●	《しものせき環境みらい館の総利用者数(延べ)》 2017(平成29)年度 133,438人 2018(平成30)年度 119,496人 2019(令和元)年度 118,687人 2020(令和2)年度 40,992人 2021(令和3)年度 59,710人 ※2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症対策に伴う休館等により利用者が減少したが、感染症対策を講じながら各種啓発活動を実施した。 引き続き、感染対策を講じながら啓発活動を行う。
	畜産系バイオマスの堆肥化の促進・普及	農業振興課	家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、国、県等の事業を利用しながら、耕畜連携を通じた堆肥利用を推進する。		●	●	堆肥散布の経費に対する支援を行い、耕畜連携を通じた堆肥の利用を進めた。今後も引き続き、堆肥利用を推進する。
リサイクル事業の推進	ごみの減量、再資源化に関する普及啓発	クリーン推進課	市民のごみの排出抑制に対する意識を向上させるため、親子リサイクル教室(夏休み期間)、出前講座、分別説明(年間)、リーフレットの配布、市報への掲載などにより啓発を行う。	●	●	●	2017年度から2019年度までは2,000人前後の参加者人数で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度以降、参加人数が大幅に減少した。対面での啓発については感染症対策を実施しつつ普及啓発を継続する。 また、2022年度はごみ収集カレンダーにごみ百科の厳選した内容を掲載し、市報と共に「ごみの分け方・出し方ガイド」として全戸配布を行った。今後も効果的な情報発信の方法を検討し、普及啓発を推進していく。
	再資源化事業の一層の推進	環境施設課	市の所有する施設の特性、市内のごみの排出特性に合わせた再資源化方法の導入、検討を図る。また、奥山工場の余熱を利用した高効率発電等の事業の継続を図る。			●	市の所有する施設の特性、市内のごみの排出特性に合わせ、随時適切な再資源化方法の導入、検討を図っている。また、奥山工場の余熱を利用した高効率発電等の事業を継続している。 引き続き、再資源化事業の推進及び余熱利用の安定実施に努める。
ごみ処理環境の充実	産業廃棄物処理の適正化の促進	廃棄物対策課	産業廃棄物の排出事業者や許可・登録業者、処理施設への立入、指導等を随時行うことで、排出事業者及び処理業者への継続的な指導監督を行い、地域及び地域住民の健全な環境を保全する。		●	●	産業廃棄物の排出事業者や処理事業者に対する監視指導を計画的に実施することで、産業廃棄物の適正処理を推進し、地域及び地域住民の健全な環境の保全に努めている。 今後も計画的に監視指導を実施することで、産業廃棄物に係る不適正事象の削減並びに産業廃棄物処理の適正化に取り組んでいきたい。
	安定的・効率的なじん芥収集事業の推進	クリーン推進課	将来にわたり安定的で効率的なじん芥収集を行うため、ごみステーションの廃止・統合・移設を進めごみステーションの適正配置を推進する。	●	●	●	排出量の少ないごみステーションについて廃止・統合の適正配置を推進している。年間10件以上の廃止・統合を行い、今後も引き続き推進を図る。
	災害等廃棄物に対する対策の推進	クリーン推進課	災害によって生じる廃棄物の円滑かつ迅速な処理、分別・再利用による減量の達成を目的に、災害廃棄物等処理計画を策定するとともに、災害発生時に備え各関係機関との情報交換を定期的実施するなど体制整備に努める。			●	災害廃棄物処理に係る本市の基本的な考え方と具体的な対応方針を明記した「下関市災害廃棄物処理計画」を2018年3月に策定している。 今後も災害廃棄物対策中国ブロック協議会の構成員として定期的に情報交換を行うとともに災害廃棄物処理対策に関する研修に参加するなど、体制整備を進めていく。
	ごみ処理体制の整備充実	環境施設課	次期循環型社会形成推進地域計画を作成するとともに、ごみ焼却施設の長寿命化・延命化計画を作成し、基幹的設備改良事業の実施を検討していく。			●	奥山工場180t炉及びリサイクルプラザの長寿命化総合計画を策定し、基幹的設備改良事業が既に事業化(奥山工場180t炉は発注仕様書作成中、リサイクルプラザは工事施工中)されており、検討段階から実施段階へ移行している。 引き続き、計画どおり改良事業が行われるよう努める。
	し尿及び浄化槽汚泥処理体制の整備	環境施設課	し尿及び浄化槽汚泥の将来の発生量を勘案しつつ、新規中継貯留槽の建設や彦島工場において市内全域のし尿等を安定的に一括処理できるよう整備する。			●	彦島工場で市内のし尿等を一括処理するために必要な中継貯留槽を新たに建設(豊北中継貯留槽)するなど、し尿等処理体制の整備を行った。 今後は各施設が安定操業できるよう維持管理に努める。
環境美化の推進	啓発ポスター・チラシの作成・配布	動物愛護管理センター	ペットのふんの放置禁止に関する啓発ポスター・チラシを作成・配布する。			●	啓発ポスター・チラシを作成し、チラシは市報に合わせて全戸配布するとともに必要な方に配布している。 今後も引き続き、啓発ポスター・チラシの作成、配布を行う。
	啓発用看板の作成・配付	環境政策課	「ゴミのポイ捨て禁止、ふんの放置禁止」の看板を作製し、自治会等の希望者に対し配付する。	●	●	●	《看板配布実績》 2017(平成29)年度:300枚 2018(平成30)年度:300枚 2019(令和元)年度:220枚 2020(令和2)年度:263枚 2021(令和3)年度:288枚 看板の配布については、市民からの問合せも多く、配布実績も安定しているため、ニーズがあるものと考えられる。 今後も継続して、希望者に対し配布を行う。
不法投棄対策の強化	不法投棄対策の強化	廃棄物対策課	夜間、休日等を含めたパトロールの実施、監視カメラや不法投棄ホットラインの設置等により監視体制を充実させ、不法投棄の抑止に努める。		●	●	不法投棄パトロール及び不法投棄ホットライン事業(夜間、休日を含む)の実施、並びに不法投棄等環境保全監視員や不要投棄監視カメラを設置することで、不法投棄に対する監視体制を充実させると同時に、早期解決に向けた回収体制の充実や警察との連携に努めている。 今後も引き続き本事業を継続することで、不法投棄対策に取り組むと同時に、その強化についても取り組んでいきたい。
既存ストックの有効利用	公共施設マネジメント	資産経営課	下関市公共施設等総合管理計画に基づき、既存ストックの有効活用を行う。			●	公共施設マネジメント事前協議や職員研修等により下関市公共施設等総合管理計画で掲げる目標に向けた取り組みを続けている。 引き続き既存ストックを有効活用するよう呼びかけていく。

基本目標3：快適な生活空間の確保

①歴史的町並み・文化財の保存整備

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
郷土に伝わる文化財の保存整備	民俗文化財の記録作成	文化財保護課	後継者不足や新型コロナウイルス感染症流行に伴う祭事の中止などから、存続が危ぶまれている民俗文化財の保存のための記録作成を継続して実施するとともに、後継者育成など文化財が存続できる環境整備に努める。	●	●	●	式年開催された神事(2018「蓋井島山ノ神事」(6年に一度・市指定)・「浜出祭」(7年に一度・県指定)、R2「内日五年神事」(5年に一度・市指定))について、豊北歴史民俗資料館と協力して、調査・記録作成を実施したほか、「住吉神社御田植祭」をはじめ、地域で伝承される未指定の無形民俗文化財の現況確認や調査を行い、今後の保護措置の基礎資料作成に努めた。新型コロナウイルス感染症の影響下においては、民俗文化財は祭事の中止や規模縮小が相次いだため、情報把握や現況確認に努めた。後継者不足に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響によりさらに存続の危機に拍車がかかる状況となったため、記録作成を継続するとともに、文化庁などの補助事業の活用や民俗文化財の担い手と連携して、文化財の存続できる環境整備により一層努めたい。
	文化財の公開および情報発信	文化財保護課	市民が地域の文化財に興味・関心を持ち、理解をする良い機会となる文化財の公開および情報発信を今後も継続して行い、文化財愛護意識の醸成、普及に努める。			●	博物館展示や市内外各所におけるパネル展示等を企画・開催するとともに、HPやSNSを活用した情報の発信を行い、市民への文化財愛護意識の醸成、普及に努めることができた。また旧下関英国領事館においては、指定管理者制度を導入し、文化財建造物を活かした公開活用に取り組んでいる。
	埋蔵文化財の調査成果の公表	文化財保護課	埋蔵文化財の調査成果を、発掘調査現場での現地説明会や考古博物館における速報展等、埋蔵文化財年報、ホームページ、フェイスブック等で随時情報発信及び公開し、通常見ることができない文化財について積極的に公開するよう努める。			●	開発計画に伴う試掘・確認調査や本発掘調査等の調査成果については、「丸小山遺跡」(2017)、「北ヶ原遺跡」(2021)などで現地説明会を行ったほか、埋蔵文化財年報の刊行、考古博物館の発掘速報展等により市民への公開を行った。引き続き、積極的な調査成果の広報に取り組んでいくとともに、今後は、SNSを活用した情報発信もより一層努めたい。また、年報については、文化財年報として、埋蔵文化財に限らず各文化財の情報発信を行えるよう、リニューアル作業中。
	史跡等文化財の維持・管理、及び保存・整備	文化財保護課	史跡等文化財を定期的に巡視し、継続して文化財の保存整備、維持・管理を行う。			●	市のみならず県による文化財保護指導員による巡視業務により定期的な巡視活動がなされているほか、史跡前田台場跡では2020年度から地元団体に月2回の巡視委託を実施。継続的に維持管理を図っている。
	文化財の指定と周知の拡大	文化財保護課	建造物、古文書、歴史資料、絵画、考古資料などの未指定文化財調査を計画的に実施し、文化財指定等の保護措置を実施する。また、未周知の埋蔵文化財については、必要に応じ、試掘調査等を実施し、周知化を徹底する。さらに、指定文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地とともに、広くその存在と価値について広報を行う。合わせて、説明看板等についてはインバウンド対策として多言語化を計画的に実施する。	●		●	2019年4月に施行された改正文化財保護法において創設された「文化財保存活用地域計画」において、地域総がかりで指定・未指定を含めた全種・総合的な文化財の把握と、これらを保存・活用するための中長期的なマスタープラン・アクションプランを策定することが求められている。今後当該計画の策定と実施に向けて検討する。未周知の埋蔵文化財については、開発計画に対して、必要に応じて、分布調査や試掘調査等を行い、保護措置の基礎情報収集と周知化に努めた。また計画的に文化財の説明看板の更新や補修を行い、あわせて多言語化を実施した。日本遺産『関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～』においては、官民一体の協議会を主体として、インバウンド対応の発信事業に取り組んでいる。
	文化財の総合的把握の実施と文化財を生かしたまちづくりの推進	文化財保護課	指定、未指定に関わらず、地域の文化財を総合的に把握し、その文化財群を単体としてではなく、面的に捉え、地域の魅力として、積極的な活用を図る。	●		●	2019年4月に施行された改正文化財保護法において創設された「文化財保存活用地域計画」において、地域総がかりで指定・未指定を含めた全種・総合的な文化財の把握と、これらを保存・活用するための中長期的なマスタープラン・アクションプランを策定することが求められている。今後当該計画の策定と実施に向けて検討する。また、文化財総合調査の一環として、北九州市と連携し、2017年度に認定された日本遺産『関門“ノスタルジック”海峡～時の停車場、近代化の記憶～』について、官民一体の協議会を主体として、その魅力を発信するための各種普及事業に取り組んでいる。
地域環境の向上・観光資源としての活用	地域資源を活用した観光施策の実施	観光政策課	観光ホームページによる情報発信を行うとともに、ウォーキングや観光イベント等、歴史的町並みを活用した事業を行う。			●	観光ホームページでの定期的な情報発信を行うだけでなく、SNSにおいても月に5回以上の投稿を行っている。ウォークイベントはコロナ禍でも定員に達することが多く、その他の歴史的町並みを活かしたイベントも軒並み好評である。引き続き、サステナブルツーリズムの浸透を図りたい。

②景観の保全と創出

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
自然公園等の景観の保全	自然公園内施設の維持管理	豊北総合支所地域政策課	北長門海岸国定公園の角島及び本土側の公園施設内の草刈りによる環境整備を行い、良好な自然環境や景観の保全に努める。		●	●	北長門海岸国定公園の角島及び本土側の公園施設内の草刈りは、積極的に実施した。しかしながら、角島大橋灯台公園や瀬崎陽の公園は、面積が広く、急傾斜であり草刈作業等が容易でない為、定期的な維持作業ができておらず、観光客から景観を良くしてほしいとの要望が多くある。
	鳩島の海岸清掃	豊北総合支所建設農林水産課	北長門海岸国定公園内にあり、角島の玄関口として角島大橋に隣接する鳩島の良好な自然環境や景観の保全に努めるため、海岸の清掃を実施する。			●	北長門海岸国定公園内にあり、角島大橋に隣接している鳩島で、清掃活動を実施している。清掃活動により、良好な自然環境や景観の保全となることから、今後も事業を継続する。
農村・漁村景観の形成の促進	景観重要建造物の維持・保全	都市計画課	景観法に基づき景観重要建造物に指定した歌野清流庵(菊川町)の維持・保全を行うとともに、新たな景観資源の発掘、保全等に向けた検討を行う。	●		●	新たに景観重要建造物となる景観資源の発掘はないが、今後も引き続き、保全等に向けた検討を行いたい。
景観計画の推進	地域の特性を活かした景観形成の推進	都市計画課	景観法の委任条例である下関市景観条例と下関市景観計画等に基づき、大規模建築行為等に対して景観誘導を行うことにより、地域の特性を活かした良好な景観形成を図る。	●		●	一定規模以上の大規模建築行為等に対して着手前に届けてもらうことにより、景観誘導を行うことができた。今後も引き続き、景観誘導を行うことにより、地域の特性を活かした良好な景観形成を図りたい。
環境に配慮した夜間景観形成	夜間景観形成の推進	都市計画課	平成27年度に策定した「下関市夜間景観ガイドライン」に基づき、市内中心部において、行政・市民・事業者等の連携により統一感のあるまちの夜間景観の形成を図る。	●	●	●	夜間景観整備の誘導を行い、良好な景観の形成を進めている。今後も引き続き、行政・市民・事業者等の連携により統一感のあるまちの夜間景観の形成を図りたい。
空家・空地対策の推進	下関市空き家バンク	住宅政策課	下関市内の空き家について空き家バンクへの登録を促し利用希望者を募ることで、空き家の流通促進を図る。			●	2020年度より対象区域・対象物件を拡大し、SNS等を通じた情報発信を行った結果、成約数が増加した。今後も改良を加えながら実施したい。 (対象区域を中山間地域から市内全域へと拡大。空き家の状態を問わず登録可とすることで対象も拡大した。)
	空地実態調査の実施	環境政策課	市内空地の状況を過去の苦情を参考に整理し、市民のニーズに即した対策を検討する。	●	●	●	景観の保全に加えて、衛生面及び安全面において、適正な空地の管理が必要であることから、過去の苦情事例等を整理し、市民のニーズに即した実効性のある対策を検討した。引き続き過去の苦情事例等を整理し、市民のニーズに即した実効性のある対策の整備に努める。
空家・空地対策の推進	空地相談窓口の設置	環境政策課	下関市環境保全条例に基づく相談窓口を設置する。			●	他自治体の相談対応事例等の情報収集に努めた。今後は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律(2022年5月公布)に基づく事業を確認しながら、必要な対応を検討する。
	下関市空家等対策計画の推進	住宅政策課	下関市空家等対策計画に基づき、空家対策を推進する。			●	計画に基づき、総合的かつ計画的な対策を実施している。空家は今後も増加する見込みであるため、引き続き対策を講じていく。

③公園・緑地等の整備

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
親しみやすい都市公園の整備	火の山地区観光施設再編整備事業	観光施設課	火の山地区の地域資源を活かした再整備を図るため、市民や観光客が年間を通して訪れる、魅力ある観光拠点として整備を行う。			●	2020年度(令和2年度)に策定した基本構想に沿って事業を進めている。2021年度(令和3年度)から測量等を開始し、2022年度(令和4年度)は基本計画策定、展望デッキのデザインコンペ等、順調に事業は進捗している。
	火の山公園山麓部再整備事業	公園緑地課	火の山公園のトルコチューリップ園など、現在の環境を維持しつつ、その環境を活かした火の山公園山麓部の再整備を行う。			●	当該期間内は未着手。 2021年度に事業終了。 2022年度から火の山公園観光施設再編整備事業にて検討する。
	街区公園整備事業	公園緑地課	開発行為・区画整理等により確保された未整備の公園について、遊具の新設等を行い、都市公園機能の充実を図る。			●	未整備公園について、遊具の新設等を行い、都市公園機能の充実を図ることができた。 今後も継続して整備を進めていく。
緑の基本計画の推進	「下関市緑の基本計画」の推進	公園緑地課	2014年度に策定された「下関市緑の基本計画」に沿って、市民の参画を含めた緑の保全、質の向上を推進する。			●	長寿命化計画に基づき、公園遊具を更新し、公園・緑地等の維持管理を適切に行った。 今後も引き続き維持管理に努める。
緑化の推進	下関市緑化祭の開催	公園緑地課	市民の緑化意識の醸成のため、毎年10月に下関市緑化祭を関係団体と協力して開催する。			●	毎年花いっぱい夢いっぱいフェアを開催し、緑化祭表彰式や各種イベントを実施している。コロナ禍でも規模を縮小しつつ開催し、市民へ花や緑に関心を持つよう働きかけることができた。 今後も引き続き開催していく。
	出生記念樹の配付	公園緑地課	市民の緑化意識の醸成を図るため、毎年9月と3月に出生記念樹を配付し、啓発活動を行う。			●	出生記念樹を多くの市民に配布することができ、緑化の推進に一定の効果があったと思われる。2017年度に事業終了。
	まちなか緑化推進事業	公園緑地課	住宅の密集する市街地及び中心市街地で、緑のオープンスペースのための土地を下関市に無償で寄付される方に、その土地に建つ建物等の撤去費等を補助する。	●		●	当該期間内で相談はあったが、補助対象事業の要件を満たさず、適用ならなかった。2017年度に事業終了。
	港湾緑地の整備	港湾局経営課	港湾計画に基づく港湾緑地の整備を推進する。			●	新港地区(長州出島)の緑地整備を実施しており、今後も継続して整備を進めていく。
野外レクリエーション施設の整備	深坂自然の森の森林整備	農林水産整備課	深坂自然の森キャンプ場や深坂ため池周辺などの景観保全を実施する。(実施期間:2015(平成27)～2019(令和元)年度)			●	予定していた事業対象に深坂自然の森が対象外となったため実績なし。

基本目標4：未来につなぐ低炭素の社会づくり

①地球温暖化対策の推進

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
総合的な対策の推進	下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進	環境政策課	「下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき、脱炭素社会の実現に向けて市民・事業者が一体となって2050年度に市域の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、計画の実効的な推進を図る。	●	●	●	2011年3月に策定した計画を、2019年3月、世界情勢の変化や国による温室効果ガス排出量算定方法の見直しに伴い、「第2次下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として改定した。2017年度以降の温室効果ガス排出量は例年減少傾向で推移している。更に、2021年5月の「ゼロカーボンシティしものせき」宣言や、国の法改正、国の計画における温室効果ガス削減目標引き上げを踏まえ、2022年5月に区域施策編を改訂した。改訂した計画では、中期目標として2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比46%、長期目標として2050年度温室効果ガス排出量を実質ゼロとするともに、施策体系を改編した。今後は、2050年度温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、計画の取組を推進する。
	下関市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進	環境政策課	「下関市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市役所及び市所有の施設の温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、計画の適正かつ効果的な見直しを図る。			●	《温室効果ガス排出量の推移》(単位:t-CO ₂) 2017(平成29)年度:103,216 2018(平成30)年度:133,100 2019(令和元)年度:139,411 2020(令和2)年度:123,642 2021(令和3)年度:125,461 ※2018(平成30)年度は算定方法変更による増加算定方法の変更や新型コロナウイルス感染症の影響等により、年度ごとに排出量の増減がみられる。2022年度中に、「ゼロカーボンシティしものせき」宣言や、国の法改正、国の計画における温室効果ガス削減目標引き上げを踏まえて、本計画の改訂を予定している。
	地球温暖化適応策の検討	環境政策課	「下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に位置付けた気候変動適応計画に基づき、気候変動の適応に関連する対策について、国や県と連携しながら推進する。			●	2019年3月、気候変動適応法の制定を見据え、本市の気候変動適応計画として「第2次下関市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に位置付けることにより、体系的な整備を行った。また、2022年5月に計画を改訂し、2018年に制定された、国の気候変動適応法及び気候変動適応計画に沿った内容とした。今後も本市の気候変動適応への対策を推進する。

②資源・エネルギーの効率的利用の促進

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017~2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
地球にやさしい交通体系の整備	次世代自動車の普及促進	環境政策課	5基の電気自動車(EV)用急速充電器の適切な管理を引き続き行う。また、電気自動車や燃料電池自動車(FCV)などのゼロエミッション車の導入・普及を促進する。			●	電気自動車用急速充電器について、2020年2月に豊浦地区に1基新設し、5基の維持管理を行っている。また、V2Hに対する補助金の交付を2019年度から行っている。今後は、BEV、FCV等の走行中に温室効果ガスを排出しないゼロエミッション車への普及について検討していく。
	下関市モーダルシフト利用促進事業	産業立地・就業支援課	トラックなどによる幹線貨物輸送を、大量輸送が可能な鉄道に転換するモーダルシフトの利用促進を図ることで、温室効果ガスの排出量を削減し、エネルギーの効率的利用を図る。			●	トラックなどによる幹線貨物輸送から新たに大量輸送が可能な鉄道貨物輸送にシフトさせた場合、貨物を輸送する運送業者に対して一部を補助している。 制度創設以来、当該補助金事業を実施しているが、近年は予算執行率が50%前後となっている。 このような状況から、2023年度の予算要求時までに変更等の方向性を決定することとしている。
	都市計画道路の整備推進	都市計画課	地球にやさしい交通体系の整備には、都市計画道路の適切な配置が不可欠である。都市計画道路の整備を推進していくため、関係行政機関に対して早期整備を働きかける。			●	主要な国道や県道について、国や山口県に継続して整備要望を実施している。
	総合交通戦略推進事業	交通対策課	下関市の交通のあり方や方向性を総合的に検討した「下関市総合交通戦略」をもとに、計画の推進事業にあたる「総合交通戦略推進事業」を実施する。これにより、公共交通等の利便性の向上を図る。			●	下関市地域公共交通会議を(2018年度以降)毎年度開催し、下関市総合交通戦略に位置づけられた施策の推進管理、進捗管理を行っている。
	「サイクルタウン下関構想」の推進	交通対策課	自転車の利用促進に努めるとともに、自転車、歩行者及び自動車にやさしいまちづくりのための安全かつ快適な環境整備を促進する。			●	山口県が実施している「サイクル県やまぐちプロジェクト」と連携し、サイクリストの休憩スポットであるサイクルエイド、サイクルステーション等を増設するなど、環境整備に努めた。
地球にやさしい都市環境の整備	スマートハウスの普及促進補助制度	環境政策課	スマートハウスとは、ICT(情報通信技術)を活用した家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅のことである。太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器、家電、住宅機器などを一元的に制御し、エネルギーの効率的利用や温室効果ガス排出量の削減を実現する。スマートハウスの普及促進のため、市内住宅に補助対象機器を設置する際の費用を補助する。			●	家庭用創エネ・省エネ・蓄エネ機器を設置する市民に対して、エネファーム・蓄電システム・HEMS・V2Hの機器本体の一部を補助している。 制度創設以来、交付申請額が早期に予算額に到達し、受付が終了している。このような状況から、市民のニーズに即した補助制度であると考えており、今後も制度を継続していくとともに、拡充についても検討していきたい。
	LED防犯灯の設置補助制度	環境政策課 生活安全課	自治会が管理するLED以外を光源とした既存防犯灯をLED防犯灯に更新する際の設置費用を補助する。			●	2018年度をもって「下関市LED防犯灯設置事業補助金」は終了している。 市は、市内の防犯対策協議会に補助金を交付しており、当該協議会は防犯灯の新設及び取替に対する補助を行っている。補助の対象としては、LED防犯灯の新設及び取替も含まれており、今後も本制度は継続する見込みである。
省エネルギー対策の促進	省エネ診断の推進	環境政策課	省エネ診断の活用により市内のエネルギー使用量の削減を図るほか、市内事業所に対して積極的な活用を広報する。			●	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定時(2017年度)に7施設の省エネ診断を実施した。 今後は、個別施策の中で省エネ診断について触れることで認知率の向上を図り、活用を促進する。 また、「クールしものせきサポーターClub会員」や「環境配慮行動優良事業者」をはじめとした市内事業者に対し、メール等による広報を継続して実施する。
屋上等緑化の推進	唐戸市場屋上芝生管理	市場流通課	唐戸市場屋上に整備した芝生広場について、芝刈・除草・芝施肥作業を年2回行い、良好な状態を維持する。			●	唐戸市場屋上芝生広場の芝刈・除草・芝施肥作業を年2回実施し、芝生を概ね良好な状態に維持することができた。今後も良好な状態を維持できるよう努めていく。
	屋上等緑化事業の推進	公園緑地課	ヒートアイランド現象などの都市気象の緩和や、都市の緑化を推進し快適な生活空間を作り出すことを目的として、屋上等緑化事業を推進する。『下関市屋上等緑化推進事業補助金交付要綱』に基づき、補助金を交付する。	●		●	当該期間内には実績なし。2006~2016年度は年平均2~3件の実績があったため、補助対象となり得るものがある程度出尽くしたと思われる。2017年度に事業終了。
緑のリサイクル推進	緑のリサイクル推進	公園緑地課	公園や街路樹の維持管理で発生する剪定枝等をチップ化し、都市公園をはじめ市内施設での再利用又は木材再利用処理業者にて活用する。			●	公園・街路樹の剪定・間伐業務により発生した剪定枝を剪定枝破砕処理業務にてチップ化し、市内の公園や各施設において土壌改良材やマルチング材として再利用した。2020年度事業終了。 (チップ化実績) 2017(平成29)年度:1,540㎡ 2018(平成30)年度:1,303.08㎡ 2019(令和元)年度:664.99㎡ 2020(令和2)年度:653.64㎡
下水道汚泥の利用	下水道汚泥堆肥化事業	下水道整備課	下水道汚泥等資源の有効活用の推進を図るため、汚泥処理で発生する脱水汚泥の堆肥化事業を検討する。			●	一部堆肥化による事業可能性は概ね認められる検討結果となった。 しかし、一般会計繰入金削減、交付金事業の内示削減による未普及対策事業の進捗の遅延、及び今後の交付金事業の見直しを鑑み、費用対効果が高く早期整備が必要な終末処理場の統廃合及び未普及対策事業を優先して実施する方針とし、汚泥堆肥化事業については優先事業終了後改めて検討することとした。 今後も引き続き、情報収集に努める。
身近な水資源の活用	雨水の積極的な利用	環境政策課	雨水利用の事例を市のホームページ等を通じて情報提供する。			●	環境部庁舎において、地球温暖化対策として生育している緑のカーテン(ゴーヤ)の水やりを雨水を利用している。 今後は他団体の取組や先進事例の情報収集を行い、市として推進すべきことを検討する。
	アクアパークモデル事業(親水池への下水処理水の利用)	下水道施設課	下水処理水を乃木浜総合公園の親水池の水源として利用し、憩いの場を創出する。			●	下水処理水を親水池の水源として供給し、憩いの場を創出している。 市民の親水池利用は継続しており、今後も事業を継続し、創出を続けていく。

③新たなエネルギー利用の展開

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
再生可能エネルギーの導入検討	再生可能エネルギー導入可能性の検討	環境政策課	下関市における2050年のエネルギー消費量から、再生可能エネルギー導入目標を策定する。また、太陽光発電事業の適正な事業実施を確保するため、他自治体の例を参考に太陽光発電施設の設置等に関する条例制定を目指す。			●	本市は、賦存量調査の結果を見ると、太陽光エネルギー、風力エネルギーの利用可能な量は大きいと考えられる。しかしながら、発電施設の設置に当たっては、周辺の景観や環境に影響を与える可能性もあるため、どの再エネをどれくらい、どのように導入するかを将来のエネルギー消費量から導入目標を検討していく。 地域と共生した再エネ導入を検討し、2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す。
	公共施設への太陽光発電設備の導入	環境政策課	公共施設へ太陽光発電設備を導入し、太陽光エネルギーの利用を推進する。			●	公共施設の屋根を利用した、太陽光発電設備の設置は、建物の強度診断や太陽光パネル設置に費用がかかるなどの理由で設置が、進んでいない状況である。 今後は、PPAによる導入で、公共施設の屋上設置やカーポートへの設置などを検討していく。
	竹林バイオマスエネルギーの利用促進	環境政策課 農林水産整備課	下関市域に豊富に存在する竹をバイオマス燃料として活用することを検討し、竹林の管理・繁茂対策も兼ねた温室効果ガス排出量の削減を目指す。		●	●	竹の活用は、安定した燃料確保の観点から、竹林を適正に管理し、集約する必要がある。また、竹の燃焼方法も技術開発を要する段階であり、県内企業で研究を行っている。技術開発の動向にも注視しつつ、竹林バイオマスエネルギーの活用について研究する。
	森林バイオマスエネルギーの利用促進	農林水産整備課	森林整備によって発生する未利用間伐材等の森林資源を木質バイオマス資源として利用することについて、森林組合と連携して取り組む。		●	●	市有林造林事業で実施した撤出間伐において、未利用間伐の一部をバイオマス資源として撤出を実施した。 今後も引き続き森林組合と連携し取り組みたい。
	消化ガスの利用	下水道施設課	山陰終末処理場において、下水道から発生する消化ガスを民間事業者に燃料として売却し、発電を行う。		●	●	民間事業者の消化ガス発電事業に伴い、下水処理の過程から発生する消化ガスを有効利用のため売却している。 環境配慮の観点からも、再生可能エネルギーの需要は高い状況であり、今後も事業を継続していく。
水素エネルギーの導入検討	水素エネルギーの利用促進	環境政策課	2015～2021年度に実施した「地域連携・低炭素水素技術実証事業」において得られた知見をもとに、2050年脱炭素社会の実現に向けて、下関市に相応しい水素の利活用を検討する。			●	周南コンビナートで発生する副生水素を活用し、下関地域で利用する実証事業を当初の予定を2年延長し、2021年度まで行い実証機器・施設は撤去等を行った。 水素エネルギーの利用は、現在国内で、社会実装に向けての低コスト化など研究・開発が進められている段階である。今後は、これらの状況を踏まえ、実証事業で得られた知見をもとに水素の活用を研究する。

基本目標5：環境保全の仕組みづくり

①環境に配慮した事業活動の促進

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
事業所向けの環境保全啓発情報の提供	地球温暖化対策の促進	環境政策課	市内で開催される環境関連のイベントや地球温暖化対策啓発パネルの展示、セミナー情報などの提供を行う。		●	●	環境イベントの開催や、他イベントへのブース出展等により市民や事業所に対して、地球温暖化対策について普及啓発を図った。また、クールしものせきサポーターClub会員に対してセミナー等の情報提供を行った。今後は、市と事業者が連携した地球温暖化対策について検討を行う。
	事業系ごみの適正処理の推進	クリーン推進課	事業所から排出される廃棄物の抑制及び資源ごみのリサイクルを推進するため、事業所に対しごみの減量化への協力依頼及びリフレットの配付を行う。		●	●	市内に所在する事業所にごみの出し方を周知するため「しものせき事業系一般廃棄物ごみガイド」を作成した。事業系ごみの適正分別及びリサイクルの推進を重点的に取り組むため、2018年度から2020年度にかけて、市内の事業者3,811社に送付した。今後も事業所から排出される廃棄物の抑制及びリサイクルを推進するため、市内の事業所に対してごみ減量化、適正排出等に関して協力を求めていく。
環境マネジメントシステム導入への支援	エコ事業所支援制度の創出	環境政策課	市内事業者の自主的な廃棄物抑制や環境負荷の低減のための取組を推進するため、環境マネジメントシステムの認証を支援する。		●	●	環境マネジメントシステム認証支援のため、制度や情報の周知を図った。今後は、山口県が実施する取組支援に関する情報の周知や環境配慮事業者の広報などにより力を入れることで、環境に配慮した事業活動の促進に努めていく。
事業者の環境保全への取組支援	グリーン購入法適合物品の優先的調達	環境政策課	庁内における物品調達の際に、グリーン購入法適合のものを優先的に購入するような仕組みづくりを行う。 具体的な方法として、職員を対象としたグリーン購入法に関する研修、庁内へのグリーン購入法啓発、基本方針の策定などを検討する。		●	●	グリーン購入研修会に出席している。今後も庁内へのグリーン購入法啓発などに努めていく。
	環境配慮契約推進	環境政策課	従前の“価格競争”のみによる契約ではなく、“価格競争”と“環境性能”により契約者を選定する仕組みづくりを行う。 具体的な方法として、職員を対象とした環境配慮契約に関する研修、基本方針の策定などを検討する。		●	●	環境配慮契約に関する研修会への参加やインターネット等を通じて情報収集、また関係課と協議を行い、引き続き環境配慮契約を推進していく。
「公共工事等の事業者選定における環境マネジメントシステム取得状況の評価制度」の推進		環境政策課	公共工事等の事業者選定の際に、環境マネジメントシステム取得事業者を評価する制度を推進する。		●	●	2018(平成30)年度から、評価項目に環境マネジメントシステム取得状況を加えた落札方式が実施されており、環境マネジメントシステム取得事業者が評価される制度が導入されている。
		契約課			●	●	本市の一般競争入札における総合評価方式において、「企業の技術的能力」を評価する項目としてISO14001等の環境マネジメントシステム取得状況を設定し、取得事業者を加点することでインセンティブを与えている。今後も事業者の環境保全への取り組みを支援するため、制度を継続していく。

②地域コミュニティの活性化

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
地域コミュニティ活動の場の確保	住民自治によるまちづくりの推進	まちづくり政策課	多様な主体が地域の課題解決や地域活性化に取り組む「住民自治によるまちづくり」により設立されたまちづくり協議会を、まちづくりを支える人材の育成や市職員によるサポート体制により積極的に支援する。	●		●	地域サポート職員が、協議会の運営委員会等に積極的に参加し、協議会の運営及び活動に対するサポートを行った。環境保全活動にかかる情報提供は都度、必要に応じて行っている。引き続き、まちづくり協議会の支援を積極的に行う。
	コミュニティづくり推進事業	まちづくり政策課	コミュニティ施設を拠点に地域活動を通じた住民の交流推進、地域コミュニティの活性化を図る。	●		●	地域コミュニティによる地域活動の活性化を図るため、町民館の整備、掲示板の設置に対する補助を行うほか、コミュニティ施設の維持管理を行った。また、下関市連合自治会、地区の自治連合会、単位自治会との連携を図った。今後も地域活動に対する支援は必要であるため、引き続き町民館の整備や維持補修等の支援を行い、活動の場の確保に努める。
	町民館整備事業等補助金交付事業	まちづくり政策課	自治会が所有する町民館の増改築修繕費用及び町民館として使用する建物の購入費用の一部(事業費の4割)の補助を行う。	●		●	【5年間の実績】 2017(平成29)年度: 15件(14,606,000円) 2018(平成30)年度: 23件(13,150,000円) 2019(令和元)年度: 26件(12,512,000円) 2020(令和2)年度: 15件(12,570,000円) 2021(令和3)年度: 23件(11,945,000円) ※毎年度、交付申請額が予算額を上回り、選定の結果交付決定に至らない団体が複数有り。 これらから、市民のニーズに即した補助制度であると考えており、今後も制度を継続していく予定。
	地域コミュニティ活動の拠点施設の整備	生涯学習課	公民館や生涯学習プラザ等の地域コミュニティ活動の拠点となる社会教育施設の整備に努める。			●	多くの施設で経年劣化による修繕が増え、緊急性のある修繕を優先的に冷暖房設備、照明器具、自動ドア、外壁補修等の修繕を実施した。また、安全安心に社会教育施設を利用して頂くために、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として各公民館等にサーマルカメラを導入したりトイレの洋式化を行ったが、必要最低限の整備しか出来ていないため引き続き整備を行っていく必要がある。
市民環境美化活動、海岸清掃等取組の支援	衛生思想の普及	生活衛生課	地域住民の自主的な組織活動を通じて、安全で快適な生活環境の保全並びに健康で生き生きと暮らせるまちづくりを推進するため、河川海岸愛護活動を行っている「下関市快適環境づくり推進協議会」に対して、補助金を交付する。	●		●	2020、2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業が縮小されたが、実施された河川海岸愛護活動については補助金を交付した。 引き続き、事業の推進を図るため、補助金を交付する予定。
	環境美化の推進及び普及啓発	クリーン推進課	市民活動団体への支援及び清掃キャンペーンによるPRを行うことにより、市民に対する美化意識の向上を図る。 4月～翌年3月の期間に実施するしものせき美化(びかびか)大作戦での市内自治会、企業、ボランティア団体等の環境美化活動の支援、年に1回のしものせき美化美化キャンペーンを実施する。	●	●	●	しものせき美化(びかびか)大作戦については、2018年度より実施期間を4月から翌年3月の通年で行う事業とし、2019年度までは参加者が増加した。新型コロナウイルス感染症の影響により2020年度から減少しているが、参加者が安心して活動できる規模のニーズに沿うことができるよう市内の自治会等の環境美化活動を支援していく。 また、しものせき美化美化キャンペーンについて、2017年度は30団体290人、2018年度は25団体272人、2019年度は27団体331人が参加した。2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたが、今後は感染症対策を講じつつ実施できるキャンペーンを開催する。
	沿岸漁場保全対策事業	水産振興課	漁業生産力低下の防止や環境美化を図るため、市内の漁業者等が実施する海浜清掃活動を支援する。		●	●	海浜清掃活動に対して、活動費の一部としてゴミ袋等の消耗品を支給するなど支援を行っている。 今後も当該活動に対して支援を実施していく必要がある。
	長府宮崎町の海岸清掃	港湾局振興課	本市の管理海岸である長府宮崎町海岸の良好な景観維持と海岸保全を目的として、年1回、官民共同のボランティアによる漂着ごみの回収・処理を行う。	●	●	●	国の高潮対策工事の関係で、長府浜浦町での海岸清掃は2019年度をもって終了。 2020年度より実施場所を長府宮崎町海岸に代え、実施している。

③持続可能な社会づくりの担い手の育成

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017~2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
環境教育による担い手としての意識の醸成	環境教育プログラムの検討	環境政策課	学校における理科の学習や総合学習などと連携した環境教育プログラムを検討する。			●	他自治体の事例についてインターネット等を通じて情報収集や関係課との協議を行うなど引き続き検討する。
	環境教室、環境講座の企画・運営	環境政策課	地球温暖化対策について啓発する環境教室や、自然と触れ合いながら環境保全について学ぶ自然教室などを、より幅広い対象が受講できるようにするとともに、受講側のニーズも考慮しながらメニューを整備し実施する。	●		●	地球温暖化対策講義、出前講座、菜の花プロジェクト、水辺の教室を実施しており、2017年以降の実施回数はほぼ横ばいで推移している。今後も市民に環境分野に関心を持ってもらい、広く認知してもらうよう、継続して講義等を実施していく。
	リサイクルプラザにおける各種催しの開催	環境政策課	下関市リサイクルプラザを会場としたイベントを開催する。環境月間(6月)、地球温暖化防止月間(12月)には環境意識の啓発のための催しを企画する。	●		●	コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、2020年度よりサマーキッズエコフェスタは規模を縮小しサマーキッズエコ講座などを開催した。今後も環境に関する催しの開催に努める。
	ごみの減量、再資源化に関する普及啓発	グリーン推進課	小学生とその保護者に対し、親子リサイクル教室(夏休み期間)を通じてごみ減量等の重要性について分かり易く説明を行い、ごみの排出抑制に対する意識の向上を図る。	●		●	2017年度から2019年度において7月下旬から8月中旬にかけて3週連続で毎日20組を募集して開催した。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としたが、2021年度は感染症対策を実施しつつ2週連続で毎日8組を募集して開催した。今後も家庭で実践できるごみの減量等を啓発するため、コロナ禍においても親子が安心して参加できる教室の在り方を検討していく。
	子ども文化パスポート事業	教育政策課	親子のふれあいを増やし、子供たちが、地域の文化・歴史・自然に接することで、豊かな心を育むことをねらいとした事業。夏休み期間を中心に、文化施設をはじめとするさまざまな施設に無料又は一部割引で入場できる特典付のパスポートを子供たちに配付する。	●		●	2017~2019年の3年間のパスポート利用者数の平均は、6,658人であった。2020年は新型コロナウイルス感染症防止の観点から中止となり、2021年は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が2,175人となった。新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数は減少したが、それ以前は6,000人以上の子供達がパスポートを利用している。このような状況から、子供達のニーズに即した事業と考えており、今後も、他市とも協議を行い事業を継続していきたい。
	下関市生涯学習まちづくり出前講座	生涯学習課	市民の利用申し込みに応じて「環境教室」、「ごみダイエットとリサイクル」等の講座を開催する。			●	【5年間の開催実績】 2017年度：環境教室3回、ごみダイエットとリサイクル18回、リサイクル体験講座0回 2018年度：環境教室3回、ごみダイエットとリサイクル14回、リサイクル体験講座5回 2019年度：環境教室3回、ごみダイエットとリサイクル14回、リサイクル体験講座0回 2020年度：環境教室1回、ごみダイエットとリサイクル4回、リサイクル体験講座0回 2021年度：環境教室5回、ごみダイエットとリサイクル4回、リサイクル体験講座0回 2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催数が減少したが、2021年度には回復し、市民の環境に関する関心が強いことがわかる。そのためこれらの講座の継続の必要性を感じている。
市民活動支援と環境リーダーの育成	パートナーシップ推進事業	まちづくり政策課	下関市市民活動促進基本計画を策定し、計画を推進する。また、市民活動団体の拠点施設として、しものせき市民活動センターの機能強化を図り、「市民活動保険」等により市民活動団体の支援を行う。	●	●	●	2021年2月に策定した第4次下関市市民活動促進基本計画に基づき、市民活動のさらなる推進を図る。市民活動団体の拠点施設であるしものせき市民活動センターは、民間のノウハウを活用した機能強化を図るため、2019年度に指定管理者制度を導入した。今後は、ボランティア登録制度を導入するなど、市民活動の促進を図る。また、引き続き「市民活動保険」に加入し、市民活動の支援を行う。
	環境リーダー養成事業	環境政策課	市内大学生等が自ら環境教室や自然教室の企画・実施をすることで、環境分野において将来的に活躍できる人材の育成を図る。	●		●	環境リーダー登録人数は、参加団体が2団体から1団体になったこと、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しているが、今後も、制度の周知を行い、環境分野において将来活躍する人材の育成に努めていく。
	市民活動団体の活動支援	環境政策課	下関市内において環境保全活動を行っている市民活動団体の活動支援を行う。	●	●	●	海ごみ清掃実行委員会が実施する海岸清掃について県の事業を活用した支援を行っているが、引き続き支援を図ると同時に、今後はこの活動に企業など幅広い主体を交えた活動支援を検討していく。
食育の推進	「下関ぶちうま食育プラン」の推進	健康推進課	下関市食育推進計画「下関ぶちうま食育プラン」に基づき食育を推進する。		●	●	本計画は健康寿命の延伸を主目的とし、乳幼児期から高齢者世代まで、ライフステージに応じた食育活動を展開した。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、各家庭で実践できる事業にシフトするなど、軌道修正を図りながら各目標の達成に努めた。2022年度は、展開中の第3次計画の最終年度であるため、最終評価と次期計画の策定を進めている。策定にあたっては、健康寿命の延伸に加えて、次世代へ向けた持続可能な取組も盛り込む内容としている。
	魚食普及の推進	水産振興課	下関地区、豊浦地区、豊北地区の魚食普及推進協議会事業を支援し、主に小中高生、未就学児を対象とした魚食普及、魚の消費拡大を推進する。	●	●	●	各地区で、おさかな料理教室等への補助事業を実施している魚食普及推進協議会の事業を支援し、魚食普及を推進している。新型コロナウイルス感染症による影響を除き、継続的に魚食普及を図っており、今後も、引き続き協議会事業の支援等により魚食普及を推進していく必要がある。
	学校給食における地産地消の推進	学校保健給食課	学校給食における地産(県産)食材の使用割合(品目ベース)を50%以上とする。			●	農林水産振興部、下関市学校給食協会、JA下関などの納入業者等で構成する「地場産農産物学校給食協議会」において、食材の安定した確保や供給のため、情報提供・協議を重ね、地域の旬の食材を学校給食の献立に積極的かつ継続して活用するように務めた。ただし、利用割合の計測は、山口県教育庁が実施する各学期5日間の「学校給食における地場産食材使用状況調査等」による。今後も2024(令和6)年度の新調理場での給食提供に向け、関係部署と協議していきたい。
市民・事業者への情報発信の充実	環境情報の発信	環境政策課	市報や市のホームページ、メールマガジンやSNSを活用し、環境に関するさまざまな情報を発信する。			●	市のホームページを活用して環境に関するさまざまな情報を発信した。引き続き、市報、市のホームページやSNSを活用して環境に関するさまざまな情報を発信していく。
	生物多様性に関する情報の収集	環境政策課	自然環境・生物多様性に係る研修等を通じて、市内の動植物に関する情報を収集する。		●	●	国や県が開催する研修、セミナー等を通じて、最新の情報を収集した。引き続き、国や県が開催する研修、セミナー等を通じて、最新の情報を収集するとともに、関係機関との連携強化を図る。

④国際協力の推進

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
知的交流の推進 (環境関連分野 の人的・技術交流)	東アジア経済交流 推進機構における 他都市との交流	環境政策課	東アジア経済交流推進機構・環境部会に出席し、 他市及び他市環境関連企業と情報交換を行う。		●	●	2017年度から2019年度は環境部会に出席。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、環境部会が延期となっている。東アジア経済交流推進機構の活動方法の見直しを検討されているが、今後も環境部会の状況に応じて他市及び他市環境関連企業と情報交換を行っていく。
国際環境ビジネスの促進	日中韓企業とのビ ジネスマッチングの 促進	環境政策課	東アジア経済交流推進機構・環境部会において、 毎年度更新される部会テーマに関連する市内環 境関連企業に参加を依頼し、日中韓の各都市環 境関連企業とのビジネスマッチングを行い、具 体的な商談への発展を目指す。		●	●	2017年度から2019年度は環境部会に出席。2020年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により、環境部会が延期となっている。東アジア経済交流推進機構の活動方法の見直しを検討されているが、今後も環境部会の状況に応じて促進に努める。

⑤環境影響評価

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
環境配慮の仕組 みづくり	環境配慮体制の整 備	環境政策課	法令、県条例による環境アセスメントの対象とな らない開発事業に対する環境保全への配慮を促 す仕組みづくりを検討する。		●	●	環境情勢に応じて適宜、法令等の改正により対象事業の追加や緩和が行われていることから、国及び県等の動向に注視した。今後も引き続き、国及び県等の動向に注視するとともに、小規模な事業活動に対する、地域の環境特性を考慮した環境保全への配慮を促す仕組みづくり整備に努める。

⑥周辺自治体との環境広域連携

主要な施策	事業名称	担当課	事業内容	事業実施主体			中間目標年における5年間 (2017～2021)の評価・今後の展望
				市民	事業者	市	
自治体間の情報 交換・相互視察	環境関連施策の情 報共有	環境政策課	環境行政広域連携に係る研修会等を通じ、相互 の廃棄物処理をはじめさまざまな環境関連施策 について情報共有を図る。			●	県内の西部6市により環境行政広域連携に関して協定を締結している。今後も、研修会等に参加し、環境の分野で情報共有し、相互に連携を行っていく。

3 パブリックコメント

●パブリックコメントの実施

①目的

市民の市政への参画の一つとして、「下関市環境基本計画」の中間見直し案を広く市民に公表し、市民の意見等を考慮した計画に見直すため実施しました。

②閲覧場所

市役所本庁舎西棟 1 階エントランス、各総合支所、本庁管内の各支所、環境部庁舎、市ホームページ

③意見募集期間

令和 4 年 11 月 25 日（金）から令和 4 年 12 月 26 日（月）まで

④結果

応募者 4 名より、12 件の意見をいただきました。

4 下関市環境基本条例

(平成 17 年 2 月 13 日 条例第 205 号)

私たちの郷土下関は、中国山地を源とする緑あふれる森林や、響灘、周防灘の豊かな海洋と変化に富んだ美しい海岸線に恵まれ、その自然を生かし育みながら、本州と九州の接点としての陸・海上の交通の要衝という地理的な役割を果たすとともに、多くの歴史的な転換の舞台となってきた。

恵み豊かな環境は、自然を構成する様々な要素が、地球という大きな枠の中で密接に関わりあい、微妙な均衡のもとに保たれてきた。しかし、現代の社会経済活動は、資源やエネルギーを大量に消費して、環境への負荷を増大させ、その結果、地域的な環境問題を引き起こすだけでなく、地球全体の生物の生存基盤を脅かすようになっている。

もとより、私たちは、快適で豊かな環境を享受する権利と、その環境を将来の世代へ引き継ぐ責務を有している。

私たち市民一人ひとりがこれまでの生活を省み、その生活様式を見直していくことにより、地球全体の持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境をつくりあげていかなければならない。

ここに、私たちは、自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな森と海の恵みを実感しながら暮らすことのできる快適な環境の形成の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、人類を取り巻く環境が、自然の生態系の微妙な均衡のもとに成り立っており、人間の活動により様々な影響を受けるものであることを認識し、広く市民は健全で豊かな環境の恵みを享受できるとともに、この豊かな環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組まれることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済社会のシステムや生活様式の転換による持続的発展が可能な社会を作っていくことを目指し、行われなければならない。

3 環境の保全は、自然環境が多様な構成要素の密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、人間の活動によって引き起こされる影響に配慮した地域づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人とが共生できる社会の実現を目指し、行われなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者及び市が人類共通の課題であることを認識して、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び快適な環境の形成に資する行動に自ら努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理するとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、生産される製品その他のものが廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、生産される製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に自主的かつ積極的に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、現在及び将来の市民が、豊かな自然環境の中で、健康で文化的な生活が確保できるよう、本市の自然的社会的豊かさを活かして、市民及び事業者との協力のもとに環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らその社会経済活動に際して環境の保全に資する取組を率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全及び快適な環境の形成のための取組を支援する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策の基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然が共生する豊かな生態系を維持するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、豊かな森と海に恵まれた本市の多様な自然環境を保持することにより、人と自然との豊かなふれあいを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの有効利用を推進することにより、環境への負荷の少ない市民生活や事業活動への転換を図ること。
- (4) 豊かな地球環境が、将来にわたって健全な状態に保たれるよう、すべての主体が自主的かつ積極的な取組を行うこと。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する総合的な施策の展開
- (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ下関市環境審議会条例（平成17年条例第206号）第1条の規定により設置する下関市環境審議会及び市民の意見を聞かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

(市民の意見の反映)

第10条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の環境及び生活に関する意見を充分反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第11条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するとともに、市民に環境の状況及び市が環境の保全に関して講じた施策の状況を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第2節 環境の保全のための施策等

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業による環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第13条 市は、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第14条 市は、市民又は事業者が、公害の防止のための施設や省エネルギーに資する設備の整備その他環境への負荷の低減のための適切な措置をとることを促すため、適正な経済的な助成及び技術的な支援等の措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備等)

第15条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設、下水道、廃棄物の公共的な処理施設及び環境への負荷の低減に資する交通施設の整備の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備、森林の整備及び絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の公共的施設の整備その他自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第16条 市は、持続的発展が可能な社会の実現のため、市民及び事業者自らが、社会経済活動や生活様式を見直し、資源及びエネルギーの消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等の推進)

第17条 市は、環境の保全に関する教育及び学習の推進並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、市民及び事業者が、人と環境のかかわりあい等の基本的な知識を習得するとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が、自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、民間団体等が環境に関する理解を深め、環境の保全のための適切な活動を行うことを促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視等の体制の整備)

第20条 市は、過去及び現在の環境の状況の把握、将来の環境の変化の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、前項に掲げる調査を実施するため、必要な監視、測定、試験、研究等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、市民及び事業者と連携、協力して、環境の保全に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第 3 節 地球環境保全の推進等

(地球環境保全への取組)

第 23 条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体及び民間団体等と協力して、地球環境保全に関する調査、情報提供及び技術協力等を行い、国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 下関市環境審議会条例

(平成 17 年 2 月 13 日 条例第 206 号)

(設置)

第 1 条 本市の環境の保全に関する施策を円滑に推進するため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、下関市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 環境の保全に係る基本的事項に関すること。
- (2) その他環境の保全に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者等のうちから、市長が委嘱する。

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

4 臨時委員は、市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により、これを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(専門部会)

第 7 条 審議会は、特別に調査審議する必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

(説明等の聴取)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第 9 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、審議会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

下関市環境基本計画 中間見直し

令和5年3月

■発行／下関市

■編集／下関市環境部環境政策課

〒751-0847 山口県下関市古屋町一丁目 18-1

TEL : 083-252-7115 FAX : 083-252-1329

E-mail : kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

